

別 記



## 別記1

## 用地測量業務成果品一覧表

業務区分	成果品の名称	規 格 等	備 考
地図の転写	公図等転写図	ポリエステルシート #300 0.9m×20m	樞杭が打ってある場合においては、赤色をもって買収線を記載する。
	公図等転写連続図	ポリエステルシート #300 0.9m×20m	位置関係を整合させた連続地図
土地の登記記録調査	土地の登記記録 調査表	様式第6号の1 様式第6号の2	土地の登記事項を転写すること
建物の登記記録調査	建物の登記記録 調査表	様式第7号の1 様式第7号の2	建物の登記事項を転写すること
	立木登記記録		登記簿謄本又は抄本を添付する。
権利者確認調査	権利者調査表	様式第8号の1 様式第8号の2	権利者が法人の場合は、法人登記簿又は商業登記簿の謄本又は抄本を添付する。 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係を証する戸籍簿等の謄本又は抄本を全て添付する。
土地の測量	用地実測図原図	ポリエステルシート #500 0.9m×20m	本規格によりがたい場合は、特記仕様書で指示する。
	用地平面図	ポリエステルシート #300 0.9m×20m	距離に関する数字を除いて作成する。
	基準点成果表		
	基準点網図	A全版	
	観測手簿	A4	すみいれ不要
	計算書		
	基準点精度管理表	A4	
	点の記		点の数は特記仕様書で指示する。
	立会人名簿		
	立会依頼通知書		

	土地境界立会確認書	様式第10号の1	
		様式第10号の2	用地境界杭の設置の場合
	境界点成果書	A4	境界点(座標)には、適宜符号を付し略図を記載するものとする。
	基準点一覧表 (使用部分)		
	境界測量観測手簿		
	境界点間測量精度管理表		
	用地境界仮杭設置箇所表示図		
	面積計算書		
	土地所在図		不動産登記規則別記第1号様式による
	地積測量図		不動産登記規則別記第1号様式による
	不動産調査報告書	様式第13号	
	復元箇所位置図		写真含む。
	復元箇所座標または観測手簿		
	用地境界埋設位置図		写真含む。
用地境界埋設位置座標		幅杭一覧表	

## 別記2

### 土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領

#### (趣旨)

第1条 この要領は、用地調査等共通仕様書第30条の2及び第32条に規定する土壤汚染に関する土地利用履歴等に関する調査要領である。

#### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

##### 一 有害物質

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する特定有害物質、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第2条第3項に規定する特定有害物質その他の法令（条例を含む。以下同じ。）において規定する有害物質をいう。

##### 二 土壤汚染のある土地

有害物質が法令で定める基準に適合しない土地をいう。

##### 三 土壤汚染のおそれがある土地

土壤が汚染される可能性が高い用途として利用された又は利用された可能性のある土地、有害物質を含有する残土等により造成された可能性のある土地、有害物質を投棄し又は埋め立てた可能性のある土地等をいう。

##### 四 土壤が汚染される可能性が高い用途

有害物質を使用、保管又は排出する施設等であって、法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設その他の法令において規定する有害物質の使用等に係る施設等（以下「特定施設等」という。）をいい、例示すると、次のとおりである。

##### イ 産業廃棄物最終処分場

##### ロ 有害物質を取扱う研究施設

##### ハ ガソリンスタンド

##### 五 土壤汚染状況調査（任意調査）

起業者の負担により任意で行われる土壤汚染状況の調査をいい、法に規定された指定調査機関に依頼の上、法で規定された方法により行うものをいう。

#### (土地利用履歴等調査の実施)

第3条 取得又は使用の対象となる土地（以下「対象地」という。）及び対象地に有害物質を流入させるおそれのある周辺地（以下「対象地等」という。）について実施する土壤汚染に関する土地利用履歴等調査については、第4条に掲げる第一段階調査と第6条に掲げる第二段階調査に区分して行うものとする。

(第一段階調査)

第4条 第一段階調査は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。なお、第2号及び第3号に掲げる調査は、第1号の調査の結果、土壤汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に行うものとする。

一 法令関係資料の調査

第2条第1項に掲げる法令に基づく各種届出書類、法第15条に基づき都道府県知事が調製する台帳等の閲覧により、次の事項を確認すること。

イ 法第3条の特定施設の該当の有無

ロ 法第4条又は法第5条に規定する都道府県知事による調査命令の発出及び調査実施の有無

ハ 法第6条に規定する要措置区域又は法第11条に規定する形質変更時要届出区域の指定の有無

ニ 法第7条に規定する汚染の除去等の措置の指示又は命令及び指示措置等の実施の有無

ホ 土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)による改正前の土壤汚染対策法(以下「旧法」という。)第7条に規定する措置命令の発出及び措置の実施の有無

ヘ ダイオキシン類対策特別措置法第29条に規定するダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定の有無

ト 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第3条に規定する農用地土壤汚染対策地域の指定の有無

チ 地方公共団体が定める条例において規定する土壤汚染に係る区域等の指定の有無  
リ その他必要と認められる事項

二 現況利用調査

土地の現況や土壤が汚染される可能性が高い用途に供されているか等を確認すること。

三 都道府県又は土壤汚染対策法施行令第8条に定める市の環境担当部局又は地元自治体にする聞き取り等調査

次の情報について聞き取り調査を行うこと。なお、地元自治体から航空写真、地形図等を容易に入手できる場合には、土壤汚染状況調査(任意調査)の実施の要否の判定に資するため、第6条第1項第2号の規定に関わらず、これを入手すること。

イ 現存する又は過去に設置されていた特定施設等に関する情報

ロ 地下水の利用状況及び汚染状況に関する情報

ハ 過去からの土地利用に関する情報

ニ その他土壤汚染に関する情報

(第一段階調査の結果)

第5条 第一段階調査の結果、次に掲げる場合に該当するときは、第二段階調査を行う必要はないものとする。

一 対象地等が土壤汚染のある土地であるとき。

- 二 前条第2号及び第3号の調査の結果、対象地等が土壤汚染のおそれがある土地のうち土壤汚染状況調査（任意調査）の必要性があると判定された土地であるとき。
- 三 過去の調査により土壤汚染が発見されなかった土地又は過去の調査により土壤汚染が発見されたが、汚染の除去等の措置が実施されている土地であり、現地に異状が認められないとき。
- 四 次の場合のように、対象地等が、過去に土壤が汚染される可能性が高い用途として利用されていなかったこと、有害物質を含有する残土等により造成されていないこと及び有害物質を投棄し又は埋め立てていないことが確認できるとき。
  - イ 山林や農地として継続的に使用され、土地の改変（圃場整備を除く。）が行われていない土地であり、現地に異状が認められないとき。
  - ロ 昭和40年代以降、継続して居住の用又は有害物質を使用しないことが明らかな事業場の用のみに供されていた宅地であり、現地に異状が認められないとき。

#### （第二段階調査）

第6条 第二段階調査は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

##### 一 登記履歴調査

登記履歴調査は、土地については所有者及び地目を、建物については所有者及び種類を、所有者が法人の場合には法人名及び業種等を調査すること。

##### 二 住宅地図等調査

住宅地図、航空写真等により、工場等の業種等、焼却炉の有無、廃棄物の埋設の有無等の土地の利用状況等を調査すること。

##### 三 地形図等調査

第1号及び前号の調査の結果、土壤汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に、旧版地形図、土地利用図等により、土地の傾斜の有無等や造成の有無等土地の形質変更の状況を調査すること。

##### 四 地元精通者等への聞き取り調査

第1号、第2号及び前号の調査の結果、土壤汚染のおそれの有無を確認できなかった場合に、自治会役員、不動産仲介業者、開発業者、土地家屋調査士等の地元精通者に対して聞き取り調査を行うこと。また、土壤汚染状況調査（任意調査）の実施の要否の判定に資するため、必要と認められる場合に、土地所有者等に対して聞き取り調査を行うこと。

2 前項第1号、第2号及び第3号の調査は、入手又は閲覧可能な各資料について、昭和40年代まで（対象地周辺に軍需工場が存した形跡がある場合は、昭和初期まで）さかのぼって行うものとする。

3 第1項第4号の聞き取り調査を行うに当たっては、有効な調査結果が得られるよう、調査対象者の人選や協力依頼の方法に留意するものとし、守秘義務に十分配慮するとともに、無用な風評の発生、トラブル等を避けるよう注意するものとする。

(調査報告書)

第7条 土地利用履歴等調査の調査結果については、様式第1及び様式第2による土壌汚染に関する土地利用履歴等調査報告書に記載するものとし、対象調査区域を表示する図面（用地平面図等に土壌汚染状況等を色分けして表示する。）並びに第一段階調査及び第二段階調査で収集した資料を添付するものとする。また、必要に応じて様式第3、様式第4及び様式第5の各調査表に詳細事項を記載するものとする。

2 様式第1から様式第5までの調査書の記載は、可能な限り一筆ごとに記載するものとする。ただし、様式第1、様式第3及び様式第4については、一筆ごとの調査結果が同一である場合には、土地利用状況を同じくする一定の区域ごとに記載することができるものとする。



土壤汚染等に関する土地利用履歴等調査報告書 (1)

調査年月日： \_\_\_\_\_ 調査者氏名： \_\_\_\_\_

土地の所在 (筆・区域)	
対象地・周辺地	<input type="checkbox"/> 対象地 <input type="checkbox"/> 周辺地
1) 法令関係資料の調査	<input type="checkbox"/> 台帳等 <input type="checkbox"/> 法3条：特定施設 ( ) <input type="checkbox"/> 調査命令 (法 条 ) ( <input type="checkbox"/> 履行済 ( ) <input type="checkbox"/> 未済 ) <input type="checkbox"/> 区域の指定 (法 条 ) <input type="checkbox"/> 措置の指示又は命令 (法 条 ) ( <input type="checkbox"/> 措置済 ( ) <input type="checkbox"/> 未済 ) <input type="checkbox"/> 過去の調査 ( <input type="checkbox"/> 汚染有 <input type="checkbox"/> 汚染無 ) 工場又は事業場の名称 ( ) 特定施設の種類 ( ) 汚染物質名等 ( ) その他の事項 ( ) <input type="checkbox"/> 公的資料 (法令名： ) (該当条項： ) (その他： ) (※詳細は別紙3法令関係資料調査表参照)
2)	
①現地踏査 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	土地の現況 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 住宅地 <input type="checkbox"/> 事業場 <input type="checkbox"/> 店舗等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 汚染可能性のある利用状況 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 特定施設等 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物等 <input type="checkbox"/> 焼却施設 <input type="checkbox"/> 臭気 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (※詳細は様式第4現地踏査調査表参照)
②都道府県又は政令指定都市の環境担当部局及び地元自治体に対する聞き取り調査 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	聞き取り先 ( ) 聞き取り結果 <input type="checkbox"/> 特定施設等 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (種類等) ) <input type="checkbox"/> 地下水の利用状況及び汚染状況 地下水異常 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況等) ) <input type="checkbox"/> 過去からの土地利用状況 汚染可能性 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (種類・時期) ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) 文 献 名 ( ) <input type="checkbox"/> 調査結果 ( )

土壤汚染等に関する土地利用履歴等調査報告書 (2)

調査年月日： \_\_\_\_\_ 調査者氏名： \_\_\_\_\_

土地の所在 (地番、地目)	
対象地・周辺地	<input type="checkbox"/> 対象地 <input type="checkbox"/> 周辺地
土地所有者 住所・氏名又は名称	
土地の占有者・管理者 住所・氏名又は名称	
1) 登記履歴調査	<input type="checkbox"/> 土地登記 (s 年 地番 所有者 地目 ) (s 年 地番 所有者 地目 ) <input type="checkbox"/> 建物登記 (s 年 地番 所有者 種類 ) (s 年 地番 所有者 種類 ) <input type="checkbox"/> 法人登記 (s 年 法人名 業種 )
2) 住宅地図等調査	<input type="checkbox"/> 住宅地図 (s 年 利用状況等 ) (s 年 利用状況等 ) <input type="checkbox"/> 航空写真 (s 年 利用状況等 ) (s 年 利用状況等 )
3) 地形図等調査 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	調査図名 ( ) 調査結果 土地の傾斜の有無等 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (方向： 角度： )) 造成の有無 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )) 造成の規模 ( ) 造成の工法 ( ) 施工の年代 ( ) その他 ( )
4) 地元精通者等への 聞き取り調査 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	聞き取り先 ( ) 聞き取り結果 <input type="checkbox"/> 特定施設等 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (種類等 )) <input type="checkbox"/> 地下水異常 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況等 )) <input type="checkbox"/> 汚染可能性のある利用状況 ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (種類・時期 ) ) <input type="checkbox"/> その他 ( )

(※詳細は別紙5履歴等聞き取り調査表参照)

法令関係資料調査表

調査年月日: \_\_\_\_\_ 調査者氏名: \_\_\_\_\_

土地の所在 (地番、地目)	
対象地・周辺地	<input type="checkbox"/> 対象地 <input type="checkbox"/> 周辺地
土地所有者 住所・氏名又は名称	
土地の占有者・管理者 住所・氏名又は名称	
1) 台帳等	<input type="checkbox"/> 指定等有 <input type="checkbox"/> 指定等無 <input type="checkbox"/> 法3条: 特定施設 ( ) <input type="checkbox"/> 法4条: 調査命令 ( <input type="checkbox"/> 履行済 ( ) <input type="checkbox"/> 未済) <input type="checkbox"/> 法5条: 調査命令 ( <input type="checkbox"/> 履行済 ( ) <input type="checkbox"/> 未済) <input type="checkbox"/> 法6条: 要措置区域 ( ) <input type="checkbox"/> 法7条: 指示措置等の指示又は命令 <input type="checkbox"/> 措置済 (措置内容: ) <input type="checkbox"/> 未済 <input type="checkbox"/> 法11条: 形質変更時要届出区域 ( ) <input type="checkbox"/> 旧法7条: 措置命令 <input type="checkbox"/> 措置済 (措置内容: ) <input type="checkbox"/> 未済 <input type="checkbox"/> 過去の調査 ( <input type="checkbox"/> 汚染有 <input type="checkbox"/> 汚染無) 工場又は事業場の名称 ( ) 特定施設の種類 ( ) 汚染物質名等 ( )
2) 公的資料調査	資料名 ( ) <input type="checkbox"/> 過去の調査 ( <input type="checkbox"/> 汚染有 <input type="checkbox"/> 汚染無) 工場又は事業場の名称 ( ) 特定施設の種類 ( ) 汚染物質名等 ( ) その他の事項 ( ) <input type="checkbox"/> その他法令 (法令名: ) 該当条項 ( ) 必要な措置等 ( ) 工場又は事業場の名称 ( ) 施設の種類 ( ) 汚染物質名等 ( ) その他の事項 ( )

現況利用調査表

調査年月日： \_\_\_\_\_ 調査者氏名： \_\_\_\_\_

土地の所在 (筆・区域)	
対象地・周辺地	<input type="checkbox"/> 対象地 <input type="checkbox"/> 周辺地
1) 地形の状況	平坦性等 ( <input type="checkbox"/> 低平地 <input type="checkbox"/> 台地 <input type="checkbox"/> 丘陵地 <input type="checkbox"/> 山地 <input type="checkbox"/> その他 ) 河川等との位置関係等 ( )
2) 土地の現況	<input type="checkbox"/> 農地 ( <input type="checkbox"/> 田 ( <input type="checkbox"/> 圃場整備有 <input type="checkbox"/> 無 ) ) ( <input type="checkbox"/> 畑 ( ) ) ( <input type="checkbox"/> 牧草地 ( ) ) <input type="checkbox"/> 山林 ( ) ) <input type="checkbox"/> 住宅地 ( ) ) <input type="checkbox"/> 事業場 ( ) ) <input type="checkbox"/> 店舗等 ( ) ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
3) 汚染可能性のある 利用状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 特定施設等 ( ) ) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物等 ( ) ) <input type="checkbox"/> 焼却施設 ( ) ) <input type="checkbox"/> 臭気 ( ) ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
4) その他	

履歴等聞き取り調査表

調査年月日： \_\_\_\_\_ 調査者氏名： \_\_\_\_\_

土地の所在 (地番、地目)	
対象地・周辺地	<input type="checkbox"/> 対象地 <input type="checkbox"/> 周辺地
土地所有者 住所・氏名又は名称	
土地の占有者・管理者 住所・氏名又は名称	
聴取者住所・氏名等	
地形の状況 (造成の有無等)	
建物等の状況	
井戸等の状況	
過去の土地利用状況	期間：  期間：  期間：

別記3

用地測量作業要領

(通則)

- 1 用地測量の作業方法、精度その他必要な事項については、長野県公共測量作業規程（昭和62年3月30日付け61監第635号）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(トータルステーション測量)

- 2 トータルステーションを使用する測量は、公共測量作業規程第21条に規定する4級基準点測量と同等とし、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 補足多角測量

イ 補足多角測量は、国等が設定した基準点及び国等が行う工事等により設定した基準点等（以下「基準点」という。）を基準として、筆界点測量が実施できるよう用地測量のための基準点（以下「補助基準点」という。）を設置し、その位置を定める作業をいう。

ロ 補足多角測量は、原則として結合多角方式又は単路線方式によるものとし、必要に応じて閉合多角方式、三角方式によって行うことができるものとする。

ハ 補助基準点は、連番を付するものとし、できるだけ起業地外で道路、橋梁部、鉄塔敷等の耐久物点を選定し、基準点に準じた標識を設置するものとする。

補助基準点を設置することなく筆界点測量が可能な場合は、補足多角測量を省略することができる。

(2) 筆界点測量

イ 筆界点測量は、基準点及び補助基準点を基準として境界立会いにより確認された筆界点、各筆の変化点、地目により区分された点及び用地幅杭点等（以下「筆界点等」という。）の位置を定める作業をいう。

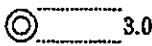
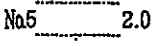

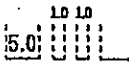
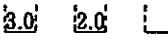

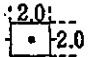
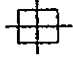


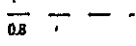
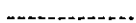

ロ 筆界点測量は、補足多角測量に準ずる方法及び放射法により測量するものとする。





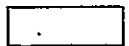
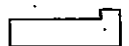
ハ 各筆界点等は、連番を付するものとする。

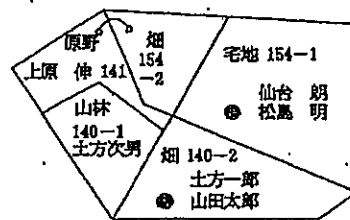
別記4

用地実測図及び用地平面図表示記号

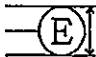

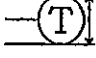
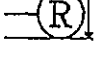
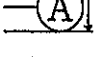
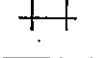
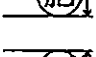
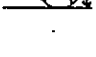
(数字に単位表示がないものはmmとする)

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
中心杭	 3.0	黒 0.2	字名は4.5mm直立等線体で表示すること  測量に係る土地を取得し、又は使用するに当たり、分筆を要するものでありかつ当該土地に左に掲げる境界標がない場合においては、当該境界に代えて当該土地のうち取得し、又は使用する部分にそれ以外の部分との境界に存する適宜の境界線と近傍の恒久的地物（幅杭を含む）との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。
中心杭番号	 2.0	黒 0.2	
用地杭及び起業地の境界	 2.0	赤 0.15	
大字の境界	 5.0	黒 0.35	
字の境界	 3.0 2.0	黒 0.35	
土地の境界		黒 0.15	
土地の境界標			
イ 石 杭	 2.0	黒 0.15	
ロ コンクリート杭		黒 0.15	
ハ 合成樹脂杭		黒 0.15	
ニ 不銹鋼杭		黒 0.15	
一筆内の異なる権利の境界	 0.8	黒 0.10	
一筆内の異なる地目の境界		黒 0.10	
一筆内の異なる占有者の境界		黒 0.15	

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
地 番	アラビア数字 左横書 字の高さ 2.0 字の間隔 2.0	黒 0.15	
同一所有者記号		黒 0.10	
所有者等の氏名 〔土地に関する権利（担保物件を除く）が設定されているときは権利の種類及び権利者の氏名〕	左横書 正方形直立等線体 字の大きさ 2.5 字の間隔 1.0 やむをえないときは縦書きとする。	黒 0.15	
地 目	字の大きさ 2.5 字の間隔 2.5以内	黒 0.15	
三斜線（底辺）		黒 0.10	
〃（垂線）		黒 0.10	
流水の方向		黒 0.10	
建物、工作物			
木 造		黒 0.15～0.35	無壁舎は破線で表示すること。
非 木 造		黒 0.35	表示は外側真形とする。





区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例																												
	形状及び大きさ	線幅及び線色																													
配電線路	 1.5	黒 0.15	柱の正位置を表示する。 外枠は支持物の敷地の実測 内枠は支持物の基礎を表示																												
送電線路	 1.5	黒 0.15																													
通信線路	 1.5	黒 0.15																													
鉄道・軌道	 1.5	黒 0.15																													
その他	 1.5	黒 0.15																													
井戸	 2.0	黒 0.15																													
肥料槽	 2.0	黒 0.15																													
貯水槽	 2.0	黒 0.15																													
業務名			<table border="1"> <tr> <td>業務名</td> <td colspan="3">年度</td> </tr> <tr> <td>箇所名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>縮尺</td> <td></td> <td>図面番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量年月日</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>受託者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>調査者</td> <td>計算者</td> <td>検査者</td> <td>照合者</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>印</td> <td>印</td> <td>印</td> </tr> </table>	業務名	年度			箇所名				縮尺		図面番号		測量年月日	年 月 日			受託者				調査者	計算者	検査者	照合者	印	印	印	印
業務名	年度																														
箇所名																															
縮尺		図面番号																													
測量年月日	年 月 日																														
受託者																															
調査者	計算者	検査者		照合者																											
印	印	印	印																												
箇所名	縦 6.5cm	黒																													
測量年月日																															
縮尺	横 10.0cm																														
受託者等																															

別記5

## 不動産調査報告書記載要領

用地調査等共通仕様書第32条の16で規定する不動産調査報告書は、別添「不動産登記規則第93条不動産調査報告書」記載要領により作成するものとする。

# 「不動産登記規則第93条不動産調査報告書」記載要領

## 第1 土地・建物に共通する記載事項

### 1 作成年月日

不動産調査報告書を作成した年月日を記載する。

### 2 作成者

官公署の職員が調査・測量した場合は、実際に調査・測量をした者が、記名押印又は電子署名する。

また、連絡先の電話番号も記載する。

### 3 記載方法

チェックボックスでは、該当する項目の□の中にレ点、●、■等の見やすい印を付ける。該当する項目が複数ある場合は、それぞれ印を付ける。該当する項目の表示がない場合は、その他( )の( )内に項目を記載する。

なお、当該箇所に記載できない場合には、適宜「備考」又は「特記事項」欄に記載する。

### ( ) 章以降 無

ある章以降に報告事項がない場合には、「( ) 章以降 無」欄の( )内に章番号2けたを記入する。建物の場合は、普通建物、区分建物又はその両方のいずれにかかる申請であるかを区別し、該当するチェックボックスに印を付ける。調査を行った項目の中で、特別に記載すべき事項がある場合は「特記事項」欄を、参考すべき事項がある場合は「備考」欄に記載する。

調査項目中、特別に報告すべき事項がある場合は「報告事項」欄に、不動産調査報告書による各詳細項目の包括的な報告がある場合は「総合報告」欄に記載する。

### 4 画像情報

画像情報は、現地の状況が確認できる有益な資料となるので、可能な限り添付するものとする。

画像情報は、画像データのほか、不動産調査報告書毎の通し番号である「画像資料No」及び説明を「摘要」欄に記載し、撮影又は作成のチェックボックスに印を付け、撮影又は作成年月日を記入する。また、画像情報の撮影方向等は、調査素図に記載する。

### 5 調査素図

調査素図は、調査概要の補助資料として現況図、網図等を記載する。

調査素図は、登記所以外の資料として、土地第Ⅱ編第6章又は建物第Ⅱ編第8章「登記所以外の資料」に記載する。

6 不動産調査報告書の書面出力の規格

不動産調査報告書を書面に出力する場合は、日本工業規格 A 列 4 判とする。

## 第2 土地の不動産調査報告書記載事項

### I 編 基礎情報（登記記録又は申請情報）

登記記録等の情報又は申請情報を記載する。

#### (01) 登記（業務）の目的

申請する登記等の目的に該当する項目のチェックボックスに印を付ける。登記の目的が複数ある場合、複数の該当する項目のチェックボックスにそれぞれ印を付ける。

該当する項目がない場合は、「その他（ ）」のチェックボックスに印を付け（ ）内に、その目的を記載する。

#### (02) 申請対象土地

申請の対象となる土地の所在、登記記録又は申請情報の別、地番等を記載する。申請情報に関しては、予定地番及び符号を記載できる。

#### (03) 申請人及び利害関係人

申請の対象となる土地の情報として、所有者及び利害関係人等の権利の種別、住所又は所在地及び氏名又は名称を記載する。また、所有者の本人確認の方法について記載する。

#### (04) 隣接関係等

申請の対象となる土地の隣接地番、所有者等の情報で、登記記録により調査した情報を記載する。

### II 編 資料に関する調査又は確認

対象土地に係る資料の調査結果及び資料の内容等について記載する。

なお、記載する情報は、添付情報のみとは限らない。

#### (05) 登記所備付資料

登記所に備え付けられた登記記録以外の資料について、調査した資料の名称及びその内容、活用方法、確認年月日等の情報を記載する。地図番号等の記載が必要な場合は、備考欄に記載する。

#### (06) 登記所以外の資料

登記所以外で管理、保管されている資料等について、調査した資料の名称及びその内容、活用方法、確認年月日等の情報を記載する。

#### (07) 所有に係る資料

所有者又は所有権を証する情報について、調査した資料の名称及びその内容、活用方法、確認年月日等の情報を記載する。

#### (08) 官公署の許可等

登記所以外の官公署が作成、管理している資料等について、調査した資料の名称及びその内容、活用方法、確認年月日等の情報を記載する。

### III編 対象土地の特定に関する現地調査

当編以下の章については、現地等において「I編基礎情報（登記記録又は申請情報）」と「II編資料に関する調査又は確認」の情報とを比較し、調査した事項を記載する。本編においては、主に対象土地の特定について、現地等において調査した事項、所有権に関する調査事項、合筆又は分筆登記の特記事項について記載する。また、隣接地について、必要に応じ調査した事項及び申請地との位置関係を記載する。

#### (09) 土地の区画・形状調査・確認

申請の対象となる土地の区画形状、区画線、配列等に基づいて、当該土地を特定するに至った経緯等、現地調査の結果を記載する。

#### (10) 占有状況・利用状況の調査

申請の対象となる土地の現況、利用状況、利用目的、占有状況、区域等について、調査した事項を記載する。土地の地目の状況に関する調査等では、原因及びその日付についての調査結果も記載する。

#### (11) 所有権調査

所有者又は利害関係人等との面談による調査、申請の対象となる土地の所有権を証する情報との比較等に基づき、所有権の確認等、調査結果を記載する。

#### (12) 合筆の特記事項

申請の対象となる土地の合筆制限の調査及び現地調査の結果等、必要な事項を記載する。

#### (13) 分筆の特記事項

分割後の土地に関し、分割後の土地の表示、分割点の符号、分割後の地目、地役権、権利の消滅承諾等の必要な事項を記載する。

### IV編 対象土地に関する筆界の確認

対象土地の筆界の調査に関し、立会が行われた状況及び確認作業の実施状況等を記載する。

#### (14) 登記所備付地図の種類

申請の対象となる土地の登記所備付地図等の精度区分及び現地との整合性等について、調査した事項を記載する。

#### 立会人並びに筆界確認及び境界標の状況

申請地及び隣接地の別、該当地番を記載する。また既存図面等を調査素図として用い説明しても良い。

#### (15) 既提出の地積測量図との関係

既提出の地積測量図の有無及び作成年月日を記載する。既提出地積測量図の作成経緯、精度等を調査し、現地との整合性について記載する。

(16) 境界標の状況、立会の態様、筆界確認の方法

「境界標の状況」欄には、境界標の有無、境界標の既存新設の別、点数、標識の種類等を記載する。

「立会の態様」欄には、立会人の住所、氏名、権限及びその確認方法等を記載する。

「筆界確認の方法」欄には、筆界の復元又は確認の方法及び明示の状況等、筆界確認の経過及び結果を記載する。

## V編 地積の測量方法に関する情報

対象土地の地積、筆界点の位置等を明らかにするため調査測量を実施した場合は、その方法、内容、座標系の扱い、成果等について記載する。

(17) 基本三角点等・恒久的地物（登記基準点・参照点等）からの測量

基本三角点等の符号及び名称、既知点・新点の別、標識、恒久的地物の種類、データ種別、座標系、変換方法、使用機器、観測の方法、精度管理、測量年月日、座標値、作業内容等を記載する。

(18) 筆界点測量

「画地調整」欄には、復元型画地調整、分筆型画地調整の別、条件、調整計算資料等を記載する。調査素図で説明をすることもできる。

「細部測量」欄には、筆界点名又は符号、既設・新設の別、使用機器、測量者、観測の方法、測量年月日等を記載する。

(19) 求積方法

申請情報の測量成果について、地番、計算方法、登記記録との差等を記載する。

(20) 誤差の許容限度

地域区分、精度区分における、位置、辺長、面積等の誤差を確認し、その内容を記載する。

### 第3 建物の不動産調査報告書記載事項

#### I 編 基礎情報(登記記録又は申請情報)

登記記録等の情報又は申請情報を記載する。

(01) 登記(業務)の目的

申請する登記等の目的に該当する項目のチェックボックスに印を付ける。登記の目的が複数ある場合、複数の該当する項目のチェックボックスにそれぞれ印を付ける。

該当する項目がない場合は、「その他( )」のチェックボックスに印を付け( )内に、その目的を記載する。

(02) 申請対象建物の敷地

申請の対象となる建物等の敷地の所在、地番、地積等を記載する。

(03) 申請対象建物

申請の対象となる建物の登記記録又は申請情報の別、種類等を記載する。申請情報に関しては、予定家屋番号等を記載できる。

(04) 申請人及び利害関係人

建物の所有者及びその敷地に係る権利者等に関する登記記録の情報又は申請情報を記載する。また、所有者の本人確認の方法を記載する。

(05) 隣接関係等

申請の対象となる建物の敷地の隣接地番を記載する。その所有者等に関する情報は、備考欄を使用する。

(06) 同一敷地内の建物

申請の対象となる建物の敷地内における申請対象建物以外の建物等の有無、類似建物の調査結果等を記載する。

#### II 編 資料に関する調査又は確認

対象建物に係る資料の調査結果及び資料の内容等について記載する。  
なお、記載する情報は、添付情報のみとは限らない。

(07) 登記所備付資料

登記所に備え付けられた登記記録以外の資料について、調査した資料の名称及びその内容、活用方法、確認年月日等の情報を記載する。地図番号等の記載が必要な場合は、備考欄に記載する。

(08) 登記所以外の資料

登記所以外で管理、保管されている資料等について、調査した資料の名称及びその内容、活用方法、確認年月日等の情報を記載する。

(09) 所有に係る資料

所有者又は所有権を証する情報について、調査した資料の名称及び



その内容、活用方法、確認年月日等の情報を記載する。

(10) 官公署の許可等

登記所以外の官公署が作成、管理している資料等について、調査した資料の名称及びその内容、活用方法、確認年月日等の情報を記載する。

(11) 立会人

申請の対象となる建物の調査に関し、立会又は確認した者がいる場合には、その者の住所、氏名、権限等の情報を記載する。

### Ⅲ編 対象建物の特定に関する現地調査

建物及びその敷地の特定に関して、現地において調査した事項等について記載する。また、既存図面等を調査素図として用い説明しても差し支えない。

#### 建物の所在する土地

(12) 敷地の区画・形状の調査・確認

建物の所在する土地の地番の特定について、区画形状、配列等の調査結果を記載する。

(13) 建物所在位置の調査・特定

建物の所在位置について、隣接地及び敷地内の位置関係、方位、既存図面、二重登記の有無等の調査結果を記載する。

#### 隣接地

(14) 敷地の区画・形状の調査・確認

建物の所在する土地の隣接地について、区画形状、配列等の調査結果を記載する。

### Ⅳ編 物理的状況の調査及び確認に関する現地調査

「Ⅰ編基礎情報(登記記録又は申請情報)」並びに「Ⅱ編資料に関する調査又は確認」及び「Ⅲ編対象建物の特定に関する現地調査」により調査された事項と比較し、以下の各章の項目別に、建物等の物理的状況の調査結果を記載する。各章においては必要に応じて、一棟・専有部分の別、並びに主(家屋番号)・附(符号)の別を適宜の欄に記載する。

(15) 建物の滅失に関する情報

建物等の滅失について、所有権以外の権利、滅失の態様、証明書との整合、原因及び日付、えい行移転又は所在錯誤の可能性等、調査結果を記載する。また、跡地利用状況、滅失申請建物等が数棟あり区別が必要な場合などの事項は、特記事項欄を使用する。

(16) 建物の認定

建物の認定について、調査結果を記載する。

(17) 工事途中の建物認定

工事途中の建物を登記申請する場合に、調査結果を記載する。

(18) 区分建物の認定要件

区分建物の認定要件に関する情報について、調査結果を記載する。

(19) 所有権調査

所有者又は利害関係人等との面談による調査、申請の対象となる建物の所有権を証する情報との比較等に基づき、所有権の確認等、調査結果を記載する。

(20) 種類・構造・床面積に関する情報

建物の種類については、利用状況、利用目的、併用の場合の割合等、建物の構造については、構造材、屋根、階層、併用の場合の割合等、床面積については、各階床面積、区画線、算入・不算入別、及びその理由等、調査結果を記載する。

(21) 附属建物に関する情報（主従の関係）

附属建物の物理的状況及び申請人の意思等、調査結果を記載する。

(22) 建物の表示変更・更正に関する情報

建物の変更・更正事由について、調査結果を記載する。

(23) 建物の分割・区分・合併に関する情報

建物の分割、区分及び合併について、要件、利用状況、権利の存否等の調査結果を記載する。

(24) 合体に関する情報

合体に関する事実、所有者等、調査結果を記載する。

(25) 敷地権に関する情報

建物の敷地権について、調査結果を記載する。

以上

## 地積測量図等作成要領

1 地積測量図等の作成に当たっては、次表の区分について、作成要領により行うものとする。

区 分	作 成 要 領
地積測量図	<p>(1) 地積測量図は、共通仕様書第32条の13及び第32条の14に基づき1筆ごとに正本1部及び写し2部を作成すること。</p> <p>(2) 地積測量図は、不動産登記規則別記第1号様式により、日本工業規格B列4番の丈夫な用紙を用いて作成すること。</p> <p>(3) 地積測量図には、次に掲げる事項を記録すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 地番区域の名称</li> <li>二 方位</li> <li>三 縮尺</li> <li>四 地番（隣接地の地番を含む。）</li> <li>五 地積及びその求積方法</li> <li>六 筆界点間の距離</li> <li>七 国土調査法施行令第2条第1項第1号に規定する平面直角座標系の番号又は記号</li> <li>八 基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値</li> <li>九 境界標（筆界点にある永続性のある石杭又は金属標その他これに類する標識をいう。以下同じ。）があるときは、当該境界標の表示</li> <li>十 測量の年月日</li> </ul> <p>(4) 近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別な事情がある場合にあっては、前項第7号及び第8号に掲げる事項に代えて、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録するものとする。</p> <p>(5) 第3項第九号の境界標の表示を記録するには、境界標の存する筆界点に符号を付し、適宜の箇所にその符号及び境界標の種類を記録する方法その他これに準ずる方法によってするものとする。</p> <p>(6) 地積測量図は、二百五十分の一の縮尺により作成するものとする。ただし、土地の状況その他の事情により当該縮尺によることが適当でないときは、この限りでない。</p> <p>(7) 地積測量図は、0.2ミリメートル以下の細線で鮮明に作成すること。</p>
土地所在図	<p>(1) 土地所在図は、共通仕様書第32条の17の地図に基づき1筆ごとに正本1部及び写し2部を作成すること。</p> <p>(2) 土地所在図は、不動産登記規則別記第1号様式により、日本工業規格B列4番の丈夫な用紙を用いて作成すること。</p> <p>(3) 土地所在図には、方位、縮尺、土地の形状及び隣地の地番を記載すること。</p> <p>(4) 土地所在図は、近傍類似の土地についての不動産登記法第14条第1項の地図と同一の縮尺により作成するものとする。</p> <p>(5) 土地所在図は、0.2ミリメートル以下の細線で鮮明に作成すること。</p>

## 木造建物調査積算要領

## 第1章 総 則

## (適用範囲)

第1条 この要領は、公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（昭和43年5月30日43監第157号土木部長通達）第15第1項（6）の建物の移転料の算定に係る木造建物の推定再建築費の調査積算に適用するものとする。

## (木造建物の区分)

第2条 調査算定に当たり、木造建物は、次表のとおり区分する。

建物区分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平屋建又は2階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物

注) 建築設備及び建物附随工作物（テラス、バルコニー等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合

の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられているおおむね次に掲げるものをいう。

- (1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備等）
- (2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）
- (3) ガス設備
- (4) 給・排水、衛生設備
- (5) 空調（冷暖房・換気）設備
- (6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
- (7) 排煙設備
- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
- (11) 避雷針

2 木造建物〔Ⅰ〕の推定再建築費の調査積算については、第2章及び第3章に定めるところによる。ただし、対象となる建物の構造、形状、材種等から判断して、この要領を適用することが妥当でないと認められるときの調査積算は、木造建物〔Ⅰ〕以外の木造建物として扱うものとする。

3 木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物の推定再建築費の調査については、第2章の規定を準用して行うほか、推定再建築費用の積算が可能となるよう行うものとし、積算については、第3章の規定を準用して行うものとする。

#### （所在地等の調査）

第3条 建物の調査を行うに当たっては、あらかじめ、次の事項について調査を行うものとする。

- 一 建物の所在地
- 二 建物所有者の氏名又は名称（代表者の氏名）、住所又は所在地及び電話番号
- 三 建築年月
- 四 構造、用途

#### （調査の方法）

第4条 建物調査は、建物平面等のほか第7条から第19条までに定める建物の部位ごとに区分して行うものとする。

2 不可視部分の調査は、既存図が入手できる場合にはこれを利用することができるものとする。この場合において、可能な範囲内で写しを入手するものとする。また、既存図が入手できない場合には建物所有者、設計者又は施工者からこれらの状況を聴取する等の方法により調査を行うものとする。ただし、既存図が入手できる場合でも当該建物と既存図の間に相違があると認められる場合には、既存図が入手できない場合の調査を行い補正するものとする。

## 第2章 調 査

### (平面の調査)

第5条 建物平面の調査は、建物の階層ごとの平面図を作成するために必要な次の各号に係るものについて行うものとする。

- 一 間取り、寸法及び各室の名称
- 二 柱及び壁の位置
- 三 床の間及び押入れ等の位置
- 四 開口部（引違い戸、開戸、開口等別）の位置
- 五 その他必要な事項

2 建物の各室の平面の寸法は、柱の中心間の長さによるものとする。

### (仮設の調査)

第6条 仮設に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 1階の外壁の面数（出幅が45センチメートル以内の出窓の面数は除く。）
- 二 シート張りの要否（都市計画法の指定区域、周辺の状況等）

### (基礎の調査)

第7条 基礎に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 基礎の種類
- 二 布基礎の基礎天端幅及び地上高（地盤面から基礎天端までの高さとする。以下同じ。）
- 三 多雪区域等の高床式基礎の形状寸法
- 四 ベタ基礎の基礎立上部分の天端幅、地上高、底盤部分の施工面積及び形状寸法
- 五 独立基礎、玉石基礎の形状寸法及び数量
- 六 床下防湿コンクリートの施工面積及び形状寸法
- 七 傾斜地に建築されている建物で車庫等に利用されている半地下式の基礎又は松杭若しくはコンクリート杭等で補強している建物の基礎の形状寸法及びその他必要な事項
- 八 束立てを施工してある部分の面積（用途区分が専用住宅であるときを除く。）
- 九 玄関、浴室等直接コンクリートが打設されている部分の施工面積及び形状寸法
- 十 仕上げ
- 十一 その他必要な事項

### (軸部の調査)

第8条 軸部に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 柱径（最も多く使用されている柱とする。）
- 二 柱長（1階及び2階の別）
- 三 柱の材種、品等及びこれらの分布

#### 四 その他必要な事項

##### (屋根の調査)

第9条 屋根に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 屋根形状（切妻、寄棟、入母屋等）
- 二 軒出及び傍軒出
- 三 屋根勾配
- 四 仕上材種

##### (外壁の調査)

第10条 外壁に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各階の外壁周長  
外壁周長は、柱の中心間で測定する。
- 二 各階の壁高  
1階の壁高は、外壁の施工されている下端から軒（敷）桁又は胴差し（2階梁）の上端までとし、2階の壁高は、胴差し（2階梁）の上端から軒（敷）桁の上端までとする。  
なお、屋根の形状が片流れの場合は、両壁高の平均値とする。
- 三 屋根の形状が切妻の場合は、梁間及び妻高  
妻面積の算出が可能な調査とする。
- 四 仕上材種
- 五 軒天井が仕上施工されている場合は、その位置及び仕上材種
- 六 その他面積の算出に必要な事項

##### (内壁の調査)

第11条 内壁に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各室の天井高
- 二 仕上材種が腰壁等と異なる場合には、仕上材ごとの高さ等
- 三 仕上材種

##### (床の調査)

第12条 床に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各室の仕上材種
- 二 畳の材種、数量（帖数）

##### (天井の調査)

第13条 天井に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各室の天井の種類（竿縁、底目地、舟底、打上げ等）
- 二 各室の仕上材種
- 三 その他面積の算出に必要な事項

(開口部〔金属製建具〕の調査)

第14条 金属製建具に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 サッシュ窓
  - ア 設置位置
  - イ 種類(引違い、両開き、片開き、ルーバー、固定式等)
  - ウ 材質
  - エ 規格寸法
  - オ 面格子の有無
  - カ 雨戸の有無及び鏡板の有無
- 二 玄関・勝手口等のドア
  - ア 設置位置
  - イ 種類、材質及び規格寸法
- 三 手摺等
  - ア 設置位置
  - イ 種類、材質及び規格寸法
- 四 その他必要な事項

(開口部〔木製建具〕の調査)

第15条 木製建具に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 設置位置
- 二 種類及び規格寸法
- 三 材質
- 四 面格子の有無
- 五 雨戸の有無
- 六 その他必要な事項

(造作の調査)

第16条 造作に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 種類(床の間、書院、床脇、欄間、造付けタンス、階段、手摺、押入れ、造付け下駄箱、床下収納庫、掘りこたつ、霧除庇等。ただし、軸部工事に係る木材材積量に含まれる構造部材を除く。)
- 二 形状寸法
- 三 数量
- 四 その他必要な事項

(樋の調査)

第17条 樋に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 形状寸法(軒樋、豎樋別)
- 二 材質



(建築設備の調査)

第18条 建築設備に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 電気設備

ア 電灯、コンセント、スイッチ及び分電盤の設置位置

イ 数量

ウ 照明器具の種類

二 ガス設備

ア 都市ガス及びプロパンガスの別

イ 配管の位置

ウ ガス管の種類、規格及び延長

エ ガス栓の規格及び数量

三 給水・給湯設備

(一) 建物内

ア 給水・給湯の水栓(蛇口)の設置位置

イ 給水・給湯管の種類及び規格

ウ 水栓の種類及び規格

エ 水栓の数量(外水栓を除く。)

(二) 建物外(敷地内)

ア 水道管の敷設位置

イ 計量器の位置

ウ 水道管の種類、規格及び延長

エ 水栓の数量

(三) 上記以外の設備の種類、規格寸法、数量等

四 排水設備

建物外(敷地内)

ア 排水管、枳等の敷設位置

イ 排水管、枍等の種類、規格寸法及び数量

ウ 排水管の延長

五 衛生設備

ア 種類(浴槽、洗面台、便器等)

イ 規格寸法

ウ 数量

六 厨房設備

ア 種類(流し台、調理台等)

イ 規格寸法

ウ 数量

七 その他の設備(空調(冷暖房)設備、消火設備、浄化槽等)

ア 種類

イ 規格寸法

ウ 数量

(建物附随工作物の調査)

第19条 建物附随工作物については、次の事項について調査するものとする。

- 一 種類(テラス、ベランダ等)
- 二 設置位置
- 三 形状寸法
- 四 数量

(木造建物調査表及び図面の作成)

第20条 調査が終了したときは、様式第1による木造建物調査表を作成するものとする。

2 図面は、別添1.木造建物図面作成基準により作成するものとする。

(写真撮影等)

第21条 次により写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- 一 写真撮影  
次の箇所の写真を30枚程度撮影する。
  - ア 四方からの外部及び屋根
  - イ 各室
  - ウ 造作、建築設備及び建物附随工作物

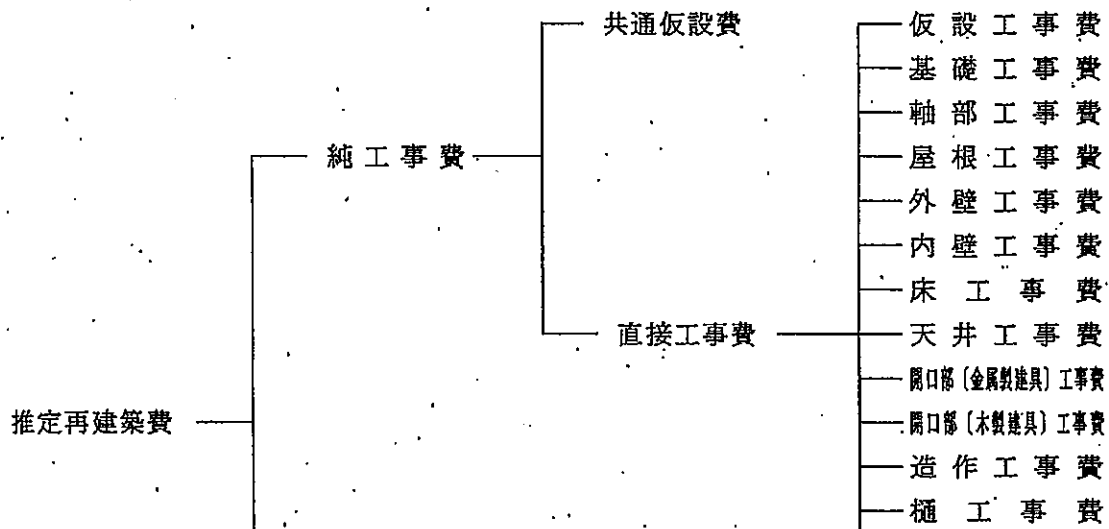
二 写真台帳

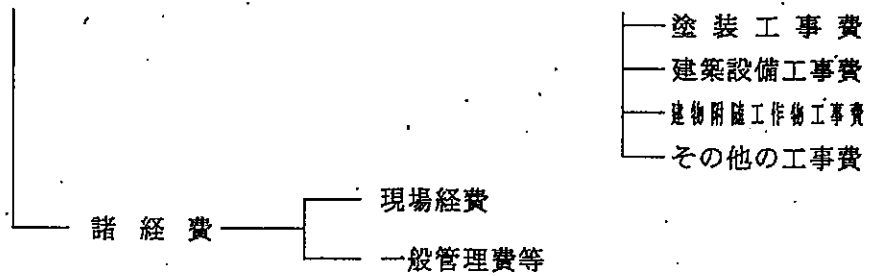
撮影の位置、方向及び写真番号を記載した建物の配置図及び平面図を添付し、撮影年月日を記入する。

第3章 積 算

(推定再建築費の構成)

第22条 木造建物の推定再建築費の構成は、次のとおりとするものとする。





2 共通仮設費、現場経費及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。

一 共通仮設費

準備費（敷地整理費）、仮設物費（仮囲い費、下小屋費及び簡易トイレ設置費）、動力用水光熱費（仮設電力設置費、電気料金及び水道料金）、整理清掃費（建物敷地及び接面道路の清掃費）その他費用

二 現場経費

労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、雑費その他原価性経費配賦額

三 一般管理費等

一般管理費（役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、電力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、営業債権貸倒償却、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料及び雑費）及び付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）

（積算単価等）

第23条 補償金の積算に用いる単価は、次によるものとする。

一 建物補償標準単価表に記載された単価

二 建物補償標準単価表に記載されていない細目の単価については、「建設物価（財団法人 建設物価調査会発行）」、「積算資料（財団法人 経済調査会発行）」又はこれらと同等であると認められる公刊物に記載されている単価及び専門業者の資料単価。

（数量積算）

第24条 建物の部位別の工事費の算定は、別添2の木造建物数量積算基準（以下「数量積算基準」という。）に定めのあるものは、これを用いて行うものとする。

（仮設工事費）

第25条 仮設工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{仮設工事面積} \times \text{単価}$$

仮設工事面積：数量積算基準第3による。

(基礎工事費)

第26条 基礎工事費は、次の方法により算出するものとする。

一 布基礎

ア 布コンクリート等基礎

$$\text{工事費} = \text{布基礎長} \times \text{単価}$$

布基礎長：数量積算基準第4第一号アによる。

イ 布基礎仕上げ

$$\text{工事費} = \text{基礎外周長} \times \text{単価}$$

基礎外周長：1階の外壁周長とする。

二 束石

$$\text{工事費} = \text{束石数量} \times \text{単価}$$

束石数量：数量積算基準第4第二号による。

三 べた基礎

ア べた基礎

$$\text{工事費} = \text{底盤部分の工事費} + \text{立ち上がり部分の工事費}$$

$$= \{ (1 \text{階の底盤部分の施工面積} \times \text{単価}) \} + \{ ( \text{布基礎長} \times \text{単価} ) \}$$

1階の底盤部分の施工面積：第7条第四号で調査し、算出した数値とする。

布基礎長（立ち上がり部分）：数量積算基準第4第一号イによる。

イ べた基礎仕上げ

$$\text{工事費} = \text{基礎外周長} \times \text{単価}$$

基礎外周長：1階の底盤部分の外周長（柱の中心間の測定値）とする。

四 独立基礎、玉石基礎

$$\text{工事費} = \text{独立基礎数又は玉石基礎数} \times \text{単価}$$

独立基礎数又は玉石基礎数：第7条第五号で調査した数量とする。

五 土間コンクリート

$$\text{工事費} = \text{施工面積} \times \text{単価}$$

施工面積：第7条第九号で調査し、算出した数値とする。

六 床下防湿コンクリート

$$\text{工事費} = \text{施工面積} \times \text{単価}$$

施工面積：第7条第六号で調査し、算出した数値とする。

(軸部工事費)

第27条 軸部工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{軸部木材費} + \text{労務費 (大工手間等)}$$

$$= \{ ( \text{木材材積量} \times \text{単価} ) \} + \{ ( \text{延床面積} \times \text{単価} ) \}$$

木材材積量：数量積算基準第5による。

(屋根工事費)

第28条 屋根工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{施工面積} \times \text{単価} \quad (\text{仕上材種別の合計額を求める。})$$

施工面積：数量積算基準第6による。

(外壁工事費)

第29条 外壁工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価 (仕上材種別の合計額を求める。)

施工面積：数量積算基準第7による。

(内壁工事費)

第30条 内壁工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価 (仕上材種別の合計額を求める。)

施工面積：数量積算基準第8による。

(床工事費)

第31条 床工事費は、次の方法により算出するものとする。

一 床仕上材種

工事費 = 施工面積 × 単価 (仕上材種別の合計額を求める。)

施工面積：数量積算基準第9による。

二 畳敷き

工事費 = 数量(帖数) × 単価 (畳の材種別の合計額を求める。)

施工面積：数量積算基準第9による。

(天井工事費)

第32条 天井工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価 (仕上材種別の合計額を求める。)

施工面積：数量積算基準第10による。

(開口部〔金属製建具〕工事費)

第33条 金属製建具に係る工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：数量積算基準第11による。

(開口部〔木製建具〕工事費)

第34条 木製建具に係る工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：数量積算基準第12による。

(造作工事費)

第35条 造作工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第16条で調査した数量とする。

(樋工事費)

第36条 樋工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = 1\text{階床面積} \times \text{単価}$$

(塗装工事費)

第37条 塗装工事費は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{工事費} = \text{延床面積} \times \text{単価}$$

(建築設備工事費)

第38条 建築設備工事費は、設備の種類ごとに次の方法により算出するものとする。

一 電気設備工事費

$$\text{工事費} = \text{器具設置数量} \times \text{単価}$$

器具設置数量：数量積算基準第13第一号による。

二 ガス設備工事費

ア 都市ガス

各地域の工事費の実態により算出する。

イ プロパンガス

$$\text{工事費} = \text{プロパンガス調整器等設置費} + (\text{配管数量} \times \text{単価}) \\ + (\text{ガス栓数量} \times \text{単価})$$

配管数量、ガス栓数量：第18条第二号で調査し、算出した数量とする。

三 給水、給湯設備工事費

$$\text{工事費} = \text{水栓工事費} + \text{建物内配管工事費} + \text{建物外配管工事費} \\ = [\text{水栓(蛇口)の種類ごとの数量} \times \text{単価}] + [\text{水栓(蛇口)数量} \times \text{単価}] \\ + [\text{本管取付から計量器までの工事費} + (\text{計量器からの配管数量} \times \text{単価})]$$

水栓(蛇口)の種類ごとの数量：数量積算基準第13第二号アによる。

水栓(蛇口)数量：数量積算基準第13第二号イによる。

計量器からの配管数量：第18条第三号(二)で調査し、算出した数値とする。

四 排水設備工事費

$$\text{工事費} = \text{建物内排水設備工事費} + \text{建物外排水設備工事費} \\ = [\text{水栓(蛇口)数量} \times \text{単価}] + \{(\text{種類別配管数量} \times \text{単価}) + (\text{枺等の数量} \\ \times \text{単価})\}$$

水栓(蛇口)数量：数量積算基準第13第三号による。

種類別配管数量及び枺等の数量：第18条第四号で調査し、算出した数値とする。

五 衛生設備工事費

$$\text{工事費} = \text{数量} \times \text{単価} \quad (\text{種類別の合計額を求める。})$$

数量：18条第五号で調査した数量とする。

六 厨房設備工事費

$$\text{工事費} = \text{数量} \times \text{単価} \quad (\text{種類別の合計額を求める。})$$

数量：第18条第六号で調査した数量とする。

七 その他の設備工事費

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第18条第七号で調査した数量とする。

(建物附随工作物工事費)

第39条 建物附随工作物工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第19条で調査した数量とする。

(その他の工事費)

第40条 第25条から第39条までに掲げる工事以外の工事費は、第25条から第39条までに掲げる工事の方法に準じて算出するものとする。

(共通仮設費)

第41条 共通仮設費は、次の式により算出するものとする。

共通仮設費 = 直接工事費 × 共通仮設費率

直接工事費：第25条から第40条までに算出した各工事費の合計額とする。

共通仮設費率：数量積算基準第14による。

(諸経費)

第42条 諸経費は、次の式により算出するものとする。

諸経費 = 純工事費 × 諸経費率 (+ 資力確保費用)

純工事費：直接工事費に共通仮設費を加えた額とする。

諸経費率：数量積算基準第15による。

資力確保費用：再築工法により算定する建築物で居住の用に供する部分がある場合に加算する。

(推定再建築費の積算)

第43条 推定再建築費は、様式第10により算出するものとする。

## 別添 1 木造建物図面作成基準

### (作成する図面)

第1 作成する図面の種類及び作成方法については、原則として、別表に掲げるものとする。

### (用紙及び図面)

第2 図面の大きさは、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A列3判横とする。

2 平面図は様式第8により、配置図、立面図その他の図面は様式第9により作成する。

### (図の配置)

第3 平面図、配置図等は、原則として、図面の上方が北の方位となるように配置し、立面図、断面図等は、上下方向を図面の上下に合わせる。

### (図面の縮尺)

第4 作成する各図面の縮尺は、原則として、別表に表示する縮尺とし、各図面に当該縮尺を記入する。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。

### (建物の計測)

第5 建物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

### (図面等に表示する数値及び面積計算)

第6 調査図面に表示する数値は、第5の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

2 面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、それを各階ごとに累計し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。

3 延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。

4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。



(図面表示記号)

第7 図面に表示する記号は、原則として、日本工業規格の図記号を用いる。

(線の種類)

第8 線は、原則として、次の4種類とする。

実線	—————
破線	— — — — —
点線	.....
鎖線	— · — · — · — · —

2 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

(文字)

第9 図面に記載する文字は、原則として、横書きとする。ただし、寸法を表示する数値は寸法線に添って記入する。

2 文字のうち、漢字は楷書体を用い、術語のかなは平仮名、外来語は片仮名、数字は算用数字とする。

3 文字の大きさは、原則として、漢字は3.0ミリメートル角以上、平仮名、片仮名、算用数字等は2.0ミリメートル角以上とする。

(勾配の表示)

第10 勾配の表示は、原則として、正接を用いるものとする。この場合において、分母を10とした分数で表示する。

(別表)

図面名称	作成の方法等	縮尺	備考
配置図	配置図は、次により作成するものとする。 一 建物等の所有者(同族法人及び親子を含む。)を単位として作成する。 二 縮尺は、原則として、次の区分による。 (1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木 100分の1又は200分の1 (2) 庭園、墳墓、庭木等 50分の1又は100分の1 三 用紙は、日本工業規格A列3判を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A列2判によることができる(以下この節において同じ。) 四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。		

	<p>五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。</p> <p>六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。</p> <p>七 図面中に次の事項を記入する。</p> <p>(1) 敷地面積</p> <p>(2) 用途地域</p> <p>(3) 建ぺい率</p> <p>(4) 容積率</p> <p>(5) 建築年月</p> <p>(6) 構造概要</p> <p>(7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。）</p> <p>(8) 建物延べ床面積</p>										
平面図	<p>(1) 平面図は、様式第8に建物ごとに作成する。ただし、2階建の建物で1枚の用紙に作成できない場合は、様式第9を使用する。</p> <p>(2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。</p> <p>(3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。</p> <p>(4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。</p> <p>(5) 変形建物等で通常的面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。</p> <p>(6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。</p> <p>(7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。</p> <table border="1" data-bbox="534 1276 1069 1456"> <tr> <td>室名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td></td> </tr> </table> <p>(8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表（図面）を作成することができる。</p> <p>(9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。</p> <p>(10) 当該建物に用地取得等の予定線が掛かる場合は、赤色の実線で表示する。</p>	室名		壁		床		天井		1/100	
室名											
壁											
床											
天井											
立面図	<p>立面図は、様式第9を使用し（以下同様の様式を使用する。）、正面及び側面の2面を作成し、仕上材種の名称を記入する。</p>	1/100									
屋根伏図	<p>屋根伏図は、屋根の形状、勾配、軒出、傍軒出及び葺材名称を記入し、屋根面積（計算過程を含む。）を記載する。</p>	1/100									
建築設備位置図	<p>平面図を基に、電灯等の区分別に設置されている位</p>	1/100									

(電気設備)	置を表示する。		
建築設備位置図 (給水・給湯設備)	平面図を基に、給水・給湯の水栓が設置されている位置を表示する。ただし、排水設備を同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 (屋内・排水設備)	平面図を基に、屋内排水は浴槽、洗面台、便器等の設置されている位置を表示する。 (注) 給水・給湯設備と同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 (屋外・排水設備)	配置図を基に、屋外排水の設置されている位置を表示する。ただし、同一の敷地内に複数棟の建物がある場合は兼用することができる。	1/100 又は 1/200	
建築設備位置図等 (上記以外の建築設備)	厨房設備、空調設備、浄化槽等が設置されている場合には、各々の設備の積算に必要な図面を作成する。 ただし、厨房(流し台等)設備及び空調(クーラー等)設備については、平面図に表示することができる。		必要に応じて作成する
写真撮影方向図	配置図及び平面図を基に、写真撮影の位置を明確にするための位置図を作成する。	1/100 又は 1/200	

## 別添2 木造建物数量積算基準

### (適用範囲)

第1 この数量積算基準に定める諸率を適用することができる建物の用途の区分は、次表のとおりとする。

用途区分表

用途	適用することができる建物
専用住宅	専用住宅のほか、併用（店舗、事務所）住宅、診療所、医院等で構造及び間取りの形状が専用住宅に類似するもの
共同住宅	共同住宅のほか、家族寮、独身寮、病院、老人ホーム等で構造及び間取りの形状が共同住宅に類似するもの
店舗、事務所	店舗、事務所のほか、信用金庫、郵便局、公民館、集会所、校舎、園舎等で構造及び間取りの形状が店舗、事務所に類似するもの
工場、倉庫	工場、倉庫のほか、作業所等で構造及び間取りの形状が工場、倉庫に類似するもの

### (適用方法)

第2 本数量積算基準に定める諸率の適用方法については、次条に定めるところによる。この場合において、算出された数値がそれぞれの欄の前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。

### (仮設工事費)

第3 仮設工事費の算出に用いる仮設工事面積は、次の方法により算出する。

$$\text{仮設工事面積} = \text{延床面積} \times \text{規模補正率} \times \text{建物形状補正率}$$

一 規模補正率は、次表の延床面積の区分に対応した率とする。

区分	I	II	III	IV	V	VI	VII
延床面積	50 m <sup>2</sup> 未満	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 180 m <sup>2</sup> 未満	180 m <sup>2</sup> 以上 250 m <sup>2</sup> 未満	250 m <sup>2</sup> 以上
補正率	1.15	1.10	1.05	1.00	0.90	0.85	0.75

二 建物形状補正率は、次表の建物形状（1階の外壁の面数）に対応した率とする。

建物の形状	I	II	III
判断基準	外壁面が6面以下の建物	外壁面が7面以上10面以下の建物	外壁面が11面以上の建物
補正率	1.00	1.05	1.10

(基礎工事費)

第4 基礎工事費の算出に用いる布基礎長及び束石数量は、次の方法により算出する。

- 一 布基礎長は、1階床面積に基礎率を乗じた値とする。なお、べた基礎の立ち上がり部分の布基礎長にあつては、1階の底盤部分の施工面積に基礎率を乗じた値とする。また、これらの布基礎長の算出に用いる基礎率は、次表の面積区分及び各用途に対応した率とする。

ア 布コンクリート等基礎

$$\text{布基礎長} = 1\text{階床面積} \times \text{基礎率}$$

イ べた基礎の立ち上がり部分

$$\text{布基礎長} = 1\text{階の底盤部分の施工面積} \times \text{基礎率}$$

- 二 束石数量は、1階床面積に専用住宅の基礎率を乗じた値とする。なお、専用住宅以外の用途にあつては、個別に算出した束石施工面積に専用住宅の基礎率を乗じた値とする。また、これらの束石数量の算出に用いる基礎率は、次表の面積区分に対応した率とする。

ア 用途が専用住宅の場合

$$\text{束石数量} = 1\text{階床面積} \times \text{基礎率}$$

イ 用途が専用住宅以外の場合

$$\text{束石数量} = \text{束石施工面積} \times \text{基礎率}$$

- 2 1階が2以上の用途に区分されているときは、用途ごとに対応した基礎率により基礎長を算出する。
- 3 一つの用途の場合において基礎の種類が異なる場合は、その種類ごとに施工面積を算出し、面積区分に対応した基礎率により基礎長を算出する。
- 4 建物の形状又は間仕切りの状況から、次表の基礎率を使用することが困難と認められるときは、別途個別に基礎長を算出する。

基礎率 [1階床面積1㎡あたり]

面積区分			I	II	III	IV
用途	種類	単位	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満
専用住宅	布基礎	m	1.28	1.21	1.14	1.06
	束石	個	0.43	0.44	0.45	0.47
共同住宅	布基礎	m	1.30	1.24	1.18	1.10
店舗・事務所	布基礎	m	1.05	0.98	0.92	0.84
工場・倉庫	布基礎	m	0.74	0.68	0.61	0.54

面積区分			V	VI	VII
用途	種類	単位	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
専用住宅	布基礎	m	0.95	0.87	0.79
	束石	個	0.48	0.51	0.55
共同住宅	布基礎	m	1.00	0.91	0.84
店舗・事務所	布基礎	m	0.75	0.66	0.59
工場・倉庫	布基礎	m	0.44	0.35	0.28

(軸部工事費)

第5 軸部工事費の算出に用いる木材材積量は、次の方法により算出する。なお、木材材積量の算出に用いる木材材積率は、次表の用途、柱径、柱長及び面積区分に対応した率とする。

$$\text{木材材積量} = \text{延床面積} \times \text{木材材積率}$$

- 併用住宅の場合において、現状では一つの用途の建物であっても建築時に異なる用途で建築されている場合は、建築時の用途ごとに床面積を算出し、次表の区分に対応した木材材積率により木材材積量を算出する。
- 1階と2階の柱長が異なる場合は、それぞれの床面積ごとに延床面積に対応した木材材積率を乗じることにより木材材積量を算出する。

木材材積率 [延床面積1㎡当たり]

用途	柱径	柱長	I	II	III	IV	V	VI	VII
			50㎝未満	50㎝以上 70㎝未満	70㎝以上 100㎝未満	100㎝以上 130㎝未満	130㎝以上 180㎝未満	180㎝以上 250㎝未満	250㎝以上
専用住宅	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.13	0.12
		4.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.16	0.14	0.13
	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.21	0.20	0.19	0.18	0.16	0.14	0.13
		4.00 m	0.23	0.22	0.21	0.19	0.18	0.15	0.15
	120 mm × 120 mm	3.00 m	0.24	0.23	0.22	0.20	0.19	0.16	0.15
		4.00 m	0.26	0.25	0.24	0.22	0.20	0.18	0.17
共同住宅	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.18	0.17	0.17	0.16	0.14	0.12	0.11
		4.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.15	0.13	0.12
	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.16	0.13	0.13
		4.00 m	0.22	0.21	0.20	0.19	0.17	0.15	0.14
	120 mm × 120 mm	3.00 m	0.23	0.22	0.21	0.20	0.18	0.15	0.14
		4.00 m	0.25	0.24	0.23	0.22	0.20	0.17	0.16

店 舗・ 事務所	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.16	0.15	0.14	0.13	0.12	0.10	0.09
		4.00 m	0.17	0.16	0.16	0.15	0.13	0.11	0.10
	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.18	0.17	0.16	0.15	0.13	0.11	0.10
		4.00 m	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.12	0.11
	120 mm × 120 mm	3.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.15	0.13	0.12
		4.00 m	0.22	0.21	0.20	0.19	0.17	0.14	0.13
工 場・ 倉 庫	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.15	0.14	0.14	0.13	0.11	0.09	0.08
		4.00 m	0.16	0.15	0.15	0.14	0.12	0.10	0.09
	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.17	0.16	0.15	0.14	0.13	0.10	0.09
		4.00 m	0.18	0.17	0.16	0.15	0.14	0.11	0.10
	120 mm × 120 mm	3.00 m	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.12	0.11
		4.00 m	0.21	0.20	0.19	0.18	0.16	0.13	0.12

注 木材材積量に含まれる構成部材は、次表のとおりである。

区 分	部 材 名 称
柱 材	通し柱、構造柱、造作柱、化粧柱、半柱
下層横架材	土台、火打土台、床束、大引、根太
上層横架材	軒桁、妻梁、大梁（化粧梁）、梁、床梁、火打梁、胴差
小屋組材	小屋束、母屋、棟木、谷木、隅木、垂木掛、垂木
構造補助材	間柱、筋違、窓台、窓まぐさ、根太掛
仕 上 げ 材	回り縁、付け鴨居、長押、敷居、鴨居、額縁、三方枠、畳寄せ、樞木、上り框、破風板、鼻隠し、押入中樞
羽 柄 材	野地板、胴縁（板）、野縁

4 柱径が120ミリメートルを超え、若しくは柱長が4メートルを超える建物、又は建物の各部位の施工状況が通常でない建物の木材材積量は、次の各号に定めるところにより補正して求める。この場合において複数の補正を必要とするときは、それぞれの補正率を相乗する。

一 柱径（120mm超から180mmまで）の補正を要する建物

補正後の木材材積量＝木材材積量（当該建物の延床面積区分に応ずる柱径120mm・柱長のもの）×下表に掲げる補正率

柱 径	補 正 率
135 mm × 135 mm	1.20
150 mm × 150 mm	1.30
165 mm × 165 mm	1.45
180 mm × 180 mm	1.60

二 柱長（柱長4m超から5mまで）の補正を要する建物

補正後の木材材積量＝木材材積量（当該建物の延床面積区分に応ずる柱径・柱長4mのもの）×下表に掲げる補正率

柱 径	補 正 率
90 mm × 90 mm	1. 0'4
105 mm × 105 mm	1. 0 8
120 mm × 120 mm	1. 0 9

三 各部位の施工状況で補正を要する建物

補正後の木材材積量＝木材材積量（当該建物の延床面積に応ずる柱径・柱長のもの）×下表に掲げる割引率を用いて算出した補正率（1－各部位の割引率の和）

ア 用途が店舗、事務所の場合

部 位	判 断 基 準	割 引 率
床	店舗・事務所内の1階床が土間コンクリート等で仕上げられており、木材による床組等が施工されていない場合	0.06
間仕切壁	店舗・事務所内の面積が20㎡以上で間仕切壁等が一切無い場合	0.13
内 壁	店舗・事務所内に内壁等（間仕切壁を除く。）が一切施工されていない場合	0.06
天 井	店舗・事務所内に天井が一切施工されていない場合	0.03

イ 用途が工場、倉庫の場合

部 位	判 断 基 準	割 引 率
床	工場・倉庫内の1階床が土間コンクリート等で仕上げられており、木材による床組等が施工されていない場合	0.05
間仕切壁	工場・倉庫内の面積が20㎡以上で間仕切壁等が一切無い場合	0.10
内 壁	工場・倉庫内に内壁等（間仕切壁を除く。）が一切施工されていない場合	0.04
天 井	工場・倉庫内に天井が一切施工されていない場合	0.03

（屋根工事費）

第6 屋根工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出する。なお、屋根勾配伸び率は、次表による。

$$\text{施工面積} = \text{屋根伏面積} \times \text{屋根勾配伸び率} \cdot (\sqrt{1 + (\text{勾配})^2})$$



勾配	1/10	1.5/10	2/10	2.5/10	3/10	3.5/10	4/10
伸び率	1.005	1.011	1.020	1.031	1.044	1.059	1.077
勾配	4.5/10	5/10	5.5/10				
伸び率	1.097	1.118	1.141				

(外壁工事費)

第7 外壁工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出した仕上材種ごとの値とし、様式第2により求める。この場合の外部開口部面積には、一か所当たりの開口部の面積が0.50平方メートル以下のものは、算入しない。

$$\text{施工面積} = \text{外壁面積 (開口部面積を含む。)} - \text{外壁開口部面積}$$

(内壁工事費)

第8 内壁工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出した仕上材種ごとの値とし、様式第3により求める。この場合の内部開口部面積には、一か所当たりの開口部の面積が0.50平方メートル以下のものは、算入しない。

$$\text{施工面積} = \text{内壁面積 (開口部面積を含む。)} - \text{内壁開口部面積}$$

2 階段室の内壁施工面積は、次表に掲げる面積を標準とする。

階段の形式	内壁施工面積	備考
直階段 廻り階段 折返し階段	10.80 m <sup>2</sup>	1階床より2階床までの面積

(床工事費)

第9 床工事費の算出に用いる施工面積は、仕上材種ごとに算出した値とし、様式第4により求める。ただし、畳敷きについては、畳の材種ごとの数量(帖数)の合計を求める。

(天井工事費)

第10 天井工事費の算出に用いる施工面積は、仕上材種ごとに算出した値とし、様式第4により求める。

(開口部〔金属製建具〕工事費)

第11 開口部〔金属製建具〕工事費の算出に用いる種類別数量は、次の方法により算出するものとし、様式第5により求める。

- 一 サッシュ窓(ルーバー及び固定式を除く。)は、次の種類別の窓面積の合計とする。  
また、サッシュ窓のうちルーバー及び固定式については、各々の窓面積の合計とする。
- ア 雨戸無し面格子無し

- イ 雨戸無し面格子有り
  - ウ 雨戸有り鏡板無し
  - エ 雨戸有り鏡板有り
- 二 玄関、勝手口、窓手摺り、出窓等は、各々の種類、材質及び規格寸法別の箇所数の合計とする。

(開口部〔木製建具〕工事費)

第12 開口部〔木製建具〕工事費の算出に用いる種類別数量は、次の方法により算出するものとし、様式第6により求める。

- 一 木製建具は、次の種類別の建具枚数の合計とする。
  - ア フラッシュ戸 (戸ふすま含む。)
  - イ ガラス戸、窓
  - ウ 雨戸
  - エ 障子
  - オ ふすま
- 二 格子戸、戸袋、出窓等は、各々の種類、材質及び規格寸法別の建具枚数又は箇所数の合計とする。

(建築設備工事費)

第13 建築設備工事費の算出に用いる数量は、次の方法により算出する。

- 一 電気設備工事費  
器具設置数量は、建物に設置されている電灯、スイッチ、コンセント、分電盤の合計数とする。
- 二 給水、給湯設備工事費
  - ア 水栓工事費  
水栓 (蛇口) の種類ごとの数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓 (蛇口) 数を除いた各々の合計とする。
  - イ 建物内配管工事費  
水栓 (蛇口) 数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓 (蛇口) 数を含む合計とする。
- 三 建物内排水設備工事費  
水栓 (蛇口) 数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓 (蛇口) 数を含む合計とする。

(共通仮設費)

第14 共通仮設費率は、3パーセントとする。

(諸経費)

第15 諸経費率は、木造建物補償諸率表中諸経費率表の純工事費に対応した率による。

# 木造建物調査表

様式第1

所在地				整理番号					
建物所有者		電話		調査年月日		年 月 日			
法人代表者				請負者					
所有者住所				調査員					
構造概要				建築年月		年 月 日			
建物面積		1階床面積	2階床面積	延床面積	用途	[確認資料] [ ]			
						経過年数	年		
仮設	外壁数			シート張要否	その他				
基礎	種類			基礎天端幅	地上高	仕上げ	その他		
軸部	柱径			柱長	1階	柱の材種	その他		
				2階					
屋根	屋根形状			軒出	傍軒出	屋根勾配	仕上材種		
外壁	外壁周長	1階	壁高	1階	仕上材種	その他			
		2階		2階					
内壁・床・天井		各室別の仕上げ材については図面参照							
開口部〔建具〕	サ ツ シ ユ 窓	種 類	大きさ区分	数量 (㎡)	その他〔玄関・出窓等〕	種 類	単 位	数 量	
	木 製 建 具	種 類	大きさ区分	数量(枚)					
種類 (名称)		形 状 寸 法			単 位	数 量	備 考		

造 作							
種	軒樋の 形状寸法		竪樋の 形状寸法		材質		
電気設備	総数量		照明器具 の種類		その他		
ガス設備	ガス 種類		ガス栓数		その他		
給水・給湯設備	水栓数		配管の種類		管径	その他	
排水設備	排水管 の種類		形状寸法 (管径)		配管の 延長		
	枺の 種類		形状寸法 (大きさ)		枺の 数量		
衛生設備	種別(名称)		規 格 寸 法		単位	数量	備考
厨房設備	種別(名称)		規 格 寸 法		単位	数量	備考
その他の設備	種別(名称)		規 格 寸 法		単位	数量	備考
建物附随工作物	種類(名称)		形 状 寸 法		単位	数量	備考

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

木造建物数量計算書 (外壁)

様式第2

面 階	開口部控除前 [ A ]						開口部面積 [ B ]				実施工面積 [ A ] - [ B ]
	コード	単価名称	壁長	軒高	率	計算面積	建具No.	建具記号	数量	控除面積	
軒天井、その他の外壁											
部位	単価名称	計 算 式 [ A ]				開 口 部 等 の 計 算 式 [ B ]				実施工面積	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

# 木造建物数量計算書〔内壁〕

様式第 3

室名	開口部控除前〔A〕						開口部面積〔B〕				実施工面積 〔A〕－〔B〕
	コード	単価名称	壁長	壁高	率	計算面積	建具№	建具記号	数量	控除面積	
<b>内壁仕上げ別施工面積集計表</b>											
コード 番号	単価名称	形状寸法等				実施工面積				施工面積合計	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

## 木造建物数量計算書〔床・天井〕

様式第4

室名	床 面 積 計 算 書						天 井 面 積 計 算 書				
	コード	単価名称	幅 (横)	幅 (縦)	率	実施工面積 (貼)	単価名称	幅 (横)	幅 (縦)	実施工面積	
床仕上げ別施工面積集計表											
コート 番号	単 価 名 称	形 状 寸 法 等				実 施 工 面 積				施工面積合計	
天井仕上げ別施工面積集計表											
コート 番号	単 価 名 称	形 状 寸 法 等				実 施 工 面 積				施工面積合計	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

# 木造建物数量計算書 [金属製建具]

様式第5

区分	I [1.00㎡未満]					II [1.00㎡以上]				
種類	建具No.	数量	単位面積	面積	特記	建具No.	数量	単位面積	面積	特記
	計						計			
	計						計			
	計						計			
	建具No.	名 称	形 状 寸 法 等			数量	単位面積	特 記		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。



# 木造建物数量計算書〔木製建具〕

様式第6

区分	Ⅰ (W0. 68m以上×H1. 80m程度)				Ⅱ (W0. 68m以上×H1. 36m程度)				Ⅲ (Ⅰ及びⅡ以下)			
	建具No.	品等	数量	単位面積	建具No.	品等	数量	単位面積	建具No.	品等	数量	単位面積
フラッシュ戸												
		計			計				計			
ガラス戸(窓)												
		計			計				計			
障子												
		計			計				計			
フスマ												
		計			計				計			
その他												
		計			計				計			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

# 木造建物数量計算書 [その他]

様式第7

工種			
単価名称	形状寸法等	数量	備考(特記事項)
工種			
単価名称	形状寸法等	数量	備考(特記事項)
工種			
単価名称	形状寸法等	数量	備考(特記事項)
工種			
単価名称	形状寸法等	数量	備考(特記事項)
工種			
単価名称	形状寸法等	数量	備考(特記事項)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

様式第 8

	整理番号	図面番号	
所在地			
所有者住所			
所有者			
構造	概要		
構造			
用途			
基礎			
風根			
外壁			

図面名称	縮尺	
調査年月日	年 月 日	
請負者		
資格名称・作成者		印

様式第9

所在地
所有者住所
所有者

整理番号
図面番号

--	--

図面名称	縮尺
調査年月日	年 月 日
請負者	
資格名称・作成者	印

# 木造建物推定再建築費計算書

様式第10

所在地					整理番号		
建物所有者		電話			積算年月日		
法人代表者					採用単価		
所有者住所					用途(現況)		
構造概要					用途(建築時)		
柱の材種		品等	柱の分布		木材費区分		
建物面積		1階床面積	2階床面積	延床面積	労務費区分		
直接工事費計 [A]	地区別補正率	共通仮設費 [A]×地区別補正率×3%=[B]		純工事費 [A]×地区別補正率+[B]=[C]	諸経費 [C]×率=[D] ※別紙	工事価格[推定再建築費] [C]+[D]=[E]	
		%			%		
工種	計 算 内 訳					直接工事費	
〔1〕仮設工事費					小計		
延床面積 A		規模補正率 B		建物形状補正率 C		仮設工事面積 A×B×C	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	仮設工事面積
							金額
〔2〕基礎工事費					小計		
①-a 布基礎					①計		
面積区分	用途	略記号	1階床面積 A	基礎率 B		基礎長 A×B	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	基礎長計
							金額
①-b 布基礎仕上げ							
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	基礎外周長
							金額
② 束石					②計		
i階床面積 A		束無面積 B		A-B=C	面積区分	基礎率 D	束石数量 C×D
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	束石数量計
							金額

③ べた基礎						③ 計				
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	床盤施工面積	金額		
用途		底盤施工面積 A		基礎率 B		立上数量 A×B=C				
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	立上数量			
④ 独立基礎						④ 計				
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	独立基礎数	金額		
⑤ 土間コンクリート						⑤ 計				
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	施工面積	金額		
⑥ 防湿コンクリート						⑥ 計				
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	施工面積	金額		
⑦ 特殊基礎						⑦ 計				
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	施工面積	金額		
[3] 軸部工事費						小計				
① 軸部木材費						① 計				
延床区分	用途	柱径	柱長	延床面積 A	木材材積率 B	柱径補正率	柱長補正率	施工状況補正率	木材材積量 A×B	
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法			単位	単価	木材材積量計	金額		

② 労務費 (大工手間等)					② 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	延床面積	金 額
〔4〕 屋根工事費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額
〔5〕 外壁工事費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額
〔6〕 内壁工事費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額
〔7〕 床工事費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
〔8〕 天井工事費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工面積	金 額

[9] 開口部工事費						小計	
① 金属製建具						①計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状	寸法	単位	単価	数量	金額
② 木製建具						②計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状	寸法	単位	単価	数量	金額
[10] 造作工事費						小計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状	寸法	単位	単価	数量	金額
[11] 掘工事費						小計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状	寸法	単位	単価	1階床面積	金額
[12] 塗装工事費						小計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状	寸法	単位	単価	延床面積	金額
[13] 建築設備工事費						小計	
① 電気設備						①計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状	寸法	単位	単価	数量	金額
② ガス設備						②計	
出典 (コード番号)	単価名称	形状	寸法	単位	単価	数量	金額



③ 給水・給湯設備						③ 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
④ 排水設備						④ 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
⑤ 衛生設備						⑤ 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
⑥ 厨房設備						⑥ 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
⑦ その他設備						⑦ 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
〔14〕建物附随工作物工事費						小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

## 非木造建物調査積算要領

### (適用範囲)

第1条 この要領は、公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（昭和43年5月30日43監第157号土木部長通達）第15第1項（6）の建物の移転料の算定に係る非木造建物の推定再建築費の調査積算に適用するものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において「既存図」とは、調査対象建物の建築確認申請通知書の設計図、請負契約書の添付設計図、完成時の竣工図等の図面及びその他法令の定めによって作成された図面をいう。

- 2 この要領において「不可視部分」とは、建物の調査を行う場合に剥離及び破壊等を行わなければ容易に調査できない部分をいう。
- 3 この要領において「細目」とは、非木造建物工事内訳明細書式に計上する補償金額積算の最小単位の項目をいい、細目は原則として数量に単価を乗じて計算する。
- 4 この要領において「複合単価」とは、材料・労務・機械器具等複数の原価要素を含んだ細目の単価をいう。
- 5 この要領において「合成単価」とは、複数の細目の複合単価から構成される単価をいう。

### (非木造建物の区分)

第3条 調査算定に当たり、非木造建物は、次表のとおり区分する。

建物区分	判 断 基 準
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物

注) 建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられているおむね次に掲げるものをいう。

- (1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備等）
- (2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、表示設備、

テレビジョン共同受信設備等)。

(3) ガス設備

(4) 給・排水、衛生設備

(5) 空調（冷暖房・換気）設備

(6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）

(7) 排煙設備

(8) 汚物処理設備

(9) 煙突

(10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）

(11) 避雷針

2 非木造建物〔Ⅰ〕の推定再建築費の調査積算については、次条以下に定めるところによる。

3 非木造建物〔Ⅱ〕及び非木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の調査については、次条、第5条及び第6条の規定を準用して行うほか、推定再建築費用の積算が可能となるよう行うものとし、積算については、第7条以下の規定を準用して行うものとする。

#### （調査）

第4条 非木造建物の調査は、現地において当該建物の位置、用途、構造、規模、仕様、規格、経過年数、管理状況等建築費が算出できるようにするための調査を行うものとする。

#### （既存図の利用）

第5条 前条の調査を行うに当たっては、既存図がある場合はこれを利用して調査することができるものとする。

#### （不可視部分の調査）

第6条 不可視部分の調査については、既存図を利用して調査を行うものとする。ただし、当該不可視部分の数量を別に定める統計数量により計算する場合には、当該不可視部分の調査は不要とする。

2 前項の調査において、当該建物に既存図がない場合又は当該建物と既存図の間に相違があると認められる場合においては、所有者、設計者又は施工者からの聞き込み等の方法により調査を行うものとする。

#### （構造計算）

第7条 既存の建物の一部又は全部を変更して積算を行う場合については、建築基準法第20条第2項に規定する構造計算を行うものとする。ただし、鉄骨造りの建物については、建物の構造が軽量鉄骨造りから重量鉄骨造りに、又は重量鉄骨造りから鉄筋コンクリート造りに変更になる場合等を除いて構造計算は不要とする。

(補償金積算に必要な図面の作成)

第8条 補償金額を積算する場合の図面は、別添1非木造建物図面作成基準に基づき作成するものとする。

(数量の計測・計算)

第9条 細目の数量は、原則として、当該建物の作成図面に基づいて計測・計算するものとする。計測・計算方法等は、別添2非木造建物数量計測基準によるものとする。

(内訳書の表示)

第10条 積算結果を表示する内訳書は、別添3非木造建物工事内訳明細書式によるものとする。

(積算単価等)

第11条 補償金の積算に用いる単価は、次の各号によるものとする。

- 一 建物補償標準単価表に記載された単価
- 二 建物補償標準単価表に記載されていない細目の単価については、「建設物価(財)建設物価調査会発行)」、「積算資料(財)経済調査会発行)」又はこれらと同等であると認められる公刊物に記載されている単価及び専門業者の資料単価

(写真撮影等)

第12条 次により写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

一 写真撮影

次の箇所の写真を30枚程度撮影する。

- ア 四方からの外部及び屋根
- イ 各室
- ウ 造作、建築設備及び建物附随工作物

二 写真台帳

撮影の位置、方向及び写真番号を記載した建物の配置図及び平面図を添付し、撮影年月日を記入する。

## 別添1 非木造建物図面作成基準

### (趣旨)

- 1 この基準は、非木造建物調査積算要領第8条に規定する図面の作成基準である。

### (既存の設計書、図面等の準用)

- 2 補償対象となる非木造建物等について既存図がある場合は、現地調査において当該建物と照合を行ったうえでこれを使用して図面を作成できるものとする。

### (作成図面)

- 3 作成する図面の種類、縮尺及び記載事項等は別表に掲げるものを標準とする。

### (用紙及び図面)

- 4 (1) 原図用紙は、トレーシングペーパー、製図用フィルム等の青焼複写が可能なものとする。
- (2) 図面の大きさは、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A列2判横とし、中2つ折りにして製本するものとする。
- (3) 各図面には、おおむね3cm程度の枠を設けるものとする。
- (4) 各図面の右下におおむね縦5cm、横12cmの標題欄を設け、業務名称、図面名称、図面の縮尺、図面番号、請負者の名称、資格及び資格登録番号並びに作成者氏名を記載し、作成者の押印を行うものとする。

標題欄参考

5.0cm	業務名称	
	図面名称	
	縮 尺	図面番号
	請負者の名称	資格及び登録番号 作成者氏名
		印
	← 12.0cm →	

- (5) 図面の表紙には、作成年度、業務名称、作成年月、計画機関の名称及び作業機関の名称を記載するものとする。

### (文字)

- 5 (1) 文字は明瞭に書き、原則として横書きとする。
- (2) 漢字は楷書、術語のかなはひらがな、外来語はカタカナ、数字はアラビア数字とす

る。

- (3) 文字の大きさは、原則として漢字は 3.0ミリメートル以上、アラビア数字、かな及びローマ字は 2.0ミリメートル以上とする。

(図の配置)

- 6 平面図、配置図などは、原則として図面の上方が北の方位となるよう配置し、立面図、断面図などは、原則として上下方向を図面の上下に合わせる。

(縮尺及びその表示)

- 7 (1) 尺度(現寸及び縮尺)は、原則として次の13種類とし、表示もこれによる。

1/1	1/10	1/100
1/2	1/20	1/200
		1/250
	1/30	1/300
1/5	1/50	1/500
		1/600

- (2) 尺度の記入箇所は表題欄とする。同一図面に異なる尺度を用いるときは図ごとに、表題欄にはこれらの主な尺度を記入する。

(建物の計測)

- 8 (1) 建物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

(2) 面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

(3) 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

- 9 (1) 調査図面に表示する数値は、8の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。





(2) 面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、それを各階ごとに累計し、小数点以下第2位(小数点以下第3位切捨て)までの数値を求めるものとする。

(3) 延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。

(4) 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(線)

- 10 (1) 線は、原則として次の4種類とする。

実線	
破線	
点線	
鎖線	

なお、基準線を示す場合には原則として鎖線を用いる。

(2) 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

(3) 線間隔（中心距離）は、次のとおりとする。

① 平行線の場合は、その線間隔を線の太さの3倍以上とする。

② 密集する交差線の場合は、その線間隔を線の太さの4倍以上とする。

(寸法及び切断の表示)

11 (1) 寸法は、原則として寸法線にそって横書きするものとする。

(2) 切断は、原則として切断面を鎖線で表示するものとする。

(角度及びこう配の表示)

12 角度及びこう配は、原則として度又は正接を用い、正接による場合は、一般に分子を1とした分数を用いてもよい。

(記号、略号等)

13 図面に記載する記号、略号等については、原則として、日本工業規格の図記号による。

(別表)

図面名	縮尺	作成の基準	備考
配置図		<p>配置図は、次の各号により作成するものとする。</p> <p>一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。</p> <p>二 縮尺は、原則として、次の区分による。</p> <p>(1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木 100分の1又は200分の1</p> <p>(2) 庭園、墳墓、庭木等 50分の1又は100分の1</p> <p>三 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。</p> <p>四 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。</p> <p>五 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。た</p>	

		<p>だし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。</p> <p>六 図面中に次の事項を記入する。</p> <p>(1) 敷地面積  (2) 用途地域  (3) 建ぺい率  (4) 容積率  (5) 建築年月  (6) 構造概要  (7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。）  (8) 建物延べ床面積</p>									
<p>平 面 図</p>	<p>1/50  ~1/100</p>	<p>(1) 平面図は、建物及び各階（R階を含む）ごとに作成する。</p> <p>(2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。</p> <p>(3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。</p> <p>(4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。</p> <p>(5) 変形建物等で通常的面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。</p> <p>(6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。</p> <p>(7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。</p> <table border="1" data-bbox="646 1496 1034 1630"> <tr> <td>室名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td></td> </tr> </table> <p>(8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表（図面）を作成することができる。</p> <p>(9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。</p> <p>(10) 当該建物に用地取得等の予定線が掛かる場合は、赤色の実線で表示する。</p>	室名		壁		床		天井		
室名											
壁											
床											
天井											



構造詳細図			
(断面図)	1/50 ~1/100	1面程度、地盤(GL)・最高高さ ・軒高・階高・天井高・床高	
(杭地業想定設計図)	1/20 ~1/100	杭伏図 杭配置・杭種・杭寸法	
(根切想定設計図)	1/20 ~1/100	①根切平面図 ②根切断面図	統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない (数量計測基準Ⅲ建築(土工)3参照)
(上部く体現伏図)	1/20 ~1/100	柱・梁・床版・壁・階段・土間コンクリート・その他の図面 ①柱・梁・床版・壁伏図(配置) ②柱・梁・床版・壁断面図(形状・寸法)	土間コンクリートを除き、統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない(数量計測基準Ⅴ建築(く体)参照)
立面図他			
(立面図)	1/50 ~1/100	外観各面の立面図 各外面の仕上、開口部の位置	
(写真方向撮影図)	1/50 ~1/100	建物平面図等に写真方向を記載する	
(配置図)	1/100 ~1/250	①敷地形状・寸法、隣接道路・建物・施設等 ②当該建物等の位置・寸法・方位 ③補償に係る計画道路・計画施設等と当該建物及び敷地との関係	
その他調査書			
(仕上表)		①外部仕上表(下地を含む) 屋上・外壁・外部天井・外部階段・庇・犬走り等場所別に表示 ②内部仕上表(下地を含む) 床・壁・幅木・天井・回り縁・内部階段・造付建具・機器類等各階各室別に表示	
(面積表)		①敷地面積図・求積表 ②建物面積表 1) 建築面積 2) 各階床面積・同合計 3) 延べ床面積	建築面積、床面積、延べ床面積は建築基準法上の名称 測量の成果を利用可能な場合①は作成不要

(建 具 表)		①建具配置図 (キープラン) ②建具表 建具番号・建具の名称・材質・ 姿図寸法・箇所数・建具枠・ガ ラス・塗装・建具金物・開口部 としての附合物 (面格子・額縁 ・網戸) 等のうち必要な事項	同種・同様の開口部 については寸法等の 表示のみによること ができる
建築設備			
(電 気 設 備)			
器 具 一 覧 表			
器 具 配 置 図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用し て作成する
受 変 電 設 備 図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用し て作成する
幹 線 系 統 図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用し て作成する
動力設備系統図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用し て作成する
(給排水衛生設備)			
器 具 一 覧 表			
器 具 配 置 図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用し て作成する
消火設備系統図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用し て作成する
汚水処理設備図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用し て作成する
(空気調和設備)			
器 具 一 覧 表			
器 具 配 置 図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用し て作成する
(昇降設備)			
諸 元 表			
(その他設備)			必要に応じて作成す る。

(注) その他積算に必要となる図面は上記以外のものであっても適宜作成するものとする。

## 別添 2 非木造建物数量計測基準

### I 総則

- 1 この基準は、非木造建物調査積算要領第9条に規定する工事数量の計測及び計算等の基準である。
- 2 数量を求める対象は、別添3非木造建物工事内訳明細書式において、数量の表示されている細目又はこれに準ずる細目を標準とする。
- 3 この基準において「数量」とは、原則として設計数量（設計寸法に基づく計算数量）をいう。ただし計画数量（施工計画に基づく数量）又は所要数量（市場寸法による切り無駄及び施工上のやむを得ない損耗などを含む予測数量）を必要とする場合は、この基準に基づいて計算する。
- 4 この基準において「設計寸法」とは、別添1非木造建物図面作成基準に基づいて作成した図面等に表示された寸法及び表示された寸法から計算することのできる寸法をいう。  
また、この基準において「図示の寸法」とは、図面について物指により読み取ることのできる寸法を含むものとする。
- 5 この基準において使用する統計値は（別表）に掲げるものとする。

### II 建築（直接仮設）

- 1 直接仮設の数量は、図面により仮設計画を想定し、細目ごとに計画数量を算出する。算出方法は次を標準とする。
  - (1) 水盛りかた  
建物の建築面積とする。
  - (2) 墨出し  
建物の延べ面積とする。
  - (3) 現寸型板  
建物の延べ面積とする。
  - (4) 外部足場
    - ① 足場面積とする。足場面積は、建物の壁芯から1m離れた部分の水平延長に建物の外壁上部の高さを乗じた面積とする。なお、外壁の高さが異なる場合の外壁上部の高さは、平均高とする。
    - ② 外部足場の使用区分は表-1を標準とする。ただし、立地条件等を考慮して他の足場を使用することができる。

表-1 外部足場使用区分

建物の高さ	建物の階数	区 分
4 m以下	平 屋 建	単管一側足場 (布板)
9 m以下	2 階 建	単管一側足場 (ブラケット)
31 m以下	3~8階建	単管本足場
45 m以下	9~12階建	枠組本足場

(5) 登り栈橋

掛延長 (m) とする。原則として3階建以上の建物で必要ある場合に設ける。登り栈橋の勾配は30度以下とする。

(6) 内部足場

- ① 棚足場の数量は、足場の平面面積 (伏m<sup>2</sup>) とする。
- ② 脚立足場の数量は、足場の供用延べ床面積とする。
- ③ 本足場、一側足場を使用する場合は、(4)外部足場に準ずる。
- ④ 内部足場の使用区分は表-2を標準とする。ただし、施工条件等を考慮して他の足場を使用することができる。

表-2 内部足場使用区分

項 目	条 件	区 分
く 体	階高 4.0 m以下	脚立足場
	階高 4.0 m超	枠組棚足場
仕 上 (天井)	高さ 3.5 m以下	脚立足場
	高さ 3.5 m超	棚足場
仕 上 (壁)	高さ 3.5 m以下	脚立足場
	高さ 3.5 m超	本足場
設 備	高さ 3.5 m以下	脚立足場
	高さ 3.5 m超	移動式足場

(7) 乗入構台

構台の平面面積により算出する。市街地又は地下室のある建物で必要ある場合に設ける。

(8) 災害防止

- ① 枠付き金網張り、ネット張り、シート張り、水平ネット張り、朝顔などを必要に応じて計上する。
- ② 数量の算出は、垂直方向に設置するものは垂直掛け面積、水平に設置するものは水平掛け面積、朝顔は設置延長により算出する。

(9) 養生

建物の延べ面積により算出する。

#### (10) 清掃片付け

- ① 建物の延べ面積により算出し、工事期間中の毎日の清掃片付け、整理整頓、及び竣工時の清掃片付けなどの費用を計算する。
- ② ダストシュートを設置する場合は箇所当たりで算出する。

### Ⅲ 建築（土工）

- 1 「土工」とは、根切、埋戻、盛土、不用土処分、砂利敷など建築工事のための土の処理並びにこれらに伴う山止、排水などをいう。
- 2 土工のうち、根切及び砂利敷などは別表統計数量表により算出する。
- 3 根切数量が統計数値によりがたい場合、並びに根切及び砂利敷などを除く他の細目の数量は次による。

- (1) 土工の計測・計算は、その土の処理、山止、排水などについては計画数量とする。
- (2) 土工の計測は、原則として設計地盤を基準線（GL）とする。ただし、現地盤（敷地の平均高さ）が設計地盤と異なるときは、現地盤を基準線とすることができる。
- (3) 土の処理による土砂量（以下、土量という）の増加又は突き固めなどによる土量の減少はないものとする。

#### (4) 根切

「根切」とは、基礎又は地下構築物などのための土の掘削をいい、その数量は計算上次の各号に定めるところにより根切側面を垂直とみなし、その根切面積と根切深さによる体積による。

「根切面積」とは、原則として基礎又は地下構築物などの底面の設計寸法による各辺の左右に余幅を加えて計算した面積をいう。

「根切深さ」とは、基準線から基礎又は地下構築物の底面までの深さに、捨コンクリート及び砂利敷などの厚さを加えたものをいう。ただし、地下構築物などのための総掘後の独立基礎、布基礎、基礎梁などのための基礎根切については、総掘根切底を基準線とみなす。

- ① 余幅は、原則として作業上のゆとり幅に根切側面の崩壊にそなえるため根切深さに土質と根切深さとは応ずる係数を乗じた法幅（基準線における根切のひろがり）の $1/2$ を加えた幅とする。

作業上のゆとり幅は、基準線から根切深さ 2.0mまでは 0.3m、2.0mを超えるときは 0.6mを標準とする。

土質と根切深さとは応ずる係数は、適切な統計値によるものとし、一般には普通土として根切深さ 5.0mまでは 0.3を、5.0mを超えるときは 0.6を標準とする。必要あるときは山止を計画するものとし、山止を設ける場合の余幅は 1.0mを標準とする。

- ② 基礎梁のための根切の長さは、独立基礎のための根切側面から計測するものとし、交叉する基礎梁又は布基礎のための根切の長さは、いずれか一方の根切側面から計測する。

- ③ 基礎根切に囲まれて残存することとなる部分のいずれか一方の辺の長さが 1.0m以下であるときは、その残存部分はないものとみなす。

④ 杭の余長による根切量の減少はないものとみなす。

(5) 埋戻

「埋戻」とは、根切と基礎又は地下構築物などとの間隙の土又は砂などによる充てんをいい、その数量は、根切数量から基準線以下の基礎又は地下構築物の体積及び砂利敷き、捨コンクリートの体積を減ずるものとする。余盛は加算しないものとする。

根切土を使用する場合と購入土などを使用する場合などに分類する。

(6) 盛土

「盛土」とは、図示によって土又は砂などを盛ることをいい、その数量は盛土すべき面積と、基準線からの平均厚さとによる体積とする。余盛は加算しないものとする。

根切土を使用する場合と購入土などを使用する場合などに分類する。

(7) 不用土処分

「不用土処分」とは、当該建築工事について不用となる土の処分をいい、その数量は選択した工法により根切の数量から埋戻及び盛土数量を減じた数量とする。

(8) 山止

① 「山止」とは、根切側面の土の崩壊などを防御するための仮設備をいい、その数量は、根切深さを高さとする山止高さとし、山止壁周長とによる山止壁面積、及び根切面積による切ばり面積による。基礎根切などの山止については、それぞれの山止高さとし、山止長さによる箇所を数量とすることができる。

② 山止壁、腹起し、切ばりなど山止用機材類の数量を求める必要があるときは、前項による山止数量と土質、湧水量などに基づいて山止計画を設定したうえで計測・計算する。

(9) 排水

① 「排水」とは、工事中の湧水及び雨水の排除をいい、その数量は湧水量及び降雨量により、一式で計上する。

② 排水用機材類の数量を求める必要があるときは、前項による排水の数量と土質などに基づいて排水計画を設定したうえで計測・計算する。

#### IV. 建築（地業）

1 「杭地業」とは、既製杭、場所打コンクリート杭など、独立基礎、布基礎又は底盤など建築物の底面に接続して建築物を支持する部分をいう。

2 杭地業の数量は、次により算出するものとする。

(1) 杭地業の計測は、図面による。

(2) 既製杭の数量は、材種、形状、寸法、工法などにより区分し、杭の本数による。

(3) 場所打コンクリート杭の数量は、材種、形状、寸法、工法などにより区分し、原則として箇所数による。

(4) 杭間さらえ又は杭頭の処理などの数量を求める必要があるときは、杭打ち部分の面積又は杭の本数による。

## V 建築（く体）

### 1 コンクリート

(1) コンクリートは積算上、捨コンクリート、土間コンクリート、く体コンクリートに区分し、土間コンクリートを除く各部分の数量は、別表統計数量表により算出する。

① く体コンクリートは必要に応じて、基礎く体と上部く体とに区分することができる。壁式構造の場合も本基準に準ずる。

② 基礎部分には基礎柱・基礎梁を含むものとする。

③ コンクリートは必要に応じて、捨コンクリート、無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、軽量コンクリートなどの調合、強度、材料などにより区分する。

(2) 土間コンクリートを設計寸法により計測、計算する場合には、次に定めるところによる。

① 鉄筋及び小口径管類（一般的な設備配管）によるコンクリートの欠除はないものとみなす。

### 2 型枠

(1) 型枠の数量は別表統計数量表により算出する。

(2) 型枠の数量は、普通型枠、打放し型枠、曲面型枠及びラーメン構造、壁式構造など材料、工法、コンクリート打設面などにより区分して計算する。

### 3 鉄筋

(1) 鉄筋の数量は別表統計数量表により算出する。

(2) 鉄筋の数量は、ラーメン構造、壁式構造に区分して計算する。

### 4 鉄骨

(1) 鉄骨の数量は、別表統計数量表により算出する。

(2) ボルト類の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量 (t) で表す。

(3) 工場塗装の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量 (t) で表す。

(4) 工場加工の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量 (t) で表す。

(5) 現場溶接の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量 (t) で表す。

(6) 現場建方の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量 (t) で表す。

## VI 建築（仕上）

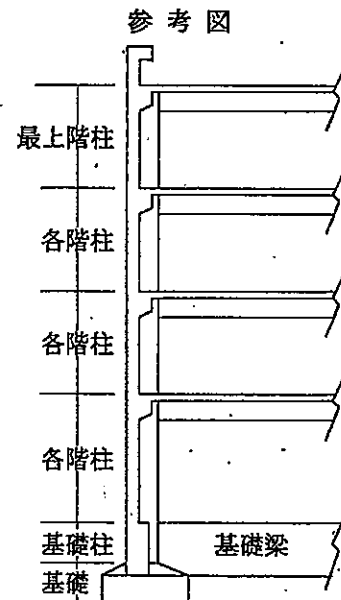
### 1 間仕切下地

「間仕切下地」とは、く体に符合する壁の骨組下地をいい、下地（板）類は含まないものとする。

間仕切下地は、仕上の計測においてく体とみなし、準く体という。

(1) 間仕切下地の計測、計算

① 間仕切下地はその主な材種別に、材質、形状、寸法、工法などにより区別する。主



な材種別はおおむね「工事内訳明細書」における科目の材料名による。

- ② 間仕切下地の数量は、原則としてく体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による面積から、建具類の内法寸法など開口部の面積を差し引いた面積とする。

ただし、開口部の内法面積が1箇所当たり0.5㎡以下のときは差し引かない。

- ③ 間仕切下地の開口部のための補強は原則として計測の対象としない。

## (2) 間仕切下地の材種による特則

材種による間仕切下地の計測の特則は、以下に定めるところによる。

### ① コンクリート材

材料としてコンクリート、型枠、鉄筋の数量を求める必要があるときは、それぞれV建築(く体)の1、2、3の定めによる。

### ② 既製コンクリート材

ALC板、PC板、PS板などによる間仕切下地は、図示による枚数・面積又は体積を数量とすることができる。

### ③ 木材

木材による間仕切下地について、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、設計寸法又は図示の寸法による長さをm単位に切り上げた長さとし、図示の断面積とによる体積に5%の割増しをした体積とする。ただし、長さの短いものについては切り使いを考慮するものとする。

### ④ 金属材

軽量鉄骨などの間仕切下地で金属材の胴縁を伴うときは、胴縁を含めた数量とすることができる。

## 2 仕上

「仕上」とは、く体又は準く体の保護、意匠、装飾その他の目的による材料、製品、器具類などの附合又はく体の表面の加工などをいう。ただし建築設備に属するものを除く。

### (1) 仕上の区分

#### ① 外部仕上と内部仕上

仕上は積算上建築物の内外を遮断する面を基準とし、外部仕上と内部仕上とに大別する。ただし、内外を遮断する開口部としての建具類は外部仕上に属するものとする。

#### ② 外部仕上

外部仕上は、原則として屋上、各側面、外部階段、玄関、ピロティ、バルコニーなどごとに以下に定めるところにより、屋根、外部床、外壁、外部開口部、外部天井の部分に区分する。これらの部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものは外部雑とする。

##### ○a 屋根・外部床

「屋根・外部床」とは、建築物外部の上面又は見下ろし面をいう。床段違いの側面、階段蹴上げなどは床に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

##### ○b 外壁

「外壁」とは、建築物外部の側面をいい、開口部を除く。独立柱、壁付柱、壁付梁、開口部周囲の見込、バラペット笠木、手すり笠木などは外壁に属するものとし、



必要あるときはそれぞれ区別する。

○c 外部開口部

「外部開口部」とは、建具類（シャッター、エアカーテンなどを含む。以下同じ。）及び各部分の開口部枠類をいう。建具類の枠、額縁、窓台、靴摺などは開口部に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

○d 外部天井

「外部天井」とは、建築物外部の見上面をいう。天井付梁、天井段違い側面、庇の小端などは天井に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

○e 外部雑

外部雑は、各部分に附合する製品、器具類などを必要によって区分する場合及びルーフトレイン、樋類、煙突など○a～○dの部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものを総称する区分で、原則としてそれぞれ適当な名称を付して区別する。

③ 内部仕上

「内部仕上」とは、原則として各階、各室、内部階段などごとに、以下に定めるところにより内壁、内部開口部、内部天井、内部床の部分に区分する。これらの部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものは内部雑とする。

I a 内部床

「内部床」とは、建築物内部の見下ろし面をいう。床段違い側面、階段蹴上げなどは床に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

I b 内壁

「内壁」とは、建築物内部の側面をいい、開口部を除く。独立柱、壁付柱、壁付梁、幅木、開口部周囲の見込、階段ささら桁、手摺、笠木などは壁に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

I c 内部開口部

「内部開口部」とは、建築物内部の建具類及び開口部枠類などをいう。建具類の枠、額縁、膳板、靴摺などは内部開口部に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

I d 内部天井

「内部天井」とは、建築物内部の見上げ面をいう。独立柱、天井段違い側面、回縁などは天井に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

I e 内部雑

内部雑は、各部分ごとに附合する製品、器具類などを必要によって区分する場合及びスクリーン、家具類、仕上ユニット製品など I a～I d の各部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものを総称する区分で、原則としてそれぞれ適当な名称を付して区別する。

(2) 仕上の計測、計算

① 共通事項

ア 各部分の計測

仕上計測の定めは、原則として外部、内部又は壁、開口部、天井、床、雑の各部

分について共通とする。

#### イ 計測上の区別

仕上は、その主な材種別に材質、形状、寸法、工法などにより区別する。主な材種別はおおむね「工事内訳明細書」における科目の材料名による。

#### ウ 仕上の構成

仕上の構成は、表面処理、主仕上、仕上下地及び附合物よりなるものとする。

(ア)「表面処理」とは、仕上表面の保護又は意匠、装飾などのための塗装、吹付などをいう。

(イ)「主仕上」とは、表面処理を除く仕上表面層をいう。

(ウ)「仕上下地」とは、主仕上とく体又は準く体との中間層をいい、骨組下地、下地(板)類などに区別する。

(エ)「附合物」とは、仕上の保護又は意匠、装飾などのために主として主仕上に附合する材料製品、器具などをいう。

#### エ 仕上計測の対象

仕上は、原則として表面処理、主仕上、附合物、仕上下地などの組合せにより区別し、その計測の対象は主仕上とする。表面処理、主仕上、附合物、仕上下地の複合物としての建具類、カーテンウォール、その他の仕上ユニットについてもその主仕上を計測の対象とする。

#### オ 表面処理、附合物、仕上下地の計測

表面処理、附合物又は仕上下地について計測する必要があるときは、原則として主仕上の設計寸法又は図示の寸法を設計寸法とする。

### ② 主仕上の計測、計算

#### ア 原則

(ア) 主仕上の数量は、原則としてく体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による面積から、建具類など開口部の内法寸法又は図示の寸法による面積を差し引いた面積とする。ただし、開口部などの面積が  $0.5\text{m}^2$  以下のときは開口部等による主仕上の欠除はないものとみなす。

(イ) (ア)の定めにかかわらず、天井高は図示の寸法を設計寸法とする。

(ウ) (ア)の定めにかかわらず、主仕上の表面からく体又は準く体の表面までの仕上代が  $0.05\text{m}$  を超えるときは、原則としてその主仕上の表面の寸法を設計寸法とする。

#### イ 附合物などの計測

附合物などについて計測する必要があるときは、原則として主仕上の設計寸法又は図示に基づく長さ、面積又は箇所数を数量とする。

#### ウ 仕上ユニットの計測

建具類、カーテンウォール、その他の仕上ユニットの数量は、その内法寸法又は図示の寸法による面積、個数又は箇所数による。

#### エ 特殊材料などの計測

一般に用いられない材料、特に高価な材料による場合又は特殊な加工を要する場合など前各号の定めによらないときはその旨明記する。

### (3) 仕上の材種による特則

材種による主仕上計測の特則及び附合物又は表面処理について計測する必要があるときの特則は、以下のア項に定めるところにより、仕上下地について計測する必要があるとき又は仕上下地を区別して骨組下地、下地（板）類、防水層等について計測する必要があるときの特則は、以下のイ項の定めるところによる。

① コンクリート材

ア 打放し仕上、コンクリート面のはつり、目荒し加工などについて計測する必要があるときは、そのコンクリート面の面積を数量とする。

イ (7) 防水押え各種コンクリートについて計測する必要があるときは、その平均厚さと設計寸法に基づく面積又はこれらによる体積を数量とする。

(イ) 防水押えコンクリートの補強メッシュなどについて計測する必要があるときは防水押えコンクリートの面積を数量とする。

② 既製コンクリート

ア・イ ALC板、PC板、PS板などによる仕上又は仕上下地の数量は、設計寸法又は図示の寸法による枚数、面積又は体積によることができる。

イ 防水立上り部の押えブロック、れんがなどの組積材について計測する必要があるときは、設計寸法又は図示に基づく長さ又は面積を数量とする。

③ 防水材

ア・イ (7) 防水材による主仕上及び仕上下地の計測の特則は、原則として共通とする。

(イ) 防水層などの数量は、原則としてく体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による面積とする。

(ウ) 立上り防水層などの数量は、その立上り寸法に基づく長さ又はこれらによる面積による。

(エ) 伸縮目地、開口部などのコーキング防水などについて計測する必要があるときは、図示の長さ、開口部などの内法寸法に基づく周長を数量とする。

④ 石材

ア (7) 天然石、人造石など石材による主仕上の計測に当たっては、2 (2) ②ア原則の定めにかかわらず、その主仕上の表面の寸法を設計寸法とする面積から建具類など開口部の内法寸法又は図示の寸法による面積を差し引いた面積とする。

ただし、開口部などの面積が  $0.1\text{m}^2$  以下のときは開口部等による主仕上の欠除はないものとみなす。

(イ) 石材による主仕上の役物類の処理については、図示の寸法による長さ又は箇所数を数量とすることができる。

石材による主仕上の数量は、設計寸法又は図示による体積又は個数によることができる。

石材による主仕上の取付金物、裏込材、目地仕上などについて計測する必要があるときは設計寸法又は図示の寸法に基づく長さ又は個数を数量とする。

⑤ タイル材

ア (7) 陶磁器タイル材による主仕上の役物類の処理については、設計寸法又は図示の寸法による長さ又は箇所数を役物類の数量とする。

(イ) タイル材による主仕上の取付金物、モルタル、目地仕上などは、主仕上の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。

⑥ 木材

ア (ア) 木材による開口部などの枠、額縁などの数量は、原則として図示の寸法による箇所数による。必要あるときは開口部などの内法寸法に基づく周長を数量とする。

(イ) 銘木類は図示の寸法による本数、枚数又は面積を数量とすることができる。

(ロ) 木材による主仕上について、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、ひき立寸法による図示の断面積と、設計寸法又は図示の寸法による長さにより両端の接合などのための必要な長さとして 0.15m を加えた長さによる体積に、5% の割増をした体積による。ひき立寸法が示されていないときは、図示の断面を囲む最小の長方形又は正方形の辺の長さにより、削り代として片面削りの場合は 0.003m、両面削りの場合は 0.005m を加えた寸法をひき立寸法とみず。

(ハ) 板類の木材による主仕上げについて、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、その設計数量に次の割増率加えたものを標準とする。

板材	突き付けの場合	10 %
	実はぎの場合	15 %
	合じゃくり、羽重ねの場合	15 %
各種合板類		15 %
各種フローリング類		10 %

(ニ) 養生紙の粉塗りなどは、原則として計測の対象としない。

イ (ア) 木材による天井又は床の骨組下地について計測する必要があるときは、く体からの図示の寸法により区別し、その主仕上の数量による。

(イ) 木材による下地板類について計測する必要があるときは、原則としてその主仕上の数量による。壁胴縁などは仕上下地の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。必要あるときは図示の寸法による面積を数量とする。

(ロ) 骨組下地又は下地板類の木材としての所要数量を求める必要があるときは、1 間仕切下地 (2) ③木材の定めによる。

(ハ) 板類の所要数量を求める必要があるときは、ア (イ) の定めによることができる。

⑦ 屋根材

ア (ア) 瓦、スレート、金属又は合成樹脂製などの屋根材による主仕上の計測に当たっては、2 仕上 (2) ②主仕上の計測、計算の定めは適用せず、原則として軒先などまでの図示の寸法による面積から、天窗の内法寸法など図示の寸法による開口部の面積を差し引いた葺上げ面積を数量とする。

(イ) 棟瓦、鬼瓦、軒瓦などは、原則として役物類としない。特殊な役瓦などについて計測する必要があるときは、図示の形状、寸法などに基づく長さ又は個数を数量とする。

(ロ) スレート、金属、合成樹脂製などの屋根材の役物類について計測する必要があるときは、原則としてその設計寸法又は図示の寸法による長さ又は箇所数を数量

とする。

### ⑧ 金属材

- ア (7) 金属材による手摺、タラップ、面格子、改め口、投入口など又は谷樋、呼び樋、軒樋、ルーフトレイン、立樋、養生管などの数量は、原則として設計寸法又は図示の寸法による長さ又は箇所数による。
- (イ) ルーフトレイン、立樋、養生管など雨水排水金物類などで系統又は組として機能するものは、系統又は組ごとの箇所数を数量とすることができる。
- (ロ) (7)に類するもので合成樹脂材などによるものについては、原則として材種を明記して金属材の定めを準用する。
- イ (7) 金属材による天井又は床の骨組下地について計測する必要があるときは、く体からの図示の寸法により区別し、その主仕上の数量による。
- (イ) 金属材などによる骨組下地の開口部などのための補強について計測する必要があるときは、図示の寸法による開口部の箇所数を数量とする。
- (ロ) メタルラス、ワイヤラスなど金属材による下地類について計測する必要があるときは、原則としてその主仕上の数量による。壁胴縁は、仕上下地の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。必要あるときは図示の寸法に基づく面積を数量とする。

### ⑨ 左官材

- ア (7) 左官材による笠木、水切、幅木、ポーチ、側溝などの数量は、原則として設計寸法又は図示の寸法による高さ、幅又は糸尺ごとの延べ長さによる。
- (イ) 左官材による表面処理は、原則として計測の対象としない。必要あるときは表面処理すべき主仕上の数量による。
- イ (7) モルタル下地、ラスこすりなど左官材による下地類について計測する必要があるときはその主仕上の数量による。
- (イ) 建具類の周囲モルタル充てんなどについて計測する必要があるときは、建具類の内法寸法に基づく周長を数量とする。

### ⑩ 木製建具

- ア (7) 木製建具類は、表面処理、主仕上、附合物、仕上下地の複合した仕上ユニットとみなし、主仕上の材質、形状などにより区別し、建具類の内法寸法による面積ごとの箇所数を数量とする。
- (イ) 塗装などの表面処理について計測する必要があるときは、⑬塗装材アの定めによる。
- (ロ) 附合物のうち建具金物などについて計測する必要があるときは、その規格、仕様などごとの組数又は個数を数量とする。
- (イ) ガラスについて計測する必要があるときは、⑫ガラス材アの定めによる。

### ⑪ 金属製建具類

- ア (7) 金属製建具類は表面処理、主仕上、附合物、仕上下地及び枠類を複合した仕上ユニットとみなし、主仕上の材質、形状などにより区別し、建具類の内法寸法による面積ごとの箇所数を数量とする。
- (イ) 塗装などの表面処理について計測する必要があるときは、⑬塗装材アの定めによる。

よる。

(ウ) 附合物のうち特殊な金物などについて計測する必要があるときは、その規格仕様などごとの組数又は個数を数量とする。

(エ) ガラスについて計測する必要があるときは、⑫ガラス材アの定めによる。

(オ) 強化ガラス、アクリルなどによる建具類の計測については、原則として材種を明記し、金属製建具類の定めを準用する。

## ⑫ ガラス材

ア (7) 全面がガラスである建具類のガラスについて計測する必要があるときは、材質規格などごとに、原則として建具類の内法寸法による面積を数量とする。ただし、かまち、方立、棧などの見付幅が 0.1m を超えるものがあるときは、その見付幅を差し引いた寸法を内法寸法とみなす。

(イ) 額入建具などのガラスについて計測する必要があるときは、原則として図示の寸法による。

(ロ) 特殊寸法、特殊形状あるいは特殊な性質を有するガラス材については、図示の寸法による。

(ハ) トップライト、デッキガラス、ガラスブロック、アートブロックなどのガラス材による主仕上の数量は、図示の寸法による面積又は箇所数による。枠金物のあるトップライト、デッキガラスなどは、ガラスを主仕上とする仕上ユニットとみなし、枠金物としては計測の対象としない。

(ニ) 鏡などガラス加工品の数量は、図示の形状、寸法による枚数又は箇所数による。

(ホ) ガラス類の清掃、養生などを計測する必要があるときはガラスの数量による。

(ヘ) パテ、シール、コーキング、ガスケットなどについて計測する必要があるときはガラスの設計寸法に基づく周長を数量とする。

## ⑬ 塗装材

ア・イ (7) 塗装材による表面処理の数量は、原則として表面処理すべき主仕上の数量による。

(イ) 表面に凹凸がある場合など複雑な主仕上又は役物類などの塗装材による表面処理について計測する必要があるときは、主仕上の表面の糸尺による長さを設計寸法とする面積を数量とする。建具類又は鉄骨などの塗装材による表面処理について計測する必要があるときは、適切な統計値によることができる。

## ⑭ 内(外)装材

ア (7) 布張り、紙張りなどの重ね代は計測の対象としない。

(イ) 内外装材による主仕上の底目地、ジョイント工法による目地などは、主仕上の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。必要あるときは図示の寸法に基づく長さ又は箇所数を数量とする。

(ロ) たたみ、じゅうたんなどの数量は、図示の寸法による面積又は枚数による。

イ 仕上下地としての布張り、紙張りの重ね代は計測の対象としない。

## ⑮ 仕上ユニット

ア (7) 間仕切ユニットなどは、材種、規格などにより区別し、設計寸法又は図示の寸法による面積又は箇所数を数量とする

(イ) 仕上ユニットとしての浴室、便所などは、図示の性能、形状などごとに組数又は個数を数量とする。

(ロ) 家具、備品、スクリーンなどは、図示の寸法による組数又は個数を数量とする。

(ハ) 造付の家具、カウンター、浴槽、シンク、換気塔などは、表面処理、主仕上附合物、仕上下地を複合して仕上ユニットとみなし、個数又は箇所数を数量とすることができる。

#### ⑩ カーテンウォール

ア (7) コンクリート材、金属材などによる外壁のカーテンウォールは、仕上ユニットとみなし、その数量は原則として図示の形状、寸法による面積又はユニットの個数による。

(イ) カーテンウォールの建具類又はガラスについて計測する必要があるときは、それぞれ⑩の金属製建具類又は⑫のガラス材の定めによる。

(ロ) 方立、カ骨、取付金物、エキスパンション、ジョイント、シーリング、さび止め処理などは、仕上の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。必要あるときは図示の寸法に基づく長さ又は面積を数量とする。

#### ⑪ その他

ア・イ 防音、防湿など特別の目的のある材料もしくは前記の材種に区別することが適当でない材料又は区別することができない材料による仕上又は仕上下地の計測については、原則として材種又は材質の近似する材種の特則を準用し、必要に応じて適当な名称を付して区別する。ただし、その材料について特別の定めがある場合は、その定めによる。

### VII 電気設備

#### 1 共通工事

##### (1) 土工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は適用しない。

##### (2) コンクリート工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は適用しない。

##### (3) 配管配線工事

配管配線工事に関して床面積当たりの統計単価が得られる場合は、当該延べ床面積を計上する。統計単価が得られない場合又は統計単価によりがたい場合は次による。

① 建物別（棟別）、工事種目別、科目別並びに屋内又は屋外工事別に区分する。

② 電線保護管等は種別、寸法別とし、いんべい、露出、幹線、分岐別に区分する。

③ 配管配線は、階別に明示する。

④ 位置ボックス、ジョイントボックスは使用区分により区分する。

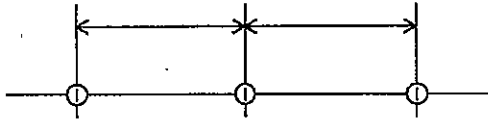
⑤ プルボックス、ダクト、ラック類は、形式、寸法、材料、仕上別に区分する。

⑥ 電線ケーブル類は、規格、寸法別、幹線、分岐別、保護材料別及び工事方法別に区分する。

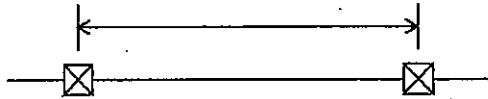
⑦ ケーブルの端末処理は、規格、寸法別に個数を算出する。

⑧ 配管配線の平面図上における寸法（長さ）の起点、端末の位置は次による。

ア 位置ボックス相互間は、各位置ボックスの中心とする。

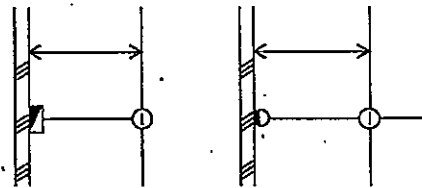


イ プルボックス相互間は、各プルボックスの中心とする。

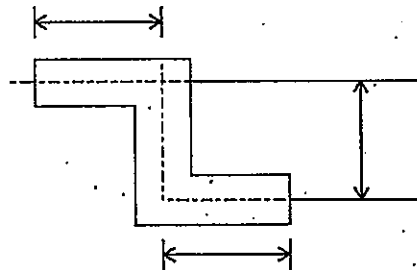


ウ 分電盤、制御盤、端子盤類の起点は、図上の中心の壁面とする。

エ 壁面に取付く位置ボックスは、壁面に接する中心とする。



オ ダクト内配線は布設方向の中心寸法とする。



カ 配管配線は原則として図面上の平面部分と立上り、引下げ部分とに区分する。

⑨ 材料としての所要数量を求める必要があるときは、その設計数量に次の割増をすることを標準とする。

電線	10 %
ケーブル	10 %
電線管	10 %

(4) 接地工事

- ① 接地種別、接地極別、材質、寸法別に箇所数を算出する。
- ② 接地端子箱は記号別に区分する。
- ③ 接地極埋設標を計上する。



(5) 塗装工事

- ① 塗装工事を必要とする鋼材などは、その部分の外表面積とする。
- ② 複合単価に塗装費を含む材料については、計測の対象としない。

(6) はつり工事

- ① 配管がコンクリート壁を貫通する場合は、貫通口径又は断面積、コンクリート壁の厚さ別の数量（箇所）とする。
- ② 溝はつりの場合は、はつり幅と深さにより区別し、床、壁、天井別に長さを算出する。
- ③ 面はつりの場合は、はつり部分の面積を算出する。

(7) 搬入費

搬入費を必要とする機器の重量による。

2 各設備工事

(1) 電灯設備

電灯設備に関して床面積当たりの統計単価が得られる場合は、当該延べ床面積を計上する。統計単価が得られない場合又は統計単価によりがたい場合は次による。

① 配線器具

ア タンブラスイッチは、極数、容量、形状などによる組合せ（プレート共）を単位として算出する。

イ コンセントは、壁付、床付に区別し、極数、容量、形状などによる組合せ（プレート共）を単位として算出する。またプラグ付の場合はその旨明示する。

ウ その他の配線器具などについては上記に準ずる。

② 照明器具

ア 照明器具は、形式、記号などにより区分する。

イ 数量は、回路別、階別又は室別に区分し集計表を作成する。

③ 分電盤

分電盤は、名称、記号、形式別及び階別に区分する。

④ その他

その他の機材は上記に準ずる。

(2) 動力設備

① 制御盤

ア 制御板は名称、記号、形式別負荷容量別及び階別に区分し集計表を作成する。

イ モーターへの結線材料は、可とう電線管などを規格別に計上する。

(3) 避雷設備

① 突針種別、支持パイプの記号寸法別に区分する。

② むね上導体、導線は、規格、寸法別とし、支持金物は支持方法別に区分する。

(4) 構内配電線路

① 架空線路

ア 電柱、支柱及び支線柱は、種別、規格及び寸法別に区分する。

イ 装柱材料等は、種別、規格及び寸法別に区分する。

ウ 支線は、規格及び寸法別に区分し、箇所数を計上する。

エ 架空電線及び引込線は、規格及び寸法別に区分する。

オ 高圧引下線、低圧引下線及び通信引下線は、規格及び寸法別に区分する。

カ 柱上変圧器、気中開閉器等は、電気方式、種別及び容量別に計上する。

② 地中線路

ア 地中ケーブルの保護材料は、種別、規格及び寸法別に区分する。

イ マンホール及びハンドホールは、記号及び寸法別に区分する。

ウ 暗きょ内に布設するケーブルラック等は、形式、寸法、材質及び仕上別に区分する。

(5) 受変電設備

① 高低圧配電盤などは、形式、構造、規格別により区分する。

② 監視制御盤、継電器盤類は、形式、構造別などにより区分する。

③ 直流電源装置は、形式、構造、規格、容量などにより区分する。

④ 変圧器は、電気方式、絶縁方式、容量別に区分する。

⑤ 交流しゃ断器は、種別、規格別により区分する。

⑥ 高圧（特別高圧）進相コンデンサなどは、規格、容量別により区分する。

⑦ 断路器は、極数、容量、操作方式別により区分する。

⑧ 高圧負荷開閉器、その他機器類は、電気方式、定格、容量別により区分する。

⑨ 各機器類に対応する付属品類を計上する。

⑩ 電線、ケーブル類、保護材料などは、1 共通工事 (3) の当該事項による。

⑪ 制御用ケーブルなどは、⑩によるほか、機器相互間の長さを規格別、系統別に計上する。

⑫ バスダクトは、構造、規格、容量別に所要長さを計上し、付属品はエルボ、ティー、エンドクローザーなどに区分する。

⑬ 接地母線、分岐線は第1種、第2種、第3種、特別第3種などの接地工事の種類により区分する。

(6) 自家発電装置

① 交流発電機、原動機は、形式、構造、性能、容量などにより区分する。

② 配電盤などは、(5) ②による。

③ 燃料槽、減圧水槽などは、材質、容量別に計上する。

④ その他の機器類は、(5) ①～⑨による。

⑤ 燃料油、冷却水、排気用配管などは、系統別、管種別、寸法別に区分する。

⑥ 上記以外の工事材料については、(5) ⑩～⑬による。

(7) 電話設備

電話設備に関して床面積当たりの統計単価が得られる場合は、当該延べ床面積を計上する。統計単価が得られない場合又は統計単価によりがたい場合は次による。

① ボックス類

壁付位置ボックス、フロアボックスに区分する。

② フロアダクト

種別、寸法別に区分する。

③ 端子盤類

端子盤は、記号、形式、構造、容量別及び階別に区分する。

(8) インターホン設備、電気時計・拡声設備、テレビ共同受信設備、火災報知設備  
インターホン、電気時計、拡声、テレビ共聴及び火災報知装置などの機器類は、形式、記号別に区分する。

(9) 構内交換設備

- ① 交換機は、形式、構造、容量などにより区分する。
- ② 局線中継台は、形式、構造などにより区分する。
- ③ 本配線盤類は、形式、構造、容量などにより区分する。
- ④ 電源装置は、形式、構造、定格、容量などにより区分する。
- ⑤ 電話機は、形式別に区分する。
- ⑥ その他の計器類については、上記に準ずるものとする。
- ⑦ 電線、ケーブル、保護材料などは、1 (3) の当該事項による。

## VII 電気設備以外の設備

1 共通工事

(1) 土工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は適用しない。

(2) コンクリート工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は適用しない。

(3) 配管工事

配管工事に関して床面積当たりの統計単価が得られる場合は、当該延べ床面積を計上する。統計単価が得られない場合又は統計単価によりがたい場合は次による。

- ① 建物別、工事種目別、科目別、用途別、管種別、施工場所別、呼び径別に区分する。
- ② 材料としての所要数量を求める必要があるときは、その設計数量に次の割増をすることを標準とする。

屋内配管	鋼	管	10 %
	銅	管	5 %
	鉛	管	5 %
	硬質塩ビ管		10 %
屋外配管	鋼	管	5 %
	硬質塩ビ管		5 %

(4) 保温工事

- ① 工事科目別などに区分する。
- ② 配管の保温数量は、保温工事を必要とする配管の設計数量とする。
- ③ 風道の保温数量は、保温工事を必要とする風道の設計数量とする。
- ④ チャンバー及び消音エルボの吸音材の内張数量は、その鉄板の設計数量とする。
- ⑤ 機器類、槽類で保温を必要とする場合は、それらの表面積による。
- ⑥ 室内冷水管、冷温水管に取り付ける呼び径65以上の弁、ストレーナーなどの保温工事は、区分する。

(5) 塗装工事

- ① 工事科目別などに区分する。
- ② 配管の塗装数量は、塗装を必要とする配管の設計数量とする。
- ③ 風道の塗装数量は、塗装を必要とする風道の設計数量とする。
- ④ 機器類で塗装を必要とする場合は、それらの表面積による。
- ⑤ 複合単価に塗装費を含む材料については、数量計測の対象としない。

(6) はつり工事

- ① 工事科目別などに区分する。
- ② 壁又は床を配管もしくは風道が貫通する場合は、貫通口径、断面積、コンクリートの厚さ別の数量（箇所）とする。
- ③ 溝はつりの数量は、はつり幅、深さ別の長さを計測する。
- ④ 面はつりの数量は、はつり部分の面積を計測する。

(7) スリーブ入れ

- ① スリーブの数量はスリーブの口径別、コンクリート壁の厚さ別に区分して計算する。
- ② 箱入れ数量は、貫通口の断面積、コンクリートの梁又は壁の厚さ別に区分して計算する。

(8) 搬入費

搬入費を必要とする機器の重量などによる。

2. 給排水衛生設備

給排水衛生設備に関して床面積当たりの統計単価が得られる場合は、当該延べ床面積を計上する。統計単価が得られない場合又は統計単価によりがたい場合は次による。

(1) 衛生器具設備

衛生器具は、種類、規格、寸法、記号など別に区分する。

(2) 給排水設備の機器

- ① ポンプ類、給湯ボイラ、貯油槽、高置水槽、受水槽、ガス湯沸器、屋内消火栓箱、厨房器具などの各機器は、工事科目、形式、能力、容量、規格寸法など別又は記号別に区分して数量を計算する。
- ② 弁、水栓類、ボールタップ、弁きょう、量水器、排水トラップ、掃除口、排水金物、可とう継手、防振継手などの各機器は、形式、規格、呼び径別などに区分して数量を計測する。
- ③ 弁ます、量水器ます、ためます、インバートますなどのます類については、記号別、GLから管底までの深さ別に区分して組数を計算する。

3 空気調和設備

(1) 空気調和設備

① ボイラ及び付属機器設備

ア ボイラ、空調用ポンプ類、熱交換器、還水槽、地下貯油槽、サービスタンク、膨張水槽、管寄せ、温風暖房器、送風機などの数量は、形式、能力、容量、規格寸法などの別又は記号別に区分して計算する。

イ 鋼板製煙道は、板厚別に外周面積を計算する。

② 冷凍機設備

冷凍機、冷却塔及び冷却水ポンプは、①アに準ずる。

③ 空気調和機設備

ユニット型空気調和機、パッケージ型空気調和機、全熱交換器、ファンコイルユニット、送風機、集じん器などの機器は、①アに準ずる。

④ 風道設備

ア 建物別、工事科目別に、矩形風道、スパイラルダクト、円形風道（排煙用）の名称別に分け、矩形風道は板厚別に、スパイラルダクト及び円形風道は口径別に区分し、さらに、各階別、系統別、設置場所別（屋内露出、天井内、ダクトシャフト内、屋外露出など）に区分する。

イ 風道の長さは、ダクトの中心線の長さを計測する。

⑤ 風道付属品

ア フレキシブルダクトの数量は口径別に区分し、長さを計測する。

イ 風道と送風機を連結するたわみ継手の数量は、送風機の仕様（形番、両吸込み形、片吸込み形）別に区分し、箇所数を計算する。風道と空調機を連結する場合は、長さを計測する。

ウ ガラリは、材質及び形状、大きさ（幅×高さ）別に区分して計測する。

エ チャンバーの数量は、名称、板厚、大きさ別に区分し、表面積を計測する。

⑥ 仕切弁、玉形弁、安全弁、圧力計、温度計、伸縮継手、可とう継手、防振継手、ストレーナー、ボールタップなどの器具は、2 (2) ②に準ずる。

(2) 換気設備

空気調和設備の当該事項に準ずる。

(3) 排煙設備

空気調和設備の当該事項に準ずる。

4 昇降設備

必要に応じて計上する。

5. その他設備

必要に応じて計上する。

IX. 解体

解体工事は、次によるものとする。

1 仮設工事

立地条件、工法、使用機材などを十分考慮する。

(1) 外部足場

足場面積によるものとする。

(2) 内部足場

必要部分の床面積により算出する。

(3) 養生

セーフティネット、シート、金網及び朝顔などの必要なものを計上する。

(4) その他

その他必要に応じて計上する。

## 2 直接解体

### (1) 労務費

#### ① 鉄筋コンクリート造

ア プレーカ工法、スチールボール工法、ジャッキ工法及び圧砕工法などの工法別に区別する。

イ 地上部分と地下部分に区分する。

#### ② 鉄骨造

①に準ずる。

### (2) 機械器具費

解体に要する機械損料、工具損料、損耗品、燃料及びそれらの運搬費などを計上する。

## 3 廃棄材処理

### (1) ガラ処理

解体の際、発生するガラを捨てるための運搬費、捨て場代などで、場所、条件などを考慮する

### (2) 発生材

解体の際、発生する市場価値のある材を種別、等級などに区別して計上する。

## 別表 統計数量表

### 第1 総則

#### 1 用途の取扱い

統計数量表で区分する用途以外の用途については、表(1)による区分に応じ、それぞれの用途の統計数量表を適用することができるものとする。

表(1)

用 途	適用することができる範囲
専 用 住 宅	併用（店舗、事務所等）住宅、医院等で構造く体の形状が専用住宅に類似するものを含むものとする。
共 同 住 宅	マンション、アパート、家族寮、独身寮 病院、診療所、老人ホーム等で構造く体の形状が共同住宅に類似するものを含むものとする。
店 舗 ・ 事 務 所	銀行、信用金庫、郵便局、公民館等で構造く体の形状が店舗又は事務所に類似するものを含むものとする。 なお、大型小売店舗等で構造く体の形状が他の用途に類似する場合は、その用途を認定し、適用することができるものとする。
工 場 ・ 倉 庫	作業所、畜舎等で構造く体の形状が工場又は倉庫に類似するものを含むものとする。 なお、作業所、畜舎等であっても一般的な工場又は倉庫に比較して構造く体が簡易なものと認められる場合は、統計数量値を補正するものとする。
校 舎 ・ 園 舎	旅館・ホテル等で構造く体の形状が校舎、園舎に類似するものを含むものとする。 なお、学校等のその他の施設（事務室、給食室等）については、その構造く体の形状によって、他の用途を適用するものとする。
車 庫	屋根、壁等があり建物として取り扱うもの。

注 本表で適用することが困難な公衆浴場、劇場、映画館、体育館、神社、仏閣、教会、土蔵等については、原則として、別途個別に各数量を計算するものとする。

#### 2 階層の取扱い

統計数量表の階層の認定は、次式により算出した数値を基に表(2)の区分により行うものとする。

$$\text{階層率} = \text{建物延べ床面積} \div \text{1階床面積}$$

表(2)

階 層 率	適用階層
1.30未満	1 階
1.30以上 2.30未満	2 階
2.30以上 3.30未満	3 階
3.30以上 4.30未満	4 階
4.30以上 5.30未満	5 階
5.30以上	6 階

## 第2 土工（基礎）関係

### 1 工種別の数量

基礎に係る工種別の数量は、次式によって算出するものとする。

$$\text{数量} = 1 \text{階床面積} \times (\text{統計数量値} \times \text{杭地業による補正率} \times \text{地盤状況による補正率})$$

#### イ 統計数量値

各工種の数量値は、表(5)から(9)の構造用途等の区分によるものとする。

ただし、表(5)及び(6)の鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造のラーメン式及び壁式の基礎コンクリートは、表(12)及び(13)のく体コンクリートに含まれているので重複計上に注意すること。

また、統計数量値には、地下階の数量は含まれていないので地下階がある場合には、その地下階部分の数量を別途算出して計上するものとする。

#### ロ 杭地業による補正

杭地業による補正は、重複鉄骨造（S造）及び軽量鉄骨造（LGS造）について行うものとし、杭地業の有無による補正率は表(3)の区分による。

ただし、補正は、根切、砂利・割石敷き、捨コンクリート及び基礎コンクリートについて行い、型枠及び鉄筋は補正の対象としない。

表(3)

杭地業の有無	補正率
有	0.90
無	1.00



ハ 地盤状況（地耐力）による補正

地盤状況（地耐力）による補正は、重複鉄骨造（S造）及び軽量鉄骨造（LGS造）について行うものとし、地盤状況（地耐力）による補正率は、表(4)の区分による。

ただし、杭地業がある場合は、補正の対象としない。

また、補正は、根切、砂利・割石敷き、捨コンクリート及び基礎コンクリートについて行い、型枠及び鉄筋は補正の対象としない。

表(4)

地盤状況	判断基準となる地耐力 〔t/m <sup>2</sup> 〕	補正率
硬質地盤	20 t 以上	0.85
普通地盤	5 t 以上 20 t 未満	1.00
軟弱地盤	5 t 未満	1.40

注 地盤の状況は、補償建物の存する敷地における基礎の底面での地耐力で判定するものとするが、地耐力は当該建物の建築時のボーリング調査又は近隣地域におけるボーリング調査資料を参考として判断することができるものとする。

土工（基礎）関係統計数量表

表(5)

構 造		鉄筋コンクリート造（RC造）・鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）							
区 分		ラーメン式							
階層	工 種	単 位	専 用 宅	共 同 宅	店舗・事務所	工場・倉庫	校舎・園舎	備 考	
1	根 切	1階床面積	m <sup>2</sup>	1.22	1.13	1.17	1.29	1.31	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	0.141	0.130	0.135	0.149	0.151	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.03	0.028	0.029	0.032	0.032	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.26	0.24	0.25	0.27	0.27	
2	根 切	1階床面積	m <sup>2</sup>	1.46	1.36	1.40	1.55	1.57	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	0.170	0.156	0.162	0.179	0.181	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.036	0.034	0.035	0.038	0.038	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.31	0.29	0.30	0.32	0.32	
3	根 切	1階床面積	m <sup>2</sup>	1.83	1.70	1.76	1.94	1.97	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	0.212	0.195	0.203	0.224	0.227	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.045	0.042	0.044	0.048	0.048	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.39	0.36	0.38	0.41	0.41	
4	根 切	1階床面積	m <sup>2</sup>	2.26	2.09	2.16	2.39	2.42	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	0.261	0.241	0.250	0.276	0.279	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.056	0.052	0.054	0.059	0.059	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.48	0.44	0.46	0.50	0.50	
5	根 切	1階床面積	m <sup>2</sup>	2.68	2.49	2.57	—	2.88	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	0.310	0.286	0.297	—	0.332	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.066	0.062	0.064	—	0.070	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.57	0.53	0.55	—	0.59	
6	根 切	1階床面積	m <sup>2</sup>	3.11	2.88	2.98	—	3.34	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	0.36	0.332	0.340	—	0.385	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.077	0.071	0.074	—	0.082	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.66	0.61	0.64	—	0.69	

注1 各工種の数量は、1階床面積1m<sup>2</sup>当たりの数量である。

2 基礎コンクリートには、土間コンクリート分が含まれていないので、施工されている場合には、別途個別に算出して計上するものとする。（以下表(6)から(9)についても同じ。）

表(6)

構造		鉄筋コンクリート造 (RC造)						
区分		壁式						
階層	工種	単位		専住宅	共同宅	店舗・事務所	校舎・園舎	備考
1	根切	1階床面積	m <sup>2</sup>	1.07	0.99	1.02	1.13	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	0.124	0.114	0.118	0.132	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.026	0.024	0.025	0.028	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.22	0.21	0.22	0.23	
2	根切	1階床面積	m <sup>2</sup>	1.28	1.19	1.22	1.36	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	0.149	0.137	0.142	0.158	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.031	0.029	0.030	0.034	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.26	0.25	0.26	0.28	
3	根切	1階床面積	m <sup>2</sup>	1.61	1.49	1.53	1.70	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	0.186	0.171	0.177	0.198	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.039	0.036	0.038	0.042	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.33	0.32	0.33	0.35	
4	根切	1階床面積	m <sup>2</sup>	1.98	1.83	1.89	2.09	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	0.229	0.211	0.218	0.244	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.048	0.044	0.046	0.052	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.41	0.39	0.41	0.43	
5	根切	1階床面積	m <sup>2</sup>	2.35	2.18	2.24	2.49	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	0.273	0.251	0.260	0.290	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.057	0.053	0.055	0.062	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.48	0.46	0.48	0.51	
6	根切	1階床面積	m <sup>2</sup>	2.73	2.52	2.60	2.88	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	0.316	0.291	0.301	0.337	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.066	0.061	0.064	0.071	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.56	0.54	0.56	0.59	

表(7)

構造		重量鉄骨造 (S造)							
区分		肉厚4mmを超え9mm未満のもの及び肉厚9mm以上のもの							
階層	工種	単位	専用住宅	共同住宅	店舗・事務所	工場・倉庫	車庫	備考	
1	根切	1階床面積	m <sup>2</sup>	0.80	0.80	0.68	0.58	0.58	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	0.089	0.089	0.073	0.076	0.076	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.023	0.023	0.018	0.015	0.015	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.218	0.218	0.165	0.134	0.134	
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	6.02	6.02	6.02	5.80	5.80	
	鉄筋	"	t	0.105	0.105	0.087	0.109	0.109	
2	根切	1階床面積	m <sup>2</sup>	0.96	0.96	0.82	0.70	—	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	0.107	0.107	0.088	0.091	—	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.028	0.028	0.022	0.018	—	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.262	0.262	0.198	0.161	—	
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	5.72	5.72	5.72	5.51	—	
	鉄筋	"	t	0.105	0.105	0.087	0.109	—	
3	根切	1階床面積	m <sup>2</sup>	1.20	1.20	1.02	0.87	—	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	0.134	0.134	0.110	0.114	—	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.035	0.035	0.027	0.023	—	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.327	0.327	0.248	0.201	—	
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	5.12	5.12	5.12	4.93	—	
	鉄筋	"	t	0.105	0.105	0.087	0.109	—	
4	根切	1階床面積	m <sup>2</sup>	1.48	1.48	1.26	—	—	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	0.165	0.165	0.135	—	—	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.043	0.043	0.033	—	—	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.403	0.403	0.305	—	—	
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	4.52	4.52	4.52	—	—	
	鉄筋	"	t	0.105	0.105	0.087	—	—	
5	根切	1階床面積	m <sup>2</sup>	—	1.76	1.50	—	—	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	—	0.196	0.161	—	—	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	—	0.051	0.040	—	—	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	—	0.480	0.363	—	—	
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	—	4.21	4.21	—	—	
	鉄筋	"	t	—	0.105	0.087	—	—	

注. 本表の型枠・鉄筋については、基礎コンクリート1・当たりの数量である。(以下表(8)から(9)についても同じ。)

表(8)

構造		軽量鉄骨造(LGS造)							
区分		肉厚4mm未満のもの							
階層	工種	単位	専用住宅	共同住宅	店舗・事務所	工場・倉庫	車庫	備考	
1	根切	1階床面積	m <sup>2</sup>	0.48	0.48	0.47	0.40	0.40	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	0.081	0.081	0.081	0.094	0.094	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.020	0.020	0.018	0.015	0.015	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.120	0.120	0.110	0.102	0.102	
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	8.90	8.90	7.75	6.75	4.91	
	鉄筋	"	t	0.121	0.121	0.116	0.114	0.114	
2	根切	1階床面積	m <sup>2</sup>	0.58	0.58	0.56	0.48	—	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	0.097	0.097	0.097	0.113	—	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.024	0.024	0.022	0.018	—	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.144	0.144	0.132	0.122	—	
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	8.46	8.46	7.36	6.41	—	
	鉄筋	"	t	0.121	0.121	0.116	0.114	—	
3	根切	1階床面積	m <sup>2</sup>	0.72	0.72	0.71	—	—	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	0.122	0.122	0.122	—	—	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.030	0.030	0.027	—	—	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.180	0.180	0.165	—	—	
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	7.57	7.57	6.59	—	—	
	鉄筋	"	t	0.121	0.121	0.116	—	—	

表(9)

構造		コンクリートブロック造 (CB造)							
区分		—							
階層	工種	単位	専用住宅	共同住宅	店舗・事務所	工場・倉庫	車庫	備考	
1	根切	1階床面積	m <sup>2</sup>	0.57	0.57	0.57	0.64	0.64	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	0.112	0.112	0.112	0.127	0.127	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.021	0.021	0.021	0.026	0.026	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.192	0.192	0.192	0.253	0.253	
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	8.65	8.65	8.65	9.51	9.51	
	鉄筋	"	t	0.082	0.082	0.082	0.103	0.103	
2	根切	1階床面積	m <sup>2</sup>	0.68	0.68	0.68	0.77	—	
	砂利・割石敷	"	m <sup>2</sup>	0.134	0.134	0.134	0.152	—	
	捨コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.025	0.025	0.025	0.031	—	
	基礎コンクリート	"	m <sup>2</sup>	0.230	0.230	0.230	0.304	—	
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup>	8.22	8.22	8.22	9.03	—	
	鉄筋	"	t	0.082	0.082	0.082	0.103	—	

注 梁、屋根部分がコンクリートで施工されている場合には、その部分を別途個別に算出して計上するものとする。

### 第3 く体コンクリート量関係

鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）及び鉄筋コンクリート造（RC造）のく体コンクリート等に係る数量は、次式によって算出するものとする。

$$\text{く体コンクリート量} = \text{延床面積} \times (\text{統計数量値} \times \text{階高補正率})$$

$$\text{型枠・鉄筋} = \text{コンクリート量} \times \text{統計数量値}$$

#### イ 統計数量値

コンクリート量の数量値は、表(12)から(13)の構造、区分（ラーメン式・壁式）及び用途によるものとする。

ただし、コンクリート量には、表(5)及び(6)の基礎コンクリート量を含むものとする。

#### ロ 階高による補正

統計数量値の階高は3m未満を基準としたものであり、階高が3m以上の場合は、表(10)による補正を行うものとする。

ただし、補正は、コンクリート量についてのみ行うものとする。

表(10)

階高 項目	3m未満	3m以上 4m未満	4m以上 5m未満	5m以上 6m未満	6m以上 7m未満	7m以上
補正率	1.00	1.15	1.30	1.45	1.60	1.75

#### ハ SRC造のコンクリート量及び鉄骨量の取扱い

SRC造のコンクリート量及び鉄骨量の取扱いは、次により行うものとする。

##### (1) 鉄骨量

鉄骨量は、次式によって算出するものとする。

$$\text{鉄骨量} = \text{延床面積} \times \text{統計数量値}$$

注 統計数量値は、表(11)の区分による。

表(11)

用途	延床面積当たりの鉄骨量
共同住宅	0.053 t
事務所 店舗	0.085 t
工場 倉庫	0.073 t
校舎 舎舎	0.059 t

(2) く体コンクリート量

SRC造建物のコンクリート量は、統計数量値によって算出したコンクリート総量から、次式によって算出した数量を控除するものとする。

$$\text{く体コンクリート量} = \text{く体コンクリート量総量} - (\text{鉄骨量} \times 0.127 \text{ m}^3)$$

注 鉄骨量7.85 t 当たりコンクリート1.00 m<sup>3</sup>を基準としている。

(3) 型枠の取扱い

SRC造建物の型枠については、RC造として算出したコンクリート量を基準として算出するものとする。

(4) 鉄筋の取扱い

SRC造建物の鉄筋については、RC造として算出したコンクリート量から鉄骨分のコンクリート量を控除した数量を基準として算出するものとする。



〈体コンクリート量等関係統計数量表

表(12)

構造		鉄筋コンクリート造(RC造)・鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)							
区分		ラーメン式・階高3m未満							
用途	階層	種別	単位	延床面積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
専用住宅	1	コンクリート	㎡	0.74	0.73	0.73	0.72	0.71	0.70
		型 枠	㎡	8.37	8.04	7.70	7.37	7.03	6.70
		鉄 筋	t	0.114	0.114	0.116	0.119	0.121	0.123
	2	コンクリート	㎡	0.73	0.72	0.71	0.71	0.70	0.69
		型 枠	㎡	8.29	7.95	7.62	7.29	6.96	6.63
		鉄 筋	t	0.114	0.114	0.116	0.119	0.121	0.123
	3	コンクリート	㎡	0.72	0.71	0.70	0.70	0.69	0.68
		型 枠	㎡	8.20	7.87	7.55	7.22	6.89	6.56
		鉄 筋	t	0.120	0.120	0.122	0.124	0.127	0.129
	4	コンクリート	㎡	0.71	0.70	0.69	0.69	0.68	0.67
		型 枠	㎡	8.12	7.79	7.47	7.14	6.82	6.50
		鉄 筋	t	0.125	0.125	0.128	0.130	0.133	0.135
	5	コンクリート	㎡	0.70	0.69	0.68	0.67	0.67	0.66
		型 枠	㎡	8.04	7.71	7.39	7.07	6.75	6.43
		鉄 筋	t	0.131	0.131	0.134	0.136	0.139	0.142
	6	コンクリート	㎡	0.68	0.68	0.67	0.66	0.66	0.65
		型 枠	㎡	7.95	7.63	7.32	7.00	6.68	6.36
		鉄 筋	t	0.137	0.137	0.140	0.142	0.145	0.148

注1 コンクリート量は、建物の延床面積1㎡当たりの数量である。ただし、土間コンクリートは含まれていないため、別途個別計算をして計上するものとする。

2 型枠は、コンクリート量1㎡当りの数量である。

3 鉄筋は、コンクリート量1㎡当りの数量である。

[以下表(13)について同じ。]

構造		鉄筋コンクリート造 (RC造)・鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造)							
区分		ラーメン式・階高3m未満							
用途	階層	種別	単位	延床面積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
共同住宅	1	コンクリート	㎡	0.68	0.67	0.67	0.66	0.65	0.65
		型枠	㎡	8.37	8.04	7.70	7.37	7.03	6.70
		鉄筋	t	0.114	0.114	0.116	0.119	0.121	0.123
	2	コンクリート	㎡	0.67	0.66	0.66	0.65	0.64	0.64
		型枠	㎡	8.29	7.95	7.62	7.29	6.96	6.63
		鉄筋	t	0.114	0.114	0.116	0.119	0.121	0.123
	3	コンクリート	㎡	0.66	0.65	0.65	0.64	0.63	0.63
		型枠	㎡	8.20	7.87	7.55	7.22	6.89	6.56
		鉄筋	t	0.120	0.120	0.122	0.124	0.127	0.129
	4	コンクリート	㎡	0.65	0.64	0.64	0.63	0.62	0.62
		型枠	㎡	8.12	7.79	7.47	7.14	6.82	6.50
		鉄筋	t	0.125	0.125	0.128	0.130	0.133	0.135
	5	コンクリート	㎡	0.64	0.63	0.63	0.62	0.61	0.61
		型枠	㎡	8.04	7.71	7.39	7.07	6.75	6.43
		鉄筋	t	0.131	0.131	0.134	0.136	0.139	0.142
	6	コンクリート	㎡	0.63	0.62	0.62	0.61	0.60	0.60
		型枠	㎡	7.95	7.63	7.32	7.00	6.68	6.36
		鉄筋	t	0.137	0.137	0.140	0.142	0.145	0.148

構 造		鉄筋コンクリート造 (RC造)・鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造)							
区 分		ラーメン式・階高3m未満							
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
店 舗 ・ 事 務 所	1	コンクリート	㎡	0.71	0.70	0.70	0.69	0.68	0.67
		型 枠	㎡	8.37	8.04	7.70	7.37	7.03	6.70
		鉄 筋	t	0.114	0.114	0.116	0.119	0.121	0.123
	2	コンクリート	㎡	0.70	0.69	0.69	0.68	0.67	0.66
		型 枠	㎡	8.29	7.95	7.62	7.29	6.96	6.63
		鉄 筋	t	0.114	0.114	0.116	0.119	0.121	0.123
	3	コンクリート	㎡	0.69	0.68	0.67	0.67	0.66	0.65
		型 枠	㎡	8.20	7.87	7.55	7.22	6.89	6.56
		鉄 筋	t	0.120	0.120	0.122	0.124	0.127	0.129
	4	コンクリート	㎡	0.68	0.67	0.66	0.66	0.65	0.64
		型 枠	㎡	8.12	7.79	7.47	7.14	6.82	6.50
		鉄 筋	t	0.125	0.125	0.128	0.130	0.133	0.135
	5	コンクリート	㎡	0.67	0.66	0.65	0.65	0.64	0.63
		型 枠	㎡	8.04	7.71	7.39	7.07	6.75	6.43
		鉄 筋	t	0.131	0.131	0.134	0.136	0.139	0.142
	6	コンクリート	㎡	0.66	0.65	0.64	0.64	0.63	0.62
		型 枠	㎡	7.95	7.63	7.32	7.00	6.68	6.36
		鉄 筋	t	0.137	0.137	0.140	0.142	0.145	0.148

構造		鉄筋コンクリート造 (RC造)・鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造)							
区分		ラーメン式・階高3m未満							
用途	階層	種別	単位	延床面積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	
工場 ・ 倉庫	1	コンクリート	㎡	0.78	0.77	0.76	0.76	0.75	0.74
		型枠	㎡	6.83	6.56	6.28	6.01	5.74	5.46
		鉄筋	t	0.110	0.110	0.112	0.114	0.117	0.119
	2	コンクリート	㎡	0.77	0.76	0.75	0.75	0.74	0.73
		型枠	㎡	6.76	6.49	6.22	5.95	5.68	5.41
		鉄筋	t	0.110	0.110	0.112	0.114	0.117	0.119
	3	コンクリート	㎡	0.76	0.75	0.74	0.73	0.73	0.72
		型枠	㎡	6.69	6.43	6.16	5.89	5.62	5.35
		鉄筋	t	0.116	0.116	0.118	0.120	0.122	0.125
	4	コンクリート	㎡	0.74	0.74	0.73	0.72	0.72	0.71
		型枠	㎡	6.63	6.36	6.10	5.83	5.57	5.30
		鉄筋	t	0.121	0.121	0.123	0.126	0.128	0.131

構 造		鉄筋コンクリート造 (RC造)・鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造)							
区 分		ラーメン式・階高3m未満							
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
校 舎 ・ 園 舎	1	コンクリート	㎡	0.79	0.78	0.77	0.77	0.76	0.75
		型 枠	㎡	7.75	7.44	7.13	6.82	6.51	6.20
		鉄 筋	t	0.116	0.116	0.118	0.121	0.123	0.125
	2	コンクリート	㎡	0.78	0.77	0.76	0.75	0.75	0.74
		型 枠	㎡	7.67	7.37	7.06	6.75	6.44	6.14
		鉄 筋	t	0.116	0.116	0.118	0.121	0.123	0.125
	3	コンクリート	㎡	0.77	0.76	0.75	0.74	0.74	0.73
		型 枠	㎡	7.60	7.29	6.99	6.68	6.38	6.08
		鉄 筋	t	0.122	0.122	0.124	0.127	0.129	0.132
	4	コンクリート	㎡	0.75	0.75	0.74	0.73	0.72	0.72
		型 枠	㎡	7.52	7.22	6.92	6.62	6.31	6.01
		鉄 筋	t	0.128	0.128	0.130	0.133	0.135	0.138
	5	コンクリート	㎡	0.74	0.74	0.73	0.72	0.71	0.71
		型 枠	㎡	7.44	7.14	6.84	6.55	6.25	5.95
		鉄 筋	t	0.133	0.133	0.136	0.139	0.141	0.144
	6	コンクリート	㎡	0.73	0.72	0.72	0.71	0.70	0.69
		型 枠	㎡	7.36	7.07	6.77	6.48	6.18	5.89
		鉄 筋	t	0.139	0.139	0.142	0.145	0.148	0.150

構造		鉄筋コンクリート造 (RC造)							
区分		壁式・階高3m未満							
用途	階層	種別	単位	延床面積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
専用住宅	1	コンクリート	㎡	0.72	0.71	0.71	0.70	0.69	0.68
		型枠	㎡	9.91	9.51	9.12	8.72	8.32	7.93
		鉄筋	t	0.085	0.085	0.087	0.088	0.090	0.092
	2	コンクリート	㎡	0.71	0.70	0.70	0.69	0.68	0.67
		型枠	㎡	9.81	9.42	9.03	8.63	8.24	7.85
		鉄筋	t	0.085	0.085	0.087	0.088	0.090	0.092
	3	コンクリート	㎡	0.70	0.69	0.68	0.68	0.67	0.66
		型枠	㎡	9.71	9.32	8.93	8.55	8.16	7.77
		鉄筋	t	0.089	0.089	0.091	0.093	0.095	0.096
	4	コンクリート	㎡	0.69	0.68	0.67	0.67	0.66	0.65
		型枠	㎡	9.61	9.23	8.84	8.46	8.07	7.69
		鉄筋	t	0.094	0.094	0.095	0.097	0.099	0.101
	5	コンクリート	㎡	0.68	0.67	0.66	0.66	0.65	0.64
		型枠	㎡	9.51	9.13	8.75	8.37	7.99	7.61
		鉄筋	t	0.098	0.098	0.100	0.102	0.104	0.106
	6	コンクリート	㎡	0.67	0.66	0.65	0.65	0.64	0.63
		型枠	㎡	9.41	9.04	8.66	8.28	7.91	7.53
		鉄筋	t	0.102	0.102	0.104	0.106	0.108	0.110

構造		鉄筋コンクリート造 (RC造)							
区分		壁式・階高3m未満							
用途	階層	種別	単位	延床面積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
共同住宅	1	コンクリート	㎡	0.65	0.64	0.64	0.63	0.62	0.62
		型枠	㎡	9.91	9.51	9.12	8.72	8.32	7.93
		鉄筋	t	0.085	0.085	0.087	0.088	0.090	0.092
	2	コンクリート	㎡	0.64	0.63	0.63	0.62	0.61	0.61
		型枠	㎡	9.81	9.42	9.03	8.63	8.24	7.85
		鉄筋	t	0.085	0.085	0.087	0.088	0.090	0.092
	3	コンクリート	㎡	0.63	0.62	0.62	0.61	0.61	0.60
		型枠	㎡	9.71	9.32	8.93	8.55	8.16	7.77
		鉄筋	t	0.089	0.089	0.091	0.093	0.095	0.096
	4	コンクリート	㎡	0.62	0.61	0.61	0.60	0.60	0.59
		型枠	㎡	9.61	9.23	8.84	8.46	8.07	7.69
		鉄筋	t	0.094	0.094	0.095	0.097	0.099	0.101
	5	コンクリート	㎡	0.61	0.60	0.60	0.59	0.59	0.58
		型枠	㎡	9.51	9.13	8.75	8.37	7.99	7.61
		鉄筋	t	0.098	0.098	0.100	0.102	0.104	0.106
	6	コンクリート	㎡	0.60	0.60	0.59	0.58	0.58	0.57
		型枠	㎡	9.41	9.04	8.66	8.28	7.91	7.53
		鉄筋	t	0.102	0.102	0.104	0.106	0.108	0.110

構 造		鉄筋コンクリート造 (RC造)							
区 分		壁式・階高3m未満							
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	
店 舗 ・ 事 務 所	1	コンクリート	㎡	0.69	0.68	0.68	0.67	0.66	0.66
		型 枠	㎡	9.91	9.51	9.12	8.72	8.32	7.93
		鉄 筋	t	0.085	0.085	0.087	0.088	0.090	0.092
	2	コンクリート	㎡	0.68	0.67	0.67	0.66	0.65	0.65
		型 枠	㎡	9.81	9.42	9.03	8.63	8.24	7.85
		鉄 筋	t	0.085	0.085	0.087	0.088	0.090	0.092
	3	コンクリート	㎡	0.67	0.66	0.66	0.65	0.64	0.64
		型 枠	㎡	9.71	9.32	8.93	8.55	8.16	7.77
		鉄 筋	t	0.089	0.089	0.091	0.093	0.095	0.096
	4	コンクリート	㎡	0.66	0.65	0.65	0.64	0.63	0.63
		型 枠	㎡	9.61	9.23	8.84	8.46	8.07	7.69
		鉄 筋	t	0.094	0.094	0.095	0.097	0.099	0.101
	5	コンクリート	㎡	0.65	0.64	0.64	0.63	0.62	0.62
		型 枠	㎡	9.51	9.13	8.75	8.37	7.99	7.61
		鉄 筋	t	0.098	0.098	0.100	0.102	0.104	0.106
	6	コンクリート	㎡	0.64	0.63	0.63	0.62	0.61	0.61
		型 枠	㎡	9.41	9.04	8.66	8.28	7.91	7.53
		鉄 筋	t	0.102	0.102	0.104	0.106	0.108	0.110



構造		鉄筋コンクリート造 (RC造)							
区分		壁式・階高3m未満							
用途	階層	種別	単位	延床面積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	
校舎 ・ 園舎	1	コンクリート	㎡	0.77	0.76	0.75	0.75	0.74	0.73
		型枠	㎡	9.46	9.08	8.70	8.32	7.95	7.57
		鉄筋	t	0.098	0.098	0.100	0.102	0.104	0.106
	2	コンクリート	㎡	0.76	0.75	0.74	0.74	0.73	0.72
		型枠	㎡	9.37	8.99	8.62	8.24	7.87	7.49
		鉄筋	t	0.098	0.098	0.100	0.102	0.104	0.106
	3	コンクリート	㎡	0.75	0.74	0.73	0.72	0.72	0.71
		型枠	㎡	9.27	8.90	8.53	8.16	7.79	7.42
		鉄筋	t	0.103	0.103	0.105	0.107	0.109	0.111
	4	コンクリート	㎡	0.74	0.73	0.72	0.71	0.71	0.70
		型枠	㎡	9.18	8.81	8.44	8.08	7.71	7.34
		鉄筋	t	0.108	0.108	0.110	0.112	0.114	0.116
	5	コンクリート	㎡	0.72	0.72	0.71	0.70	0.69	0.69
		型枠	㎡	9.08	8.72	8.36	7.99	7.63	7.27
		鉄筋	t	0.113	0.113	0.115	0.117	0.119	0.122
	6	コンクリート	㎡	0.71	0.71	0.70	0.69	0.68	0.68
		型枠	㎡	8.99	8.63	8.27	7.91	7.55	7.19
		鉄筋	t	0.118	0.118	0.120	0.122	0.125	0.127

#### 第4 く体鉄骨量関係

鉄骨造建物のく体に係る鉄骨量は、次式によって算出するものとする。ただし、統計数量値には、内外階段は含まれるが、デッキプレート、材料、製品、工具等の収納棚、歩行（点検）路等の造作に係る鉄骨量は含まれていないので、これについては別途算出して加算するものとする。

$$\text{鉄骨量} = \text{延床面積} \times \text{統計数量値}$$

##### イ 統計数量値

鉄骨量の数量値は、表(14)から(16)の重量鉄骨造、軽量鉄骨造、肉厚の区分及び用途によるものとする。

##### ロ クレーンが設置されている場合の補正

建物に走行クレーンが設置されている場合は、次式により鉄骨量の補正を行うことができるものとする。

$$\text{鉄骨量} = \{S_1 \times (V \times 1.1)\} + \{S_2 \times V\}$$

V = 統計数量値

S<sub>1</sub> = 走行クレーンの可動（設置）する床面積

S<sub>2</sub> = 走行クレーンの可動（設置）しない床面積

ただし、S<sub>1</sub> + S<sub>2</sub> = 床面積

＜体鉄骨量関係統計数量表

表(14)

構造		重量鉄骨造 (S造)						
区分		肉厚9mm以上のもの						
用途	階層	平均階高	延床面積					
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
専用住宅	1	3m未満	76kg	76kg	76kg	—	—	—
		3m以上 4m未満	79	79	79	—	—	—
		4m以上 5m未満	82	82	82	—	—	—
		5m以上	85	85	85	—	—	—
	2	3m未満	83	83	83	—	—	—
		3m以上 4m未満	86	86	86	—	—	—
		4m以上 5m未満	90	90	90	—	—	—
		5m以上	93	93	93	—	—	—
	3	3m未満	90	90	90	—	—	—
		3m以上 4m未満	94	94	94	—	—	—
		4m以上 5m未満	97	97	97	—	—	—
		5m以上	101	101	101	—	—	—
	4	3m未満	95	95	95	—	—	—
		3m以上 4m未満	99	99	99	—	—	—
		4m以上 5m未満	103	103	103	—	—	—
		5m以上	107	107	107	—	—	—

注 鉄骨量は、建物の延床面積1㎡当たりの数量である。

[以下表(15)から(16)について同じ]

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
共同住宅	1	3m未満	76kg	76kg	76kg	76kg	76kg	76kg
		3m以上 4m未満	79	79	79	79	79	79
		4m以上 5m未満	82	82	82	82	82	82
		5m以上	85	85	85	85	85	85
	2	3m未満	83	83	83	83	83	83
		3m以上 4m未満	86	86	86	86	86	86
		4m以上 5m未満	90	90	90	90	90	90
		5m以上	93	93	93	93	93	93
	3	3m未満	90	90	90	90	90	90
		3m以上 4m未満	94	94	94	94	94	94
		4m以上 5m未満	97	97	97	97	97	97
		5m以上	101	101	101	101	101	101
	4	3m未満	95	95	95	95	95	95
		3m以上 4m未満	99	99	99	99	99	99
		4m以上 5m未満	103	103	103	103	103	103
		5m以上	107	107	107	107	107	107
	5	3m未満	101	101	101	101	101	101
		3m以上 4m未満	105	105	105	105	105	105
		4m以上 5m未満	109	109	109	109	109	109
		5m以上	113	113	113	113	113	113

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup> 以上 1000m <sup>2</sup> 未満	1000m <sup>2</sup> 以上 2000m <sup>2</sup> 未満	2000m <sup>2</sup> 以上 3000m <sup>2</sup> 未満	3000m <sup>2</sup> 以上
店 舗	1	3m未満	76kg	76kg	76kg	76kg	76kg	76kg
		3m以上 4m未満	79	79	79	79	79	79
		4m以上 5m未満	82	82	82	82	82	82
		5m以上	85	85	85	85	85	85
	2	3m未満	83	83	83	83	83	83
		3m以上 4m未満	86	86	86	86	86	86
		4m以上 5m未満	90	90	90	90	90	90
		5m以上	93	93	93	93	93	93
	3	3m未満	90	90	90	90	90	90
		3m以上 4m未満	94	94	94	94	94	94
		4m以上 5m未満	97	97	97	97	97	97
		5m以上	101	101	101	101	101	101
	4	3m未満	95	95	95	95	95	95
		3m以上 4m未満	99	99	99	99	99	99
		4m以上 5m未満	103	103	103	103	103	103
		5m以上	107	107	107	107	107	107
	5	3m未満	101	101	101	101	101	101
		3m以上 4m未満	105	105	105	105	105	105
		4m以上 5m未満	109	109	109	109	109	109
		5m以上	113	113	113	113	113	113

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup> 以上 1000m <sup>2</sup> 未満	1000m <sup>2</sup> 以上 2000m <sup>2</sup> 未満	2000m <sup>2</sup> 以上 3000m <sup>2</sup> 未満	3000m <sup>2</sup> 以上
事務所	1	3m未満	79kg	79kg	79kg	79kg	79kg	79kg
		3m以上 4m未満	82	82	82	82	82	82
		4m以上 5m未満	85	85	85	85	85	85
		5m以上	88	88	88	88	88	88
	2	3m未満	87	87	87	87	87	87
		3m以上 4m未満	90	90	90	90	90	90
		4m以上 5m未満	94	94	94	94	94	94
		5m以上	97	97	97	97	97	97
	3	3m未満	94	94	94	94	94	94
		3m以上 4m未満	98	98	98	98	98	98
		4m以上 5m未満	102	102	102	102	102	102
		5m以上	105	105	105	105	105	105
	4	3m未満	99	99	99	99	99	99
		3m以上 4m未満	103	103	103	103	103	103
		4m以上 5m未満	107	107	107	107	107	107
		5m以上	111	111	111	111	111	111
	5	3m未満	105	105	105	105	105	105
		3m以上 4m未満	109	109	109	109	109	109
		4m以上 5m未満	113	113	113	113	113	113
		5m以上	118	118	118	118	118	118

用途	階層	平均階高	延床面積					
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
工場	1	3m未満	72kg	71kg	69kg	68kg	66kg	65kg
		3m以上 4m未満	75	74	72	71	69	68
		4m以上 5m未満	78	76	75	73	72	70
		5m以上 6m未満	89	88	86	84	82	80
		6m以上 7m未満	102	100	98	96	94	92
		7m以上 8m未満	114	112	109	107	105	103
		8m以上 9m未満	126	124	121	119	116	114
		9m以上10m未満	162	158	155	152	149	145
		10m以上	197	193	189	185	181	177
	2	3m未満	84	82	80	79	77	75
		3m以上 4m未満	87	85	84	82	80	78
		4m以上 5m未満	90	89	87	85	83	81
		5m以上 6m未満	104	102	100	98	95	93
		6m以上 7m未満	118	116	113	111	109	106
		7m以上 8m未満	132	130	127	124	122	119
		8m以上 9m未満	146	143	141	138	135	132
		9m以上10m未満	187	184	180	176	172	169
		10m以上	228	224	219	215	210	206
	3	3m未満	95	93	91	89	88	86
		3m以上 4m未満	99	97	95	93	91	89
		4m以上 5m未満	103	101	99	97	95	93
		5m以上 6m未満	118	116	113	111	109	106
		6m以上 7m未満	134	132	129	126	123	121
		7m以上 8m未満	150	147	144	141	138	135
		8m以上 9m未満	167	163	160	157	153	150
		9m以上10m未満	213	209	205	200	196	192
		10m以上	260	255	249	244	239	234

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
倉庫	1	3m未満	67kg	66kg	65kg	63kg	62kg	61kg
		3m以上 4m未満	70	69	67	66	64	63
		4m以上 5m未満	73	71	70	68	67	65
		5m以上 6m未満	83	82	80	78	77	75
		6m以上 7m未満	95	93	91	89	87	85
		7m以上 8m未満	106	104	102	100	98	96
		8m以上 9m未満	118	115	113	111	108	106
		9m以上10m未満	151	148	145	142	139	136
		10m以上	184	180	176	173	169	165
		2	3m未満	78	76	75	73	72
	3m以上 4m未満		81	80	78	76	75	73
	4m以上 5m未満		84	83	81	79	78	76
	5m以上 6m未満		97	95	93	91	89	87
	6m以上 7m未満		110	108	106	103	101	99
	7m以上 8m未満		123	121	118	116	113	111
	8m以上 9m未満		137	134	131	128	126	123
	9m以上10m未満		175	171	168	164	161	157
	10m以上		213	209	205	200	196	192
	3		3m未満	89	87	85	83	82
		3m以上 4m未満	92	91	89	87	85	83
		4m以上 5m未満	96	94	92	90	88	86
		5m以上 6m未満	110	107	106	104	101	99
		6m以上 7m未満	125	123	120	118	115	113
		7m以上 8m未満	140	138	135	132	129	126
		8m以上 9m未満	155	152	149	146	143	140
		9m以上10m未満	199	195	191	187	183	179
		10m以上	242	238	233	228	223	218
		4	3m未満	100	98	96	94	92
	3m以上 4m未満		104	101	99	97	95	93
	4m以上 5m未満		108	105	103	101	99	97
	5m以上 6m未満		123	121	118	116	114	111
	6m以上 7m未満		140	138	135	132	129	126
	7m以上 8m未満		157	154	151	148	145	142
	8m以上 9m未満		174	171	167	164	160	157
	9m以上10m未満		223	219	214	210	205	201
	10m以上		272	266	261	256	250	245



＜体鉄骨量関係統計数量表

表(15)

構造		重量鉄骨造 (S造)						
区分		肉厚4mmを超え9mm未満のもの						
用途	階層	平均階高	延床面積					
			200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup> 以上 1000m <sup>2</sup> 未満	1000m <sup>2</sup> 以上 2000m <sup>2</sup> 未満	2000m <sup>2</sup> 以上 3000m <sup>2</sup> 未満	3000m <sup>2</sup> 以上
専用住宅	1	3m未満	63kg	63kg	63kg	—	—	—
		3m以上 4m未満	65	65	65	—	—	—
		4m以上 5m未満	68	68	68	—	—	—
		5m以上	70	70	70	—	—	—
	2	3m未満	69	69	69	—	—	—
		3m以上 4m未満	72	72	72	—	—	—
		4m以上 5m未満	74	74	74	—	—	—
		5m以上	77	77	77	—	—	—
	3	3m未満	75	75	75	—	—	—
		3m以上 4m未満	77	77	77	—	—	—
		4m以上 5m未満	80	80	80	—	—	—
		5m以上	83	83	83	—	—	—

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup> 以上 1000m <sup>2</sup> 未満	1000m <sup>2</sup> 以上 2000m <sup>2</sup> 未満	2000m <sup>2</sup> 以上 3000m <sup>2</sup> 未満	3000m <sup>2</sup> 以上
共同住宅	1	3m未満	63kg	63kg	63kg	63kg	63kg	63kg
		3m以上 4m未満	65	65	65	65	65	65
		4m以上 5m未満	68	68	68	68	68	68
		5m以上	70	70	70	70	70	70
	2	3m未満	69	69	69	69	69	69
		3m以上 4m未満	72	72	72	72	72	72
		4m以上 5m未満	74	74	74	74	74	74
		5m以上	77	77	77	77	77	77
	3	3m未満	75	75	75	75	75	75
		3m以上 4m未満	77	77	77	77	77	77
		4m以上 5m未満	80	80	80	80	80	80
		5m以上	83	83	83	83	83	83
	4	3m未満	79	79	79	79	79	79
		3m以上 4m未満	82	82	82	82	82	82
		4m以上 5m未満	85	85	85	85	85	85
		5m以上	88	88	88	88	88	88
	5	3m未満	83	83	83	83	83	83
		3m以上 4m未満	87	87	87	87	87	87
		4m以上 5m未満	90	90	90	90	90	90
		5m以上	93	93	93	93	93	93

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup> 以上 1000m <sup>2</sup> 未満	1000m <sup>2</sup> 以上 2000m <sup>2</sup> 未満	2000m <sup>2</sup> 以上 3000m <sup>2</sup> 未満	3000m <sup>2</sup> 以上
店 舗	1	3m未満	63kg	63kg	63kg	63kg	63kg	63kg
		3m以上 4m未満	65	65	65	65	65	65
		4m以上 5m未満	68	68	68	68	68	68
		5m以上	70	70	70	70	70	70
	2	3m未満	69	69	69	69	69	69
		3m以上 4m未満	72	72	72	72	72	72
		4m以上 5m未満	74	74	74	74	74	74
		5m以上	77	77	77	77	77	77
	3	3m未満	75	75	75	75	75	75
		3m以上 4m未満	77	77	77	77	77	77
		4m以上 5m未満	80	80	80	80	80	80
		5m以上	83	83	83	83	83	83
	4	3m未満	79	79	79	79	79	79
		3m以上 4m未満	82	82	82	82	82	82
		4m以上 5m未満	85	85	85	85	85	85
		5m以上	88	88	88	88	88	88
	5	3m未満	83	83	83	83	83	83
		3m以上 4m未満	87	87	87	87	87	87
		4m以上 5m未満	90	90	90	90	90	90
		5m以上	93	93	93	93	93	93

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup> 以上 1000m <sup>2</sup> 未満	1000m <sup>2</sup> 以上 2000m <sup>2</sup> 未満	2000m <sup>2</sup> 以上 3000m <sup>2</sup> 未満	3000m <sup>2</sup> 以上
事務所	1	3m未満	63kg	63kg	63kg	63kg	63kg	63kg
		3m以上 4m未満	66	66	66	66	66	66
		4m以上 5m未満	69	69	69	69	69	69
		5m以上	71	71	71	71	71	71
	2	3m未満	70	70	70	70	70	70
		3m以上 4m未満	73	73	73	73	73	73
		4m以上 5m未満	75	75	75	75	75	75
		5m以上	78	78	78	78	78	78
	3	3m未満	76	76	76	76	76	76
		3m以上 4m未満	79	79	79	79	79	79
		4m以上 5m未満	82	82	82	82	82	82
		5m以上	85	85	85	85	85	85
	4	3m未満	80	80	80	80	80	80
		3m以上 4m未満	83	83	83	83	83	83
		4m以上 5m未満	86	86	86	86	86	86
		5m以上	90	90	90	90	90	90
	5	3m未満	84	84	84	84	84	84
		3m以上 4m未満	88	88	88	88	88	88
		4m以上 5m未満	91	91	91	91	91	91
		5m以上	95	95	95	95	95	95

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup> 以上 1000m <sup>2</sup> 未満	1000m <sup>2</sup> 以上 2000m <sup>2</sup> 未満	2000m <sup>2</sup> 以上 3000m <sup>2</sup> 未満	3000m <sup>2</sup> 以上
工場	1	3m未満	56kg	54kg	53kg	52kg	51kg	50kg
		3m以上 4m未満	58	57	55	54	53	52
		4m以上 5m未満	60	59	58	56	55	54
		5m以上 6m未満	69	68	66	65	63	62
		6m以上 7m未満	78	77	75	74	72	71
		7m以上 8m未満	88	86	84	83	81	79
		8m以上 9m未満	97	95	93	91	89	88
		9m以上10m未満	124	122	119	117	114	112
		10m以上	152	149	146	143	140	137
	2	3m未満	64	63	62	61	59	58
		3m以上 4m未満	67	66	64	63	62	60
		4m以上 5m未満	70	68	67	65	64	63
		5m以上 6m未満	80	78	77	75	74	72
		6m以上 7m未満	91	89	87	85	84	82
		7m以上 8m未満	102	100	98	96	94	92
		8m以上 9m未満	113	111	108	106	104	102
		9m以上10m未満	144	141	139	136	133	130
		10m以上	176	172	169	165	162	158
	3	3m未満	73	72	70	69	67	66
		3m以上 4m未満	76	75	73	72	70	69
		4m以上 5m未満	79	78	76	74	73	71
		5m以上 6m未満	91	89	87	85	84	82
		6m以上 7m未満	103	101	99	97	95	93
		7m以上 8m未満	116	114	111	109	107	104
		8m以上 9m未満	128	126	123	121	118	116
		9m以上10m未満	164	161	158	154	151	148
		10m以上	200	196	192	188	184	180

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup> 以上 1000m <sup>2</sup> 未満	1000m <sup>2</sup> 以上 2000m <sup>2</sup> 未満	2000m <sup>2</sup> 以上 3000m <sup>2</sup> 未満	3000m <sup>2</sup> 以上
倉庫	1	3m未満	52kg	51kg	50kg	49kg	48kg	47kg
		3m以上 4m未満	54	53	52	51	50	49
		4m以上 5m未満	56	55	54	53	52	50
		5m以上 6m未満	64	63	62	61	59	58
		6m以上 7m未満	73	72	70	69	67	66
		7m以上 8m未満	82	80	79	77	75	74
		8m以上 9m未満	91	89	87	85	84	82
		9m以上10m未満	116	114	112	109	107	105
		10m以上	142	139	136	133	130	128
	2	3m未満	61	59	58	57	55	54
		3m以上 4m未満	63	61	60	59	58	56
		4m以上 5m未満	65	64	62	61	60	59
		5m以上 6m未満	75	73	72	70	69	67
		6m以上 7m未満	85	83	82	80	78	76
		7m以上 8m未満	95	93	91	89	88	86
		8m以上 9m未満	105	103	101	99	97	95
		9m以上10m未満	135	132	130	127	124	121
		10m以上	164	161	158	155	151	148
	3	3m未満	69	67	66	64	63	62
		3m以上 4m未満	71	70	68	67	66	64
		4m以上 5m未満	74	73	71	70	68	67
		5m以上 6m未満	85	83	82	80	78	76
		6m以上 7m未満	97	95	93	91	89	87
		7m以上 8m未満	108	106	104	102	100	97
		8m以上 9m未満	120	118	115	113	110	108
		9m以上10m未満	154	150	147	144	141	138
		10m以上	187	183	180	176	172	168

用途	階層	平均階高	延 床 面 積					
			200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満	500m <sup>2</sup> 以上 1000m <sup>2</sup> 未満	1000m <sup>2</sup> 以上 2000m <sup>2</sup> 未満	2000m <sup>2</sup> 以上 3000m <sup>2</sup> 未満	3000m <sup>2</sup> 以上
車庫	1	3m未満	42kg	41kg	40kg	—	—	—
		3m以上 4m未満	44	43	42	—	—	—
		4m以上	45	44	44	—	—	—

＜体鉄骨量関係統計数量表

表(16)

構造		軽量鉄骨造 (LGS造)					
区分		肉厚4mm未満のもの					
用途	階層	平均階高	延床面積				
			100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上	
専用住宅	1	3m未満	33kg	33kg	33kg	33kg	
		3m以上 4m未満	35	35	35	35	
		4m以上	36	36	36	36	
	2	3m未満	34	34	34	34	
		3m以上 4m未満	36	36	36	36	
		4m以上	37	37	37	37	
	3	3m未満	35	35	35	35	
		3m以上 4m未満	37	37	37	37	
		4m以上	38	38	38	38	
	共同住宅	1	3m未満	33	33	33	33
			3m以上 4m未満	35	35	35	35
			4m以上	36	36	36	36
2		3m未満	34	34	34	34	
		3m以上 4m未満	36	36	36	36	
		4m以上	37	37	37	37	
3		3m未満	35	35	35	35	
		3m以上 4m未満	37	37	37	37	
		4m以上	38	38	38	38	
店舗	1	3m未満	34	34	34	34	
		3m以上 4m未満	35	35	35	35	
		4m以上 5m未満	36	36	36	36	
		5m以上	38	38	38	38	
	2	3m未満	35	35	35	35	
		3m以上 4m未満	36	36	36	36	
		4m以上 5m未満	37	37	37	37	
		5m以上	39	39	39	39	
	3	3m未満	36	36	36	36	
		3m以上 4m未満	37	37	37	37	
		4m以上 5m未満	38	38	38	38	
		5m以上	40	40	40	40	

用途	階層	平均階高	延床面積			
			100m <sup>2</sup> 未満	100m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満	300m <sup>2</sup> 以上
事務所	1	3m未満	36kg	36kg	36kg	36kg
		3m以上 4m未満	38	38	38	38
		4m以上 5m未満	39	39	39	39
		5m以上	41	41	41	41
	2	3m未満	37	37	37	37
		3m以上 4m未満	39	39	39	39
		4m以上 5m未満	40	40	40	40
		5m以上	42	42	42	42
	3	3m未満	39	39	39	39
		3m以上 4m未満	40	40	40	40
		4m以上 5m未満	42	42	42	42
		5m以上	43	43	43	43
工場	1	3m未満	32	31	30	29
		3m以上 4m未満	34	33	32	31
		4m以上 5m未満	36	34	33	32
		5m以上	37	36	35	34
	2	3m未満	33	32	31	30
		3m以上 4m未満	35	34	33	32
		4m以上 5m未満	37	35	34	33
		5m以上	38	37	36	35
倉庫	1	3m未満	31	30	29	28
		3m以上 4m未満	33	32	31	30
		4m以上 5m未満	35	33	32	31
		5m以上	36	35	34	33
	2	3m未満	32	31	30	29
		3m以上 4m未満	34	33	32	31
		4m以上 5m未満	36	34	33	32
		5m以上	37	36	35	34
車庫	1	3m未満	30	29	28	27
		3m以上 4m未満	32	31	30	29
		4m以上 5m未満	34	32	31	30



### 別添 3. 非木造建物工事内訳明細書式

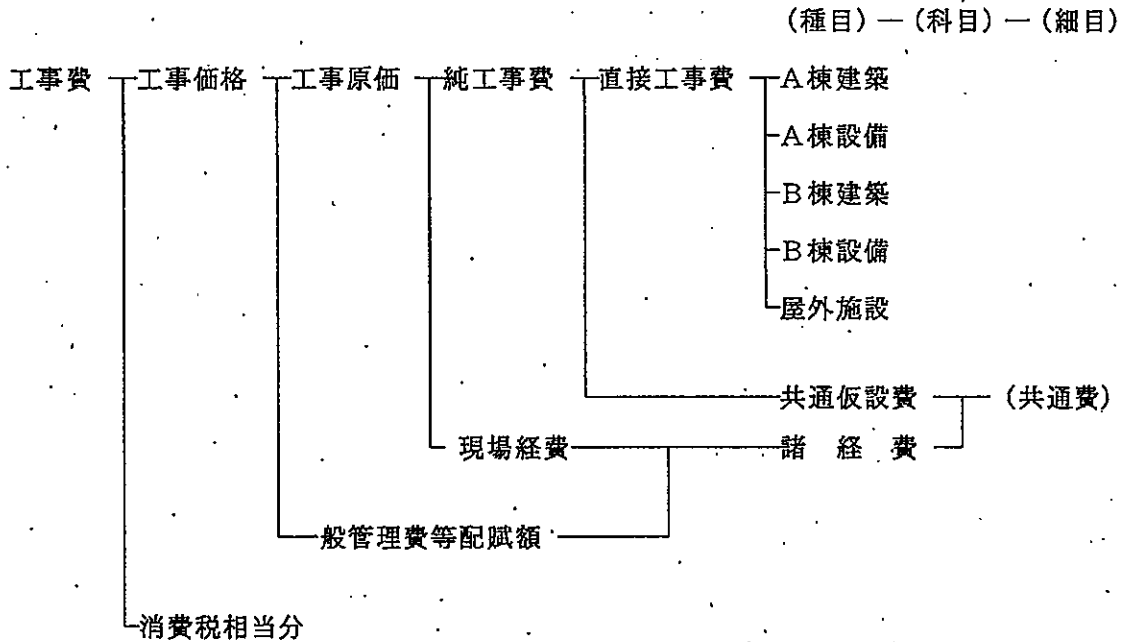
(総 則)

1 この書式は、要領第10条に規定する内訳書の標準書式である。

(工事費の構成)

2 工事費は、通常次のとおり構成され、種目別、科目別及び細目別の段階がある。工事内訳明細書は、工事費の内容と金額を示すものであり、その記載要領は8に規定するものとする。

工事費の構成

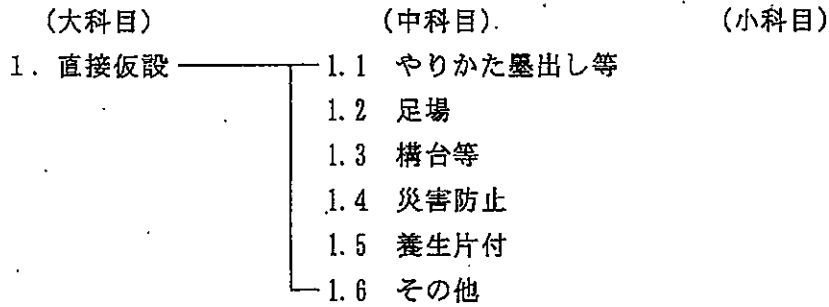


(種目別内訳)

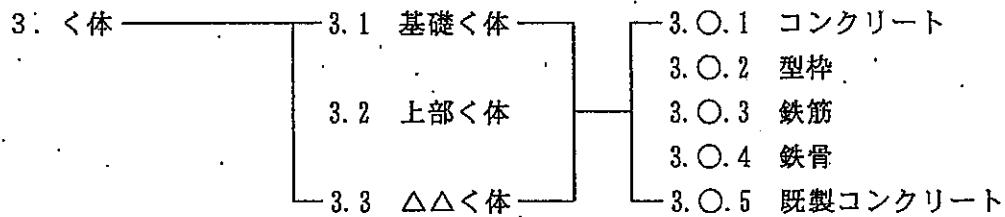
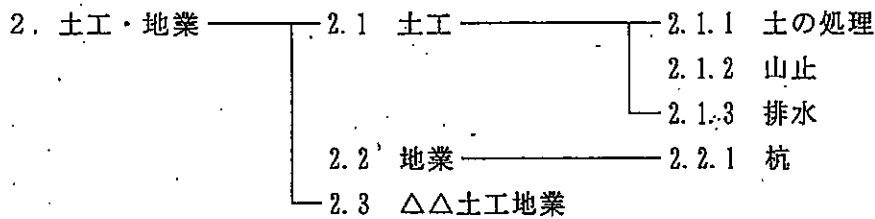
3 種目別内訳は工事の種目別の金額を示す。種目区分は、A棟建築、A棟設備、B棟建築、B棟設備などに区分し、建築設備に含めることが適当でない屋外施設、取りこわしなどについては、適切な名称の種目を設けることができる。

(科目別内訳)

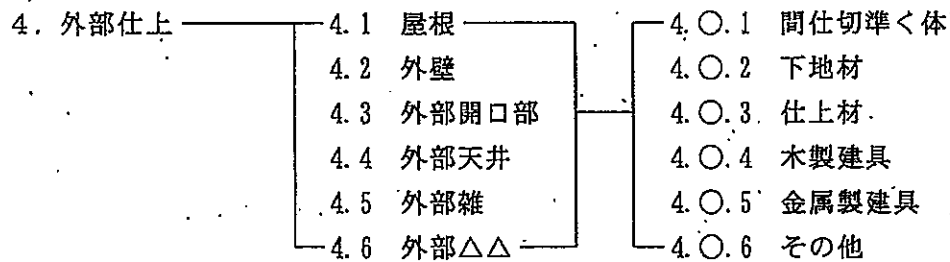
4 科目別内訳は各種目について科目別の金額を示す。科目別区分は、次を標準として、工事の内容規模等に応じさらに細分又は集約できるものとする。



※ 直接仮設は中科目を省略して細目を記載することができる。



※ く体は中科目を省略することができる。



※ 外部仕上以下の小科目は、種として細目の記載順序を示し、小科目名、小科目集計を省略することができる。

- 6. 電気設備
  - 6.1 電灯設備
  - 6.2 動力設備
  - 6.3 避雷設備
  - 6.4 構内配電線路
  - 6.5 受変電設備
  - 6.6 自家発電設備
  - 6.7 電話設備
  - 6.8 インターホン設備
  - 6.9 電気時計、拡声設備
  - 6.10 テレビ共同受信設備
  - 6.11 火災報知設備
  - 6.12 構内交換設備
  - 6.13 その他

- 7. 給排水衛生設備
  - 7.1 衛生器具設備
  - 7.2 給水設備
  - 7.3 排水設備
  - 7.4 給湯設備
  - 7.5 消火設備
  - 7.6 ガス設備
  - 7.7 厨房機器設備
  - 7.8 さく井設備
  - 7.9 その他

- 8. 空気調和設備
  - 8.1 空気調和設備
  - 8.2 換気設備
  - 8.3 排煙設備
  - 8.4 その他

- 9. 昇降設備
  - 9.1 乗用エレベータ設備
  - 9.2 電動ダムウエーター設備
  - 9.3 その他

10. その他設備

(細目別内訳)

5 細目別内訳は、各科目について原則として細目別の数量、単価、金額を記載する。一式計上する細目は、備考欄に計算方法等を略記する。細目は材料費、施工費（手間その他）、機械器具費等を含む合成費又は複合費等をもって示す。細目区分は工事の内容、金額の大小等に応じて定め、その記載内容は次による。

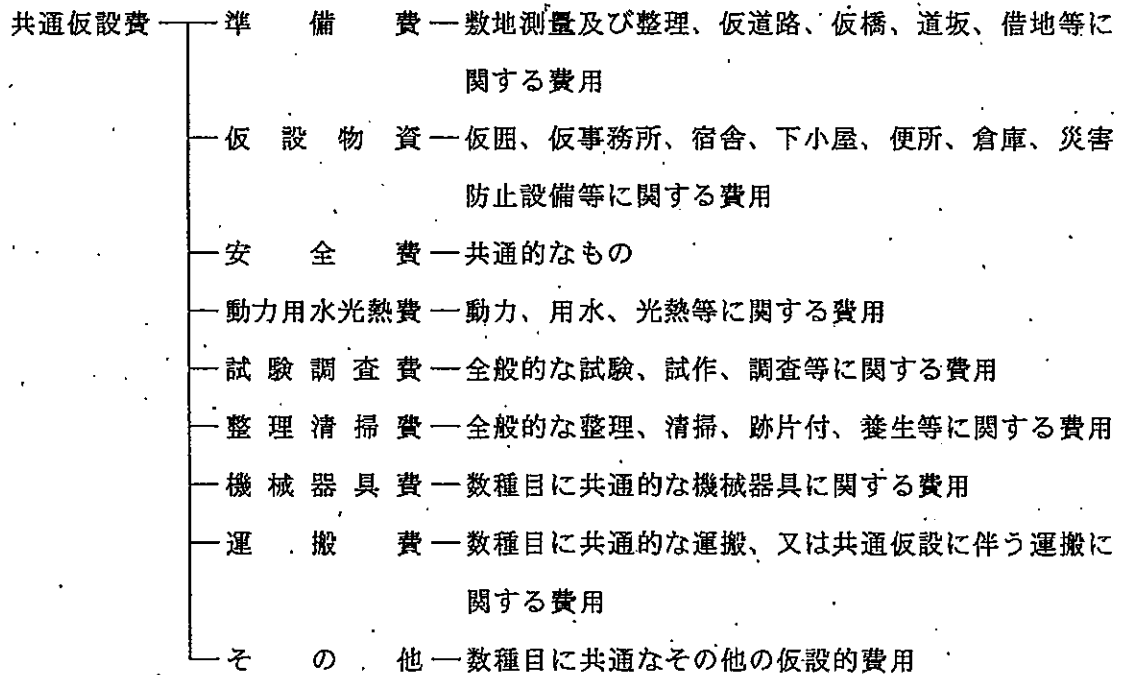
- ① 運搬費、小運搬費は、通常、材料費、施工費、複合費等に含ませるが、特に必要ある場合は別に計上する。
- ② 仮設的費用、機械器具費、運搬費等は、各科目ごとに分けられるものはその科目に、数科目に共通のものは種目ごとの仮設工事費に、全般的なものは共通仮設費に計上する。
- ③ 摘要欄には、材種、規格、品等、寸法その他必要事項を記載する。

細目によってはどの科目に属するか一概に定められないものがあるが、そのような細目については、工事の内容、材料の品種、施工の専門別等を考慮のうえ適当な科目に計上する。

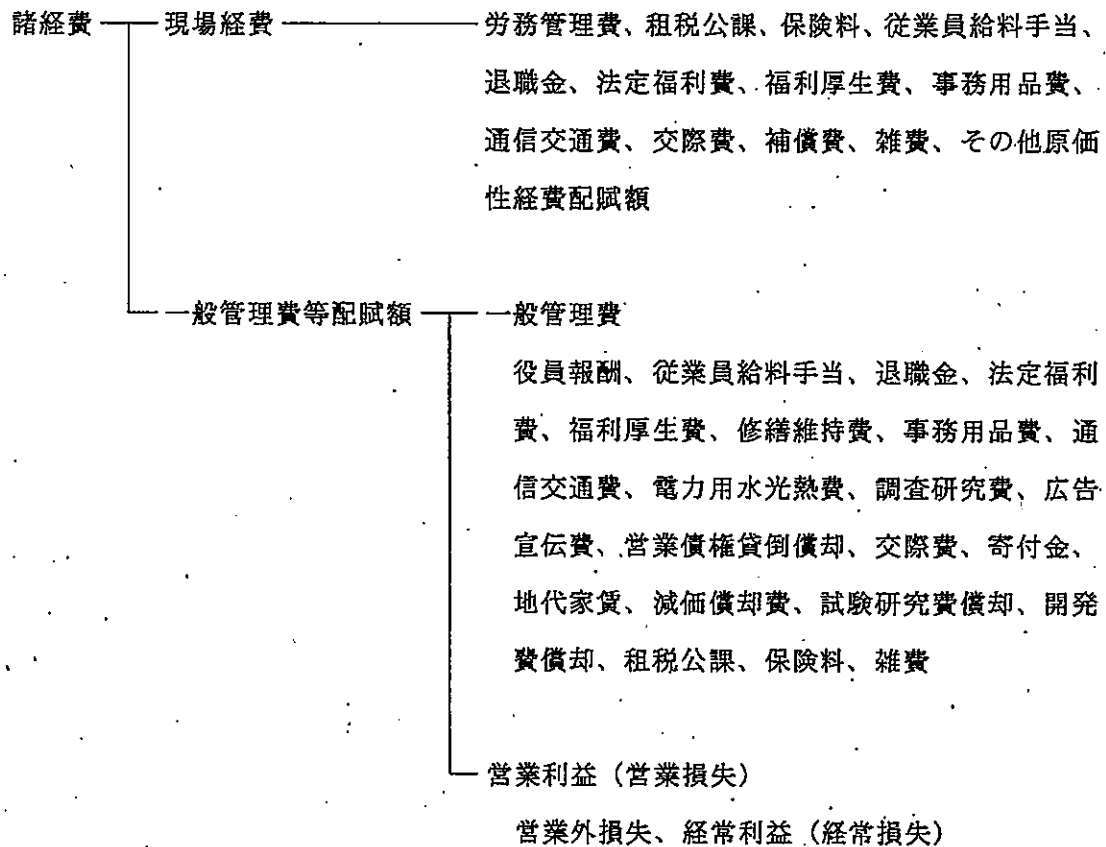
(共通費)

6 共通仮設費及び諸経費については、次により記載する。

- ① 共通仮設費は、非木造建物補償諸率表中共通仮設费率表により一式として表示するのを標準とする。共通仮設費に含まれる内容は次に示す費用とする。



- ② 諸経費は非木造建物補償諸率表中諸経费率表により一式として表示するのを標準とする。諸経費の内容は一般に次のとおりとし下請経費は純工事費に含むものとする。



なお、非木造建物調査積算要領第11条第2号に規定する単価を補償金の積算に用いる場合において、上記の内容と同等の諸経費が含まれている当該単価は、諸経費の対象としない。

(地区別補正率)

- 7 工事価格を建物補償標準単価表により積算した場合は、非木造建物補償諸率表中地区別補正率表により補正を行うものとする。

(工事内訳明細書のまとめ方と記載例)

- 8 用紙はA4判を標準とし、様式、記載例は、次頁以下による。なお、記載例は標準的なものを掲げており、必要に応じ、種目、科目及び細目を設けるものとする。

工事内訳明細書

総括表

平成 年 月 日

請負者 住所

請負者名及び代表者名

殿

別紙のとおり積算いたしました。

¥

建物等の所有者		備考
所在地		
構造用途		
規模		
工法		

積算概要

- (注)内容
- ・単価について
  - ・発生材について
  - ・設計の有効期間
  - ・解体の方法
  - ・その他積算についての概要

平成 年 月 日

工事工程表

工事名称	日																	日数	
	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170		180

補償額算定様式		[再 築 工 法]		調査番号		式		所有者氏名		A		B		C	
区分	内容	番号	計	算	式	年	月	日	年	月	日	年	月	日	棟
基本事項	構造・用途	(1)													
	延床面積	(2)													
	建築面積	(3)													
	建築年月	(4)													
	標準耐用年数	(5)													
	経過年数	(6)													
工事費等	直接工事費	(7)													
	共通仮設費	(8)													
	細工事費	(9)													
	諸経費	(10)													
	建築工事費(推定再建築費)	(11)													
	解体直接工事費	(12)													
	廃材運搬費	(13)													
	共通仮設費	(14)													
	細工事費	(15)													
	諸経費	(16)													
	廃材処分費	(17)													
補償	解体工事費	(18)													
	建築工事費(推定再建築費)	(19)													
	再築補償費	(20)													
	現在価値+運用益損失額	(21)													
	解体工事費	(22)													
	消費税相当額	(23)													
	発生材△	(24)													
	補償額	(25)													
	建築工事費(推定再建築費)	(26)													
	再築補償率	(27)													
	額	現在価値+運用益損失額	(28)												
構内再築建物の推定再建築費		(29)													
推定再建築費の差額		(30)													
解体工事費		(31)													
消費税相当額		(32)													
発生材△		(33)													
補償額		(34)													





区分	補償額算定様式 内	[改造工法] 計	調査番号 算式	所有者氏名 A 棟	B 棟		C 棟	
					年	月	年	月
基本事項	構造・用途	(1)						
	延床面積	(2)						
	建築面積	(3)						
	建築年月	(4)						
工事費等	直接工事費	(5)	改造工事費					
	共通仮設費	(6)	$(5) \times \text{地区別補正率} \times \% \text{ (建築のみの一発注単位)}$					
	純工事費	(7)	$(5) \times \text{地区別補正率} + (6)$					
	諸経費	(8)	$(7) \times \% \text{ ( (13) を含む一発注単位)}$					
	建築工事費	(9)	$(7) + (8)$					
	解体直接工事費	(10)	切取面補修工事費を含む					
	廃材運搬費	(11)						
	共通仮設費	(12)	$(10) \times \text{地区別補正率} \times \% \text{ (解体のみの一発注単位)}$ 建築の共通仮設費を解体で共用できる場合は不要					
	純工事費	(13)	$( (10) + (11) ) \times \text{地区別補正率} + (12)$					
	諸経費	(14)	$(13) \times \% \text{ ( (7) を含む一発注単位)}$					
	廃材処分費	(15)						
補償額	解体工事費	(16)	$(13) + (14) + (15)$					
	改造工事費	(17)	(9)					
	解体工事費	(18)	(16)					
	消費税相当額	(19)	$( (17) + (18) ) \times 0.05$ 補償対象となる場合のみ計上					
	発生材△	(20)						
	補償額	(21)	$(17) + (18) + (19) - (20)$					

[備考]

棟番号	特	記	事	項

補償額算定様式		[除却工法]		調査番号		所有者氏名		B棟		C棟	
区分	内容	番号	計	式	A棟	年	月	年	月	年	月
基本事項	構造・用途	(1)									
	延床面積	(2)									
	建築面積	(3)									
	建築年月	(4)									
	経過年数	(5)									
工事費等	建築	(6)	除却部分及び設備工事を含む								
	建築	(7)	(6) × 地区別補正率 × % (建築のみの一発注単位)								
	建築	(8)	(6) × 地区別補正率 + (7)								
	建築	(9)	(8) × % (建築のみの一発注単位)								
	建築	(10)	(8) + (9)								
	解体	(11)	切取面補修工事費を含む								
	解体	(12)									
	解体	(13)	(11) × 地区別補正率 × % (解体のみの一発注単位)								
	解体	(14)	建築の共通仮設費を解体で共用できる場合は不要								
	解体	(15)	[ (11) + (12) ] × 地区別補正率 + (13)								
	解体	(16)	(14) × % (解体のみの一発注単位)								
	解体	(17)	(14) + (15) + (16)								
	補償額	補償額	(18)								
補償額		(19)									
補償額		(20)	(18) × (19)								
補償額		(21)	(17)								
補償額		(22)	(21) × 0.05 補償対象となる場合のみ計上								
補償額		(23)									
補償額		(24)	(20) + (21) + (22) - (23)								

(備考)

棟番号	特記事項	項



## 機械設備調査算定要領

## 第1章 総 則

## (適用範囲)

第1条 この要領は、公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（昭和43年5月30日43監第157号土木部長通達）第15第2項に規定する工作物の移転料のうち、機械設備の移転料に係る調査算定に適用するものとする。

2 前項の機械設備は、次表に区分する工作物のうち、機械設備の項に掲げるものをいう。

工作物区分	判 断 基 準
機械設備	<p>原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。</p>
生産設備	<p>当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。</p> <p>A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等</p> <p>B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等</p> <p>C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池、沈澱池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等</p> <p>D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等</p>

(用語の定義)

- 第2条 この要領において「機器等」とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行う機械装置、キューピクル式受変電設備、これらに付属する2次側の配線・配管・装置等をいい、1次側の配線・配管、受配電盤等の設備を含まないものとする。
2. この要領において「機械基礎」とは、通常コンクリート構造物等で施工された機器等を固定する土台部分をいう。
- 3 この要領において「復元」とは、既存の機器等を再利用可能なように解体撤去し、残地又は残地以外の土地に運搬し、据え付けることをいう。
- 4 この要領において「再築」とは、残地又は残地以外の土地に、原則として、従前の機器等と同種同等又は市販されている機器のうち、その機能が従前の機器等に最も近似の機器等を購入し、据え付けることをいう。
- 5 この要領において「復元費」とは、機器等の復元に要する費用をいう。
6. この要領において「再築費」とは、機器等の再築に要する費用をいう。

第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

- 第3条 機械設備の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査及び市場調査等の補足調査（以下「現地調査等」という。）を行うものとする。
- 2 不可視部分（調査困難な場所に機器等が設置されている場合など）の調査は、既存の機器等に関する資料の写しなどを入手し、これを利用することができるものとする。また、資料の入手が困難な場合には、所有者又は機器等を設置したメーカー等から調査表等の作成に必要な事項を聴取するなどの方法により調査を行うものとする。
- 3 復元することが困難と認められる機器等については、機器等を設置したメーカー等から復元が困難である理由等について聴取するものとする。
- 4 現地調査等を行うに当たっては、事前に監督職員と協議し、調査の実施について必要な指示を受けるものとする。
- 5 機械設備の調査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について行うものとする。
- |        |                                                    |
|--------|----------------------------------------------------|
| 一 機械配置 | 建物平面及び敷地の範囲を基準とした機器等の設置位置                          |
| 二 機器等  | 機械装置の名称、仕様（型式、能力、原動機の出力等）、製作所名、形状・寸法、質量、所有区分、取得年月等 |

- 三 機械基礎 構造、仕様、形状・寸法、機器等の設置状況等
- 四 電気設備 受・配電系統、使用器材の用途、種別、規格寸法、経路、長さ、敷設方法等
- 五 配管設備 配管の用途、種別、規格寸法、経路、長さ、敷設方法、流向、終・始端、被覆、塗装等
- 六 プロセスコンピュータ設備 種別、規格寸法、フロー、LAN配線、長さ、敷設方法、取得年月等
- 七 稼働状況 各機器等の役割、各機器等間の関連性、稼働状況等
- 八 復元の可否 復元の困難性、移設工期等
- 九 その他
  - イ 写真撮影 第6条の規定に基づき写真を撮影する。
  - ロ 製造(加工)工程 現地調査、聴取調査等により製造(加工)工程を調査する。
  - ハ 固定資産台帳 取得価格、取得年月等について調査する。
  - ニ 申請手数料等 移転に伴い必要となる各種法令上の許認可申請費用、手数料及び検査費用等について調査する。
  - ホ 法令適合性等 各種法令に係る適合状況等を調査する。
  - ヘ その他 その他必要な事項について調査する。

6 前項第6号のプロセスコンピュータ設備とは、製品等の製造に直接携わっている工業用の自動制御コンピュータ設備をいう。

7 第5項第9号ハの固定資産台帳とは、直近1年の事業年度の固定資産台帳をいう。

(調査表)

第4条 機械設備の調査表は、前条の調査の結果に基づき、様式第1の機械設備調査表に、次に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 所在地 機械設備の所在地
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日
- 三 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 四 所有者氏名 機械設備の所有者の氏名又は名称
- 五 所有者住所 機械設備の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 六 業種区分 当該事業所の事業種別(日本標準産業分類による。)
- 七 製造(加工)工程 製造等の系統又は製品ごとの製造・加工工程等
- 八 稼働状況等 稼働状況、操業時間等
- 九 法令の適合性等 関係する法令等の概要と適合状況等
- 十 機械番号 機器等ごとに一連の番号を付し、整理する。
- 十一 機械名称 機器等の名称は、一般的な名称を記載する。  
配管設備の名称は、流体別、系統別等に区分しそれぞれの名称を記入する。  
電気設備の名称は、高圧受変電設備、幹線設備、動力配線設備等に区分し、それぞれの名称を記入する。

十二	数量	機器等の設置台数
十三	取得年月	機器等の取得年月（中古取得した機器等の場合は、中古取得以前の使用年数等を含む。）
十四	仕様	機器等の型式、能力、原動機の出力等
十五	製造所名等	機器等の製作所名
十六	形状・寸法	機器等の形状及び寸法 (m)
十七	質量	機器等一台当たりの質量 (t)（2次側の配線、配管等を除く。）
十八	基礎寸法・設置状況	機械基礎の形状・寸法、設置状況（ボルト固定、コロ付等）等
十九	その他	復元の可否、リース物件等、その他必要な事項

（機械設備図）

第5条 機械設備の図面は、原則として、所有者ごとに別添1 機械設備図面作成基準により作成するものとする。

（写真撮影等）

第6条 機械設備の写真の撮影は、次によるものとし、原則として、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。ただし、写真撮影が困難なものについては姿図とすることができるものとする。

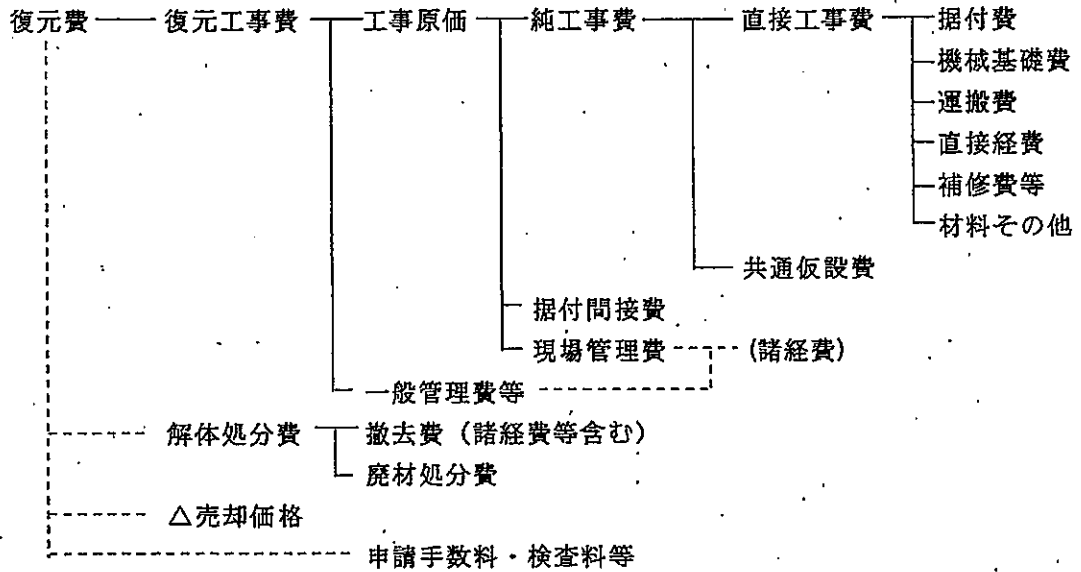
- 一 機器等及び電気設備等の写真は、原則として、第4条に定める機械設備調査表の機械番号ごとに撮影する。
- 二 写真台帳は、機械番号順に整理し、撮影年月日、機械名称等を記載する。
- 三 電気設備、配管設備等の写真は、写真番号を付し整理し、撮影の位置、方向及び写真番号を記載した写真撮影方向図を添付する。

### 第3章 算 定

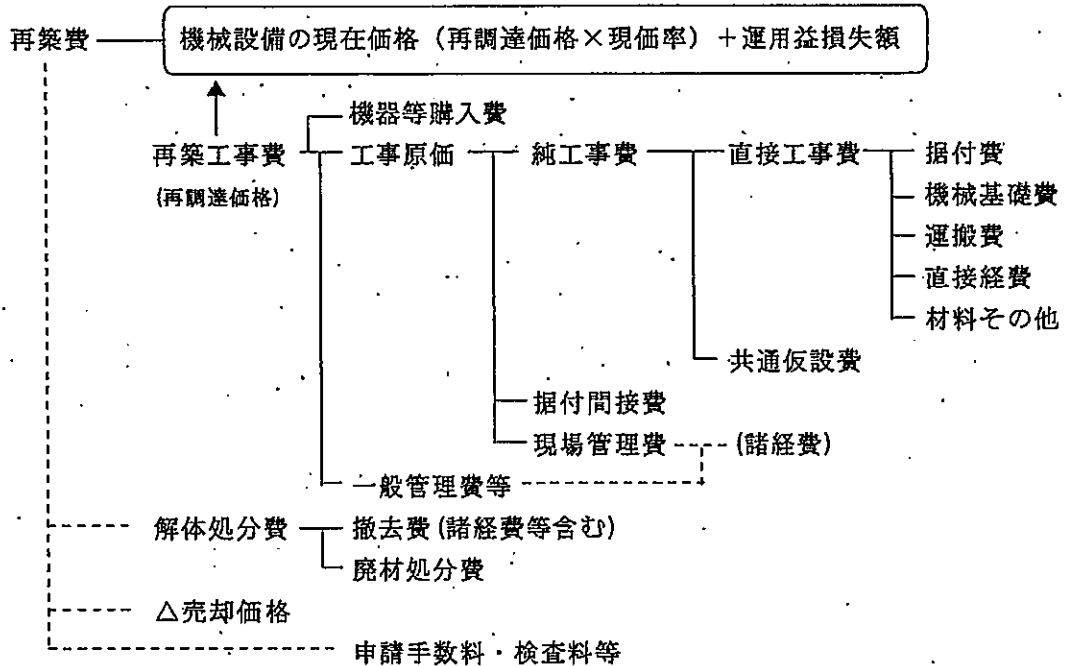
(補償額の構成)

第7条 機械設備の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。

#### <復元費の構成>



#### <再築費の構成>





2 共通仮設費の内容は、次のとおりとする。

- 一 運搬費 建設機械、機材等（足場材等）及び機器・材料の現場内小運搬等に関する費用
- 二 準備費 基準点測量、完成時の清掃及び後片付け等に関する費用
- 三 事業損失防止施設費 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に関する費用
- 四 安全費 安全管理上の監視、安全施設類（標示板、保安灯、防護柵、バリケード等）等に関する費用
- 五 役務費 動力、用水等の基本料等
- 六 技術管理費 施工管理・品質管理・行程管理のための試験又は資料作成等に関する費用
- 七 営繕費 現場事務所、労働者宿舍、倉庫、材料保管場、監督員詰所等に関する費用

3 据付間接費及び諸経費の内容は、次のとおりとする。

- 一 据付間接費 据付工事部門等に係る労務管理費、事務用品費、通信交通費、会議費、交際費、法定福利費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、地代家賃、保険料、租税公課及び雑費
- 二 諸経費
  - イ 現場管理費 現地採用の労働者及び事務員に係る労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料、事務員給与手当等、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、交際費、据付外注経費、工事登録費及び雑費
  - ロ 一般管理費等 一般管理費（役員報酬、従業員給与手当等、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約保証費及び雑費）及び付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）

(補償額の算定)

第8条 機械設備の復元費及び再築費は、次に掲げる式により算定した額とする。

- 一 復元費 = 復元工事費 + 解体処分費 - 売却価格
- 二 再築費 = 機械設備の現在価額 (再調達価格 × 現価率) + 運用益損失額 + 解体処分費 - 売却価格

2 機械設備の現在価額 (再調達価格に現価率を乗じて算定する。) と運用益損失額との合計額は、再調達価格に次式による再築補償率 (小数点以下第四位を四捨五入した数値とする。) を乗じて算定するものとする。

$$\text{再築補償率} = \left(1 - 0.8 \frac{n}{N}\right) + \left(0.8 \frac{n}{N}\right) \left[1 - \frac{1}{(1+r)^{N-n}}\right]$$

- n 機器等、電気設備及び配管設備等の経過年数
- N 機器等、電気設備及び配管設備等の標準耐用年数 (又は実態的耐用年数)
- r 年利率

一 経過年数

既存の機器等、電気設備及び配管設備等の購入 (新品としての購入とする。) から補償額算定の時期までの経過年数をいい、固定資産台帳等の取得年月等から認定するものとする。

二 標準耐用年数

機器等、電気設備及び配管設備等の標準耐用年数は、別表-1の機械設備等標準耐用年数表を適用して求めるものとする。

ただし、機械設備等標準耐用年数表によることが適当でないと認められる場合は、専門メーカー等からの意見聴取等、その他適切な方法により、その機器等、電気設備及び配管設備等のもつ実態的耐用年数を定めることができるものとする。

(工事費の算定)

第9条 復元工事費、再築工事費、解体処分費及び売却価格を算定するに当たっての数量計算及び各工事費の算定は、別添2機械設備工事費算定基準によるものとする。

#### 第4章 移転工法案の検討資料等の作成

##### (製造工程図)

第10条 工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合の移転工法案の検討に当たって必要となる製造工程図（製品等の製造、加工又は販売等の工程を図式化したもの）については、次により作成するものとする。

- 一 製造工程図は、原則として、製造等の系統又は製造、加工等行う製品ごとに作成する。
- 二 製品等の製造工程等に沿って略図を作成し、工程順に番号を記載する。
- 三 製造、加工工程ごとに設置されている主要な機器等の名称及び製造又は加工工程の内容について記載する。
- 四 その他可能な限り、製品名、製品の規格等、原材料、副資材及び一の工程の単位時間を記載する。

##### (動線配置図)

第11条 工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合の移転工法案の検討に当たって必要となる動線配置図（製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係を図式化したもの）については、次により作成するものとする。

- 一 動線配置図は、原則として、製造等の系統又は製造、加工等行う製品ごとに作成する。
- 二 建物等の配置図等を基に、原材料及び製品等の移動（作業）動線を製造工程等に沿って作成し、製造工程図に付した工程順の番号を記載する。

##### (移転工程表)

第12条 復元及び再築に係る建物、機械設備等の移転工程表については、次により作成するものとする。

- 一 機器等の移転工期は、専門メーカー等から聴取した移転工期、見積書に記載された移転工期又は据え付け・撤去の工数に基づき作業人数・班体制から算出した日数により認定する。
- 二 建物、工作物及び動産の移転と機器等の移転との関係を表示する。
- 三 機器等の移転に伴い営業休止等が生じる期間を表示する。
- 四 その他必要に応じて、移転を要する機器等の製造等の系統を表示する。

## 別添1 機械設備図面作成基準

### (趣旨)

第1 この基準は、要領第5条に定める機械設備図面の作成基準である。

### (作成する図面)

第2 作成する図面の種類及び作成方法については、原則として、別表に掲げるものとする。

### (用紙)

第3 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3判横とする。

### (図の配置)

第4 機械設備位置図、電気設備図等は、原則として、図面の上方が北の方位となるように配置する。

### (図面の縮尺)

第5 作成する各図面の縮尺は、原則として、別表に表示する縮尺とし、各図面に当該縮尺を記入する。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。

### (機械設備の計測)

第6 機械設備の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

### (図面等に表示する数値及び面積計算)

第7 図面等に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

2 面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位(小数点以下第3位切捨て)までの数値を求めるものとする。

### (図面表示記号)

第8 図面に表示する記号は、原則として、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格(JIS)の図記号を用いる。

### (線の種類)

第9 線は、原則として、次の4種類とする。

実線	—————
破線	- - - - -
点線	.....
鎖線	—————

2 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

### (文字)

第10 図面に記載する文字は、原則として、横書きとする。ただし、寸法を表示する数値は

寸法線に添って記入する。

2 文字のうち、漢字は楷書体を用い、術語のかなは平仮名、外来語は片仮名、数字は算用数字とする。

3 文字の大きさは、原則として、漢字は3.0ミリメートル角以上、平仮名、片仮名、算用数字等は2.0ミリメートル角以上とする。

(勾配の表示)

第11 勾配の表示は、原則として、正接を用いるものとする。この場合において、分母を10とした分数で表示する。

(別表)

図面名称	作成の方法等	縮尺	備考
配置図	木造建物調査積算要領別添1 木造建物図面作成基準(別表)又は非木造建物調査積算要領別添1 非木造建物図面作成基準(別表)の配置図の項に掲げるとおりとする。		
機械設備位置図	ア 機器等の設置位置に機械番号を付し、機械名称、仕様、台数等の一覧表を記入する。 イ 機器等が上下に重なるなどにより、明確に表示困難な場合は、補足して内容を記入する。 ウ 天井クレーン等のレールは、機械設備位置図に記入する。	1/100 又は 1/200	
電気設備図	ア 機器等に係る電気設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。 イ 電気、動力、受変電設備等の機器類は、機械設備位置図に準じて表示する。 ウ 高圧受変電設備図、幹線設備図、動力配線設備図等は、規模等に応じて、それぞれ区分して作成する。 エ 高圧受変電設備図は、電力引込み箇所から低圧配電盤まで表示する。 オ 引込み部分には、責任分界点、財産分界点を明確に表示する。 カ 幹線設備図は、高圧受電設備の2次側出力線から各分電盤、動力盤まで表示する。ただし、低圧引込みの場合は、引込み部分から表示する。 キ 動力配線設備図は、各分電盤、動力盤の2次側出力線から各機械制御盤、始動器、モーター、手元開閉器等まで表示する。 ク 分電盤、動力盤の仕様等の一覧表を記入する。 ケ トラフ、フロアダクト、レースウェイ、ケーブルラック等は、配線図に記入する。	1/100 又は 1/200	

配管設備図	<p>ア 機器等に係る配管設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。</p> <p>イ 配管設備図は、原則として、流体及び系統別に区分して作成する。</p> <p>ウ 建築設備の配管から分岐する場合は、その区分位置を明確に表示する。</p> <p>エ 配管に関連する機器等は、鎖線で表示する。</p> <p>オ 機器等に含む機器廻り配管と1次側配管の区分を明確に表示する。</p>	1/100 又は 1/200	
機械基礎図	<p>ア 機械基礎図は、原則として、機器等ごとに作成し、構造、仕様及び形状・寸法等を記入する。</p> <p>イ 杭地業が施工されている場合は、杭の位置を表示し、杭の仕様、形状・寸法等を記入する。</p> <p>ウ 方形基礎等の簡易な機械基礎の場合は、数量計算書等に姿図等を記入することにより、機械基礎図を省略することができる。</p>	1/50 又は 1/100	
プロセス・コンピュータ設備図	<p>ア 当該敷地内に設置されている機器間の関連（構成など）を示すシステム図（フロー図、LAN配線図等）を作成する。</p> <p>イ 他工場等との関連を記入する。</p> <p>ウ その他積算に必要な図面を作成する。</p>	1/100 又は 1/200	
写真撮影方向図	<p>ア 機械設備位置図等を基に、写真撮影の位置等を明確にするための位置図を作成する。</p> <p>イ 位置図には、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。</p> <p>ウ 機器等、電気機器、電気設備、配管設備等、写真台帳の整理方法に応じて区分し作成する。</p>	1/100 又は 1/200	

## 別添2 機械設備工事費算定基準

### 第1章 総 則

#### (趣旨)

第1 この基準は、要領第9条に定める機械設備の復元及び再築に要する工事費の算定基準である。

### 第2章 数量計算

#### (数量計算書)

第2 数量の算出は、次の各号によるものとし、本基準に定めのない場合は、原則として、非木造建物調査積算要領の別添2非木造建物数量計測基準に準じて算出するものとする。

#### 一 運搬

トラック積載質量(t)の選定に当たっては、輸送を要する機器等の形状・寸法、質量及び接続道路の幅員等の立地条件を考慮する。

#### 二 配線・配管設備

配線・配管設備等の数量は、上記、非木造建物数量計測基準の電気設備及び電気設備以外の設備の規定に準じて算出する。

#### 三 機械基礎・機器等に付属する架台等

機械基礎、コンクリート造ピット及び機器等の周りに存する架台等の構築物の数量は、原則として、機器等ごとに区分して算出する。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、次の方法により行うものとする。

一 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。

二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位(小数点以下第4位切捨て)まで求める。

三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位までの数値をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

3 構造材、仕上げ材その他の補償額算定調書に計上する数値(価格に対応する数量)は、前項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)まで計上するものとする。

### 第3章 単価及び見積

#### (見積書等)

第3 工事費の算定に用いる資材単価及び機器等の価格は、「建設物価〔(財)建設物価調査会発行〕」、「積算資料〔(財)経済調査会発行〕」、これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている単価又は専門メーカー等の資料価格(カタログ価格等)及び見積価格によるものとする。

なお、カタログ価格等による場合は、実勢価格を適正に判断し取り扱うものとする。

2 専門メーカー等から徴する見積書の取扱いは、次の各号によるものとする。

#### 一 見積徴収の要否

機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等について、見積を徴するものとする。

原則として、次表の区分により専門メーカー等から当該機器等と同種同等の機器等について、その購入費に係る見積を徴するものとする。

なお、当該機器等と同種同等の機器等について見積を徴することができない場合は、市販されている機器等のうち、その機能が最も近似の機器等について、見積を徴するものとする。

区 分	新品価格が公刊物等に掲載されている機器等	新品価格が公刊物等に掲載されていない機器等
機器等購入費	建設物価、カタログ等の価格	見積徴収
再築費に関する直接工事費	歩掛積算	歩掛積算
復元費に関する直接工事費	歩掛積算	歩掛積算
摘 要 (機械分類)	電動工具 溶 接 機 ポ ン プ 空調機械 空圧機器 送 風 機 等の小型汎用機械	工作機械 包装機械 荷役機械 鍛圧機械 木工機械 油圧機械 貯 槽 類 搬送機械 等で質量が 10t以下の機械



## 二 見積依頼先

見積依頼先を選定するに当たっては、次の方法により行うものとする。

- イ 原則として被補償者又はその利害関係人であつて、適正な見積を徴することの妨げとなる者から、見積を徴してはならない。
- ロ 見積依頼先を選定するときは、実績、経験、技術水準等を勘案して行うとともに、見積依頼先が妥当であるとした理由を記載した書面を作成するものとする。

## 三 見積徴収

見積を徴収するに当たっては、次の方法により行うものとする。

- イ 見積の依頼は、書面により行うものとする。
- ロ 見積を依頼する書面には、機器等の見積範囲（特に機械基礎、配管等との関係等）、仕様、同時発注台数などの見積条件を明示するものとする。
- ハ 原則として、機器等ごとに見積を徴するものとする。
- ニ 見積は、原則として、2社以上から徴するものとし、様式第8による機械設備見積比較表を用いて比較するものとする。

## 四 見積書の記載事項及び資料収集

見積書には、原則として、次の項目について記載を得るとともに、見積書に記載された機器等の仕様書など、見積書が見積条件に適合していることを検証するために必要と認められる資料を、収集するものとする。

イ 宛名（見積を依頼する書面と見積書の関係を明らかにするため。）

ロ 見積書に記載された機器等の名称、規格（型式、質量）、製造メーカー名及び機能

ハ 新品機器等の購入費（一般管理費等を含む販売価格。）

ニ 総合試運転費

ホ 中古品売却価格

ヘ 特別管理産業廃棄物（廃油、廃PCB等）等の処分費

ト その他雑費（材料費、仮設費等。）

チ 消費税等

リ 機器等1台当たりの質量(t)

ヌ 移転工期

ル その他、見積書が見積条件に適合していることを検証するために必要と認められる事項

## 五 見積書の検証

見積を徴したときは、次の項目について検証するとともに、理由を記載した書面を作成するものとする。

イ 見積書に記載された機器等について、同種同等であるとした理由又は同種同等の機器等が既に製造されていないなど、当該機器等と同種同等の機器等の見積を徴することができないとした理由

ロ 機能が最も近似の機器等について見積を徴したときは、見積書に記載された機器等について、機能が最も近似であるとした理由

ハ 見積書が、見積条件に適合しているとした理由

## 第4章 工数歩掛等

### (工数歩掛)

第4 本基準に定めのない工数歩掛等は、次の優先順位により採用するものとする。

- 一 公共建築工事積算基準（財）建築コスト管理システム研究所発行）
- 二 建設工事標準歩掛（財）建設物価調査会発行）
- 三 工事歩掛要覧（財）経済調査会発行）
- 四 下水道工事積算基準（財）下水道新技術推進機構発行）
- 五 これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている工数歩掛等
- 六 専門メーカー等から見積を徴するなど、その他適切な方法

### (据付工数)

第5 機器等の据付に要する工数は、様式第6による機械設備据付工数等計算書を用いて、次の各号により算出するものとする。

#### 一 据付工数

据付工数は、次表の機械区分によるものとし、機器等の1台当たりの質量(t)に基づき工数歩掛により算出する。

ただし、質量が10tを超える場合などでこの工数歩掛により難しい場合及びキュービクル式受変電設備については、本基準第4により算定するものとする。

機械区分		工数歩掛	判断基準
第1類	簡易な機器等	$2.4X^{0.776}$	<ul style="list-style-type: none"> <li>○構造が簡単で、運動部分が少ない単体機械</li> <li>○可搬式、床置き、簡易固定式等で容易に移動が可能なもの</li> <li>○通常、簡単なレベル調整程度で、芯だし調整を要しないもの</li> <li>○他の機械との関連性がなく、単体で機能するもの</li> </ul>
第2類	一般汎用機器等	$4.8X^{0.776}$	<ul style="list-style-type: none"> <li>○構造が複雑で、運動部分を有する単体機械</li> <li>○通常、基礎及び架台等に固定されているもの</li> <li>○精度の高いレベル調整、芯だし調整等を要するもの</li> </ul>
第3類	貯槽類等	4.8X	<ul style="list-style-type: none"> <li>○分解、組立をしなければ移動が不可能なもの</li> <li>○構造が比較的簡単で、運動部分が少な</li> </ul>

			いもの ○通常、基礎及び架台等に固定されているもの ○レベル調整、芯だし調整等を要するもの ○他の機械との関連性が少なく、単体で機能するもの
第4類	搬送・荷役機器等	7.5X	○分解、組立をしなければ移動が不可能なもの ○構造が複雑又は特殊で、運動部分が多いもの ○通常、基礎及び架台等に固定されているもの ○精度の高いレベル調整、芯だし調整等を要するもの

注1 この工数歩掛のXは、機器等の1台当たり質量(t) (2次側の配線・配管・装置等の質量は除く。)とする。

注2 この工数には、機械基礎のアンカ溶接、さし筋、芯だし及び墨だし等に要する費用を含むものである。

注3 この工数には、据付完了後の単体試験(機器単体調整試験及び動作確認試験等)に要する費用を含むものである。

注4 この工数には、2次側の配線・配管・装置等の据付に要する費用を含むものである。

## 二 作業環境による補正

据付工数は、施工現場の状況、作業環境及び施工条件等により、下表の作業区分に応じ、次の式により補正することができるものとする。

ただし、残地以外の土地を移転先とする場合は、原則として、悪環境における作業及び錯綜する場所における作業の補正はしないものとする。

(補正据付工数=据付工数×(1+補正率))

	作業区分	補正率	判断基準
危険作業	高所又は地下における作業	0.1	○地表又は各階床面より5m以上の場所 ○地下2m以上の場所
	悪環境における作業	0.2	○毒性ガスの発生する恐れのある場所 ○危険物、毒劇物を保管している場所 ○施工の作業性の悪い場所 (人力作業に限定される場所や傾斜地等)
錯綜場所	錯綜する場所における作業	0.3	○機器回り、管廊等で特に錯綜する場所 (ボイラー室、機械室、監視室及び排水処理施設等で、機器等の設置に必要な作業用空間に多数の配管、配線、ダクト等が存する場合)

注1 作業区分欄の2以上の項目に該当する場合は、その該当する補正率を加算するものとする。

### 三 職種別構成

上記一により算出した据付工数は、その90%を設備機械工とし、10%を普通作業員とする。

#### (撤去工数)

第6 機器等の撤去に要する工数は、様式第6による機械設備据付工数等計算書を用いて、次により算出するものとする。

##### 撤去工数

機器等の撤去工数は、復元する場合と再築する場合に区分し、据付工数に次表の撤去費率を乗じて算出する。

(撤去工数=据付工数×撤去費率)

なお、第5二ただし書きの規定により作業環境の補正をしていない場合で、機器等の撤去に当たり、悪環境における作業又は錯綜する場所における作業となる場合の据付工数は、第5二で定める式により補正するものとする。

区 分	撤去費率
復元する場合 (又は中古品として処分する場合)	据付工数の60%
再築する場合	据付工数の40%

注1 機器等を再築する場合等で、既存の機器等を中古品として処分することが可能な場合の撤去工数は、上記区分の「復元する場合」の撤去費率により算出するものとする。

#### (運搬台数)

第7 機器等の運搬に要するトラック等の台数は、様式第7による機械設備運搬台数計算書を用いて、次により算出するものとする。

- |   |            |                                   |
|---|------------|-----------------------------------|
| 一 | 機器等の形状・寸法等 | 機械設備調査表に記載した形状・寸法、質量による。          |
| 二 | 機器等の面積     | 機器等の形状・寸法から面積を算出する。               |
| 三 | 質量基準運搬台数   | 機器等の質量を使用トラックの積載可能質量で除して算出する。     |
| 四 | 面積基準運搬台数   | 機器等の面積を使用トラックの積載可能面積で除して算出する。     |
| 五 | 認定運搬台数     | 質量基準運搬台数と面積基準運搬台数を比較し、数量が多い台数とする。 |

## 第5章 算 定

### (算定内訳書)

第8 工事費の算定は、様式第1の機械設備調査表で作成した機器等ごとに様式第2、様式第3及び様式第4による機械設備算定内訳書及び様式第5による機械設備直接工事費明細書を用いて算定するものとする。

### (据付費)

第9 据付費とは、機器等の各部組立、レベル合わせ、芯だし、据付完了後の単体試験（機器単体調整試験及び動作確認試験等）及び据付等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

#### 一 据付労務費

据付労務費とは、据付工事を施工するに当たり直接従事する作業員に対して支払われる賃金をいい、次の式により算定する。

（ 据付労務費＝据付工数×労務単価（設備機械工又は普通作業員） ）

#### 二 仮設費

仮設費とは、機器等の据付に当たって必要となる仮設材等の費用をいい、必要に応じて、積上げにより算定する。

### (撤去費)

第10 撤去費とは、機器等の解体及び撤去等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

#### 一 撤去労務費

撤去労務費とは、撤去工事を施工するに当たり直接従事する作業員に対して支払われる賃金をいい、機器等を再使用する場合と再使用しない場合に区分し、次の式により算定する。

（ 撤去労務費＝撤去工数×労務単価（設備機械工又は普通作業員） ）

#### 二 基礎撤去費

基礎撤去費とは、機器等の撤去完了後の機械基礎、基礎ピット等の解体及び撤去に要する費用をいい、機械基礎図等の図面に基づき積上げにより算定する。

#### 三 仮設費

仮設費とは、高所や地下、他と近接する等の条件がある機器等を撤去するに当たって必要となる仮設足場、防護工及び土留工等の設置に要する費用をいい、必要に応じて積上げにより算定する。

(機械基礎費)

第11 機械基礎費とは、機械基礎及び基礎ピット等の築造に要する費用をいい、機械基礎図等の図面に基づき積上げにより算定するものとする。

(運搬費)

第12 運搬費とは、機器等の輸送に要する費用をいい、原則として次の式により、算定するものとする。

$$(\text{運搬費} = \text{認定運搬台数} \times \text{運搬単価})$$

認定運搬台数は、第7(運搬台数)により算出した台数とし、運搬単価は、第2(数量計算書)により選定した積載質量(t)のトラック運搬費とする。

一 復元運搬費

復元運搬費とは、機器等を復元するに当たり現在地から移転先地までの輸送に要する費用をいう。

二 持込輸送費

持込輸送費とは、最寄りの機器製作工場等から移転先地までの機器等の輸送に要する費用をいう。

(直接経費)

第13 直接経費とは、機器等の据付け完了後に実施する総合試運転等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 総合試運転費

総合試運転費とは、製造工程等において複数の機器等が関連する場合に、運転開始後に円滑な運転管理が行えるよう一連の設備に実負荷をかけて総括的に一定期間(時間)運転し、各機器・設備間の連携運転による作業状況と総合的な機能の確認等に要する費用をいい、その目的、範囲、方法、内容及び期間等を考慮し、必要に応じて算定する。

なお、機器等の据付け完了後に実施する機器単体調整試験、動作確認試験及び別途電気設備工事で実施する組合せ試験等については、据付労務費に含むものとする。

二 電力料等

電力料等とは、単体試験及び総合試運転等の実施に必要な電気、水道、ガスの使用料並びに燃料費等をいい、必要に応じて算定する。

三 機械経費

機械経費とは、機器等の据付及び撤去工事に必要な工具、器具等の損料等をいい、次の式により算定する。

$$(\text{機械経費} = \text{据付労務費} \times \text{機械経費率} + \text{撤去労務費} \times \text{機械経費率})$$

機械経費率は、2%とする。

(補修費等)

第14 補修費等とは、機器等を復元する場合の、機器等の補修・整備に要する費用並びに補修等を行うに際し補足を要する材料・部品等の費用をいい、次の式により算定するものとする。

ただし、これによることが適当でない認められる場合は、その他適切な方法により算定することができるものとする。

$$(\text{補修費等} = \text{据付労務費} \times \text{補修費率} + \text{撤去労務費} \times \text{補修費率})$$

補修費率は、20%とする。

なお、補修費等には、機器等の塗装に要する費用は含まれないため、必要に応じて別途個別に算定し、加算することができるものとする。

(材料その他)

第15 材料その他とは、機器等の据付及び撤去工事の施工に当たり必要となるその他の費用をいい、必要に応じて算定するものとする。

(共通仮設費)

第16 共通仮設費は、通常必要と認められる運搬費、準備費及び安全費について、別表2 共通仮設費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

$$(\text{共通仮設費} = \text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率})$$

なお、別表2 共通仮設費率に含まれない事業損失防止施設費、役務費、技術管理費及び営繕費等の共通仮設費については、必要に応じて個別に算定し、加算することができるものとする。

(据付間接費)

第17 据付間接費は、据付工事部門等に係る労務管理費、事務用品費、交際費及び法廷福利費等をいい、次の式により算定するものとする。

$$(\text{据付間接費} = \text{据付労務費中の設備機械工据付労務費} \times \text{据付間接費率})$$

据付間接費率は、130%とする。

既存の機器等を再使用する場合に当たっては、撤去労務費中の設備機械工撤去労務費に据付間接費率を乗じて撤去労務費に係る据付間接費を計上するものとする。

なお、据付間接費は、諸経費に含まれる現場管理費の対象としないものとする。

(諸経費)

第18 諸経費は、別表3 諸経費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

$$(\text{現場管理費} = \text{純工事費} \times \text{現場管理費率})$$

$$(\text{一般管理費等} = \text{工事原価} \times \text{一般管理費率})$$

ただし、この率により求めた諸経費が適切と認められない場合は、専門メーカー等から見積を徴するなど、その他適切な方法により算定することができるものとする。

(機器等購入費)

第19 新品の機器等の購入に要する費用をいい、機器等購入費は、当該製品メーカーの一般管理費等を含む販売価格とし、共通仮設費及び諸経費の対象としないものとする。

(売却価格)

第20 売却価格とは、機器等を再築又は復元する場合における既存の機器等の売却価格をいい、次の式により算定するものとする。

一 スクラップ(発生材) 価格

イ 鉄くず

ア 機器等 機器質量×鉄屑スクラップ価格(円/t)

イ その他構造物(鉄筋コンクリート造等の機械基礎を除く) 設計質量×80%×鉄屑スクラップ価格(円/t)

ロ 銅くず

ア 銅鑄物単体類 機器質量×銅屑スクラップ価格(円/kg)

イ 銅管、銅線類 設計質量×80%×銅屑スクラップ価格(円/kg)

なお、被覆銅線の処分にあつては、ナゲット処理費(被覆物の処理に要する費用)を控除する。

二 中古品売却価格

中古品としての市場性があると認められる機器等の中古品売却価格は、原則としてその現在価格の50%を控除する。ただし、この規定により難しい場合は、専門メーカー等からの意見聴取等、その他適切な方法により当該機器等の売却価格を算定し、控除するものとする。

(廃材処分費)

第21 廃材処分費とは、機器等の撤去又は機械基礎の撤去等に伴い発生する廃材等の処分又は処理等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 廃材運搬費

廃材運搬費とは、撤去に伴い発生した廃材等の現在地から処分場までの輸送に要する費用をいい、廃材等の区分に応じた処分場までの運搬距離により算定する。

二 廃材処分費

廃材処分費とは、撤去に伴い発生した廃材等の処分又は処理等に要する費用をいい、廃材等の区分に応じた処分場の受入価格等により算定する。

(申請手数料・検査料等)

第22 機器等の復元又は再築に伴い必要となる各種法令上の許認可申請手数料及び検査料等は、必要に応じて個別に算定するものとする。



(リース機械)

第23 リース契約による機器等を復元又は再築するに当たっては、個々の契約内容（リース期間、リース料、物件の所有者、損害保険の内容、契約終了時の処置等）に応じて個別に算定するものとする。

別表 1

機械設備等標準耐用年数表

単位：年

01 食料品工業			
食肉又は食鳥処理加工設備	21	マカロニ類又は即席めん類製造設備	21
鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備	18	その他の乾めん、生めん又は強化米製造設備	23
市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製造設備 (集乳設備を含む。)	21	砂糖製造設備	23
水産練製品、つくだ茶、寒天その他の水産食料品製造設備	18	砂糖精製設備	30
つけ物製造設備	16	水あめ、ぶどう糖又はカラメル製造設備	23
トマト加工品製造設備	18	パン又は菓子類製造設備	21
その他の果実又は野菜処理加工設備		荒茶製造設備	18
むろ内用バナナ熟成装置	14	再製茶製造設備	23
その他の設備	21	清涼飲料製造設備	23
かん詰又はびん詰製造設備	18	ビール又は発酵法による発ぼう酒製造設備	32
化学調味料製造設備	16	清酒、みりん又は果実酒製造設備	28
味素又はしょう油(だしの素類を含む。)製造設備		その他の酒類製造設備	23
コンクリート製仕込そう	58	その他の飲料製造設備	28
その他の設備	21	酵母、酵素、真菌、麦芽又はこうじ製造設備(医薬用のものを除く。)	21
食酢又はソース製造設備	18	動植物油脂製造又は精製設備(マーガリン又はリンダー製造設備を含む。)	28
その他の調味料製造設備	21	冷凍、製氷又は冷蔵業用設備	
精穀設備	23	結氷かん及び凍結さち	7
小麦粉製造設備	30	その他の設備	30
豆腐類、こんにやく又は食ふ製造設備	18	発酵飼料又は酵母飼料製造設備	21
その他の豆腐処理加工設備	21	その他の飼料製造設備	23
コーンスターチ製造設備	23	その他の食料品製造設備	37
その他の農産物加工設備		たばこ製造設備	18
粗製でん粉貯そう	58		
その他の設備	28		
02 繊維工業			
生糸製造設備		洗毛、化炭、羊毛トップ、ラップベニー、反毛、製綿又は再生綿業用設備	26
自動繰糸機	18	整経又はサイジング業用設備	26
その他の設備	26	不織布製造設備	23
繭乾燥業用設備	34	フェルト又はフェルト製品製造設備	26
紡績設備	26	絹、絹又はひも製造設備	26
合成繊維かさ高加工系製造設備	21	レース製造設備	
ねん糸業用又は糸(前号に掲げるものを除く。)製造業用設備	29	ラッセルレース機	31
織物設備	26	その他の設備	36
リヤス生地、縞み手袋又はくつ下製造設備	26	塗装布製造設備	36
染色整理又は仕上設備		繊維製又は紙製衛生材料製造設備	23
圧縮用電極板	8	縫製品製造業用設備	18
その他の設備	18	その他の繊維製品製造設備	39
03 製材・木製品工業			
可搬式造材、伐木又は搬出設備		チップ製造業用設備	19
動力伐採機	7	単板又は合板製造設備	22
その他の設備	14	その他の木製品製造設備	24
製材業用設備		木材防腐処理設備	31
製材用自動送材装置	19		
その他の設備	29		
04 家具・建具工業			
金属製家具若しくは建具又は建築金物製造設備			
めっき又はアルマイト加工設備	18		
溶接設備	26		
その他の設備	34		

05 紙・紙加工品工業			
バルブ製造設備	28	段ボール、段ボール箱又は板紙製容器製造設備	28
手すき和紙製造設備	16	その他の紙製品製造設備	23
丸網式又は短網式製紙設備	28	枚葉紙樹脂加工設備	21
長網式製紙設備	32	セロファン製造設備	21
ヴァルカナイズドファイバー又は加工紙製造設備	28	繊維板製造設備	30

06 印刷・製本業			
日刊新聞紙印刷設備		金属板その他の特殊物印刷設備	21
モノタイプ、写真又は通信設備	10	製本設備	19
その他の設備	21	写真製版兼用設備	13
印刷設備	19	複写兼用設備	11
活字鋳造兼用設備	21		

07 化学工業			
アンモニア製造設備	22	石油又は天然ガスを原料とするエチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン又はアセチレン製造設備	22
硫酸又は硝酸製造設備	19	ビニルエーテル製造設備	19
溶成りん肥製造設備	19	アクリルニトリル又はアクリル酸エステル製造設備	17
その他の化学肥料製造設備	24	エチレンオキサイド、エチレングリコール、プロピレンオキサイド、プロピレングリコール、ポリエチレングリコール又はポリプロピレングリコール製造設備	19
配合肥料その他の肥料製造設備	31	スチレンモノマー製造設備	22
ソーダ灰、塩化アンモニウム、か性ソーダ又はか性カリ製造設備(塩素処理設備を含む。)	17	その他のオレフィン系又はアセチレン系誘導体製造設備	19
硫化ソーダ、水酸化ソーダ、無水ほう素、苛性ソーダ又は過酸化ソーダ製造設備	17	アルギン酸塩製造設備	24
その他のソーダ塩又はカリ塩製造設備	22	フルフルル製造設備	26
金属ソーダ製造設備	24	セルロイド又は硝化綿製造設備	24
アンモニウム塩(硫酸アンモニウム及び塩化アンモニウムを除く。)製造設備	22	酢酸繊維素製造設備	19
炭酸マグネシウム製造設備	17	糖精系グリコール酸ソーダ製造設備	24
苦汁製品又はその誘導体製造設備	19	その他の有機薬品製造設備	29
軽質炭酸カルシウム製造設備	19	塩化ビニル系樹脂、酢酸ビニル系樹脂、ナイロン樹脂、ポリエチレンテレフタレート系樹脂、ふっ素樹脂又はけい素樹脂製造設備	17
カーバイド製造設備(電極製造設備を除く。)	22	ポリエチレン、ポリプロピレン又はポリブテン製造設備	19
硫酸鉄製造設備	17	尿素系、メラミン系又は石炭酸系合成樹脂製造設備	22
その他の硫酸塩又は亜硫酸塩製造設備	22	その他の合成樹脂又は合成ゴム製造設備	19
臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備		レーヨン糸又はレーヨンステープ製造設備	22
よう素用坑井設備	7	酢酸繊維素製造設備	19
その他の設備	17	合成繊維製造設備	17
ふっ酸その他のふっ素化合物製造設備	14	石けん製造設備	22
塩化りん製造設備	12	硬化油、脂肪酸又はグリセリン製造設備	22
りん酸又は塩化りん製造設備	17	合成洗剤又は界面活性剤製造設備	17
りん又はりん化合物製造設備	24	ビタミン剤製造設備	14
ベンガラ製造設備	14	その他の医薬品製造設備(製剤又は小分包装設備を含む。)	17
鉛丹、リサーチ又は亜鉛華製造設備	26	殺菌剤、殺虫剤、殺そ剤、除草剤その他の動植物用製剤製造設備	19
酸化チタン、リトボン又はバリウム塩製造設備	22	産業用火薬類(花火を含む。)製造設備	17
無水クロム酸製造設備	17	その他の火薬類製造設備(弾薬装てん又は組立設備を含む。)	14
その他のクロム化合物製造設備	22	塗料又は印刷インキ製造設備	22
二酸化マンガン製造設備	19	その他のインキ製造設備	31
ほう酸その他のほう素化合物製造設備	24	染料又は顔料製造設備	17
青酸製造設備	19	抜染剤又は漂白剤製造設備	17
硝酸銀製造設備	17	試薬製造設備	17
二硫化炭素製造設備	19	合成樹脂用可塑剤製造設備	19
過酸化水素製造設備	24	合成樹脂用安定剤製造設備	17
ヒドラジン製造設備	17	有機ゴム薬品、写真薬品又は人造香料製造設備	19
酸素、水素、二酸化炭素又は溶解アセチレン製造設備	24	つや出し剤、研磨油剤又は乳化油剤製造設備	26
加圧式又は真空式製造設備	24	接着剤製造設備	22

その他のかん水若しくは塩製造又は食塩加工設備 合成樹脂製濃縮機及びイオン交換膜 その他の設備	7 17	トール油精製設備 りゅう脂又ははしろう脂製造設備 化粧品製造設備	17 22 22
活性炭製造設備	14	ゼラチン又はにかわ製造設備	14
その他の無機化学薬品製造設備	29	写真フィルムその他の写真感光材料(銀塩を使用するものに限る。)製造設備	19
石炭ガス、オイルガス又は石油を原料とする芳香族その他の化合物分離精製設備	19	磁気テープ製造設備	14
染料中間体製造設備	17	化工でん粉製造設備	24
アルキルベンゼンール又はアルキルフェニール製造設備	19	活性白土又はシリカゲル製造設備	24
カプロラクタム、シクロヘキサノン又はテレフタル酸(テレフタル酸ジメチルを含む。)製造設備	17	溶剤製造設備	22
インシアネート類製造設備	17	電気絶縁材料(マイカ系を含む。)製造設備	29
炭化水素の塩化物、臭化物又はよっ化物製造設備	17	カーボンブラック製造設備	19
メタノール、エタノール又はその誘導体製造設備	22	その他の化学工業製品製造設備	31
その他のアルコール又はケトン製造設備	19	石油精製設備(廃油再生又はグリース類製造設備を含む。)	19
アセトアルデヒド又は酢酸製造設備	17	アスファルト乳剤その他のアスファルト製品製造設備	34
シクロヘキシルアミン製造設備	17	ピッチコークス製造設備	17
アミン又はメラミン製造設備	19	練炭、豆炭類、オガライト(オガタンを含む。)又は炭素粉末製造設備	19
ぎ酸、しゅう酸、乳酸、酒石酸(酒石酸塩類を含む。)、こはく酸、くえん酸、タンニン酸又は没食子酸製造設備	19	その他の石油又は石炭製品製造設備	34

### 08 ゴム製品製造業

タイヤ又はチューブ製造設備	26	糸ゴム製造設備	23
再生ゴム製造設備	26	その他のゴム製品製造設備	26
フォームラバー製造設備	26		

### 09 皮革製品製造業

製革設備	23	その他の革製品製造設備	29
機械ぐつ製造設備	21		

### 10 窯業

板ガラス製造設備(みがき設備を含む。)	35	セメント製造設備	33
その他のガラス製品製造設備(光学ガラス製造設備を含む。)		生コンクリート製造設備	23
るつぼ炉及びビデークンク炉	8	セメント製品(気ほうコンクリート製品を含む。)製造設備	
溶解炉	33	移動式製造又は架設設備及び振動加圧式成形設備	18
その他の設備	23	その他の設備	30
陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬製造設備		石灰又は苦石灰製造設備	20
倒炎がま:塩酸式のもの	8	石こうボード製造設備	
倒炎がま:その他のもの	13	焼成炉	13
トンネルがま	18	その他の設備	30
その他の炉	20	ほうろく鉄器製造設備	
その他の設備	30	るつぼ炉	8
炭素繊維製造設備		その他の炉	18
黒鉛化炉	10	その他の設備	30
その他の設備	25	石棉又は石棉セメント製品製造設備	30
その他の炭素製品製造設備		岩綿(鉱さい繊維を含む。)又は岩綿製品製造設備	30
黒鉛化炉	10	石工品又は薬石製造設備	30
その他の設備	30	その他の窯業製品又は土石製品製造設備	
人造研削材製造設備		トンネルがま	30
溶解炉	13	その他の炉	25
その他の設備	23	その他の設備	38
研削と石又は研摩布紙製造設備			
加流炉	20		
トンネルがま	16		
その他の焼成炉	13		
その他の設備	25		

11 非鉄金属工業			
銅、鉛又は亜鉛精錬設備	25	チタニウム造塊設備	28
アルミニウム精錬設備	34	非鉄金属圧延、押出又は伸線設備	34
ベリリウム銅母合金、マグネシウム、チタニウム、ジルコニウム、タンタル、クロム、マンガ ン、シリコン、ゲルマニウム又は希土類金属精錬設備	20	非鉄金属精錬製造業用設備	22
ニッケル、タングステン又はモリブデン精錬設備	28		
その他の非鉄金属精錬設備	34		
		ダイカスト設備	22
		その他の設備	28

12 鑄造製造業			
製鉄設備	31	鉄鋼製造業用設備	26
純鉄又は合金鉄製造設備	22	鋼煉物又は鉄鉄煉物製造業用設備	22
製鋼設備	31	金属熱処理業用設備	22
連続式鑄造鋼片製造設備	26	その他の鉄鋼業用設備	33
鉄鋼熱間圧延設備	31	電線又はケーブル製造設備	22
鉄鋼冷間圧延又は鉄鋼冷間成形設備	31	光ファイバー製造設備	18
鋼管製造設備	31	金属粉末又ははく(圧延によるものを除く。)製造設備	18
鉄鋼伸線(引き抜きを含む。)設備及び鉄鋼卸売業用シャーリング設 備並びに伸鉄又はシャーリング業用設備	24	粉末冶金製品製造設備	22
鉄くず処理業用設備	15		

13 金属製品工業			
銅索製造設備	29	合成樹脂被覆、彫刻又はアルミニウムはくの加工設備	15
銅製造設備	26	脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置	
溶接棒製造設備	24	その他の設備	24
くぎ、リベット又はスプリング製造業用設備	26	手工具又はのこぎり刃その他の刃物類製造設備	26
ねじ製造業用設備	22	農業用機具製造設備	26
溶接金網製造設備	24	金属製洋食器又はかみそり刃製造設備	24
その他の金網又は針金製品製造設備	31	鋼製構造物製造設備	29
縫針又はミシン針製造設備	29	プレス、打抜き、しぼり出しその他の金属加工品製造業用設備	15
押しシチューブ又は自動組立方式による金属かん製造設備	24	めっき又はアルマイト加工設備	
その他の金属製容器製造設備	31	その他の設備	26
電気鋳めっき鉄板製造設備	26	核燃料物質加工設備	24
その他のめっき又はアルマイト加工設備	15	その他の金属製品製造設備	33
金属塗装設備			
脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置	15		
その他の設備	20		

14 機械器具製造業			
ボイラー製造設備	28	歯車、油圧機器その他の動力伝達装置製造業用設備	23
エンジン、タービン又は水車製造設備	25	産業用ロボット製造設備	25
農業用機械製造設備	28	その他の産業用機器又は部分品若しくは附属品製造設備	30
建設機械、鉱山機械又は原動機付車両製造設備	25	事務用機器製造設備	25
金属加工機械製造設備	23	食品用、暖ちゅう房用、家庭用又はサービス用機器(電気機器を除く。)製造設備	30
鑄造用機械、合成樹脂加工機械又は木材加工用機械製造設備	28	産業用又は民生用電気機器製造設備	25
機械工具、金型又は治具製造業用設備	23	銃弾製造設備	23
織機(ミシンを含む。)又は同部分品若しくは附属品製造設備	28	銃砲、爆発物又は信管、薬きょうその他の銃砲用品製造設備	28
風水力機器、金属製弁又は遠心分離機製造設備	28	自動車分解整備業用設備	30
冷凍機製造設備	25	上記以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備	32
玉又はコロ軸受若しくは同部分品製造設備	23	機械産業以外の設備に属する修理工場用又は工作工場用機械設 備	32

15 電気機械器具製造設備			
電気計測器、電気通信用機器、電子応用機器又は同部分品製造設備	28	抵抗器又は蓄電器製造設備	25
光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る。)製造設備	17	プリント配線基板製造設備	17
交通信号保安機器製造設備	34	フェライト製品製造設備	25
電球、電子管又は放電灯製造設備	22	電気機器部分品製造設備	34
半導体集積回路(素子数が500以上のものに限る。)製造設備	14	乾電池製造設備	25
その他の半導体素子製造設備	20	その他の電池製造設備	34

16 輸送機械製造設備			
自動車製造設備	22	鋼船製造又は修理設備	26
自動車車体製造又は架装設備	24	木船製造又は修理設備	29
鉄道車両又は同部分品製造設備	26	船用推進器、甲板機械又はハッチカバー製造設備	
車両用エンジン、同部分品又は車両用電装品製造設備(ミッション又はクラッチ製造設備を含む。)	22	鋳造設備	22
車両用ブレーキ製造設備	24	その他の設備	26
その他の車両部分品又は附属品製造設備	26	航空機若しくは同部分品(エンジン、機内空気加圧装置、回転機器、プロペラ、計器、降着装置又は油圧部品に限る。)製造又は修理設備	22
自転車又は同部分品若しくは附属品製造設備		その他の輸送用機器製造設備	29
めっき設備	15		
その他の設備	26		

17 精密機械器具製造業			
試験機、測定器又は計量機製造設備	26	レンズ又は光学機器若しくは同部分品製造設備	24
医療用機器製造設備	29	ウォッチ若しくは同部分品又は写真機用シャッター製造設備	24
理化学用機器製造設備	26	クロック若しくは同部分品、オルゴールムーブメント又は写真フィルム用スプール製造設備	29

18 その他製造業			
楽器製造設備	28	真空蒸着処理業用設備	20
レコード製造設備		マッチ製造設備	33
吹込設備	20	コルク又はコルク製品製造設備	35
その他の設備	30	つりざお又は附属品製造設備	33
がん具製造設備		墨汁製造設備	20
合成樹脂成形設備	23	ろうそく製造設備	18
その他の設備	28	リノリウム、リノタイル又はアスファルトタイル製造設備	30
万年筆、シャープペンシル又はペン先製造設備	28	臺表製造設備	
ボールペン製造設備	25	織機、い草選別機及びひい割機	13
鉛筆製造設備	33	その他の設備	35
絵の具その他の絵画用具製造設備	28	墨製造設備	13
身近用雑貨類、ブラシ又はシガレットライター製造設備		その他のわら工品製造設備	20
製鎖加工設備	20	木ろう製造又は精製設備	30
その他の設備	30	松脂その他樹脂の製造又は精製設備	28
前掲の区分によらないもの	28	寝具製造設備	
ボタン製造設備	23	人工ふ化設備	20
スライドファスナー製造設備		その他の設備	25
自動務歯成形又はスライダ製造機	18	真珠、貴石又は半貴石加工設備	18
自動務歯植付機	13	水産物養殖設備	
その他の設備	28	竹製のもの	5
合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工業用設備	20	その他のもの	10
珪ばらポリウレタン製造設備	20	漬ろう用設備	18
繊維縫材製造設備	23	前掲以外の製造設備	38
歯科材料製造設備	30		

19 燃料販売業			
石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯蔵を除外。)	36	液化石油ガスソリスタンド設備	22
洗車用設備	28	機械式駐車設備	42
ガソリンスタンド設備	22		

20 その他の産業			
クリーニング設備	18	蓄電池電源設備	15
故紙梱包設備	18	フライアッシュ採取設備	33
火葬設備	40	石炭ガス、石油ガス又はコークス製造設備(ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。)	25
天然色写真現像焼付設備	15	ガス事業用供給設備	
その他の写真現像焼付設備	20	ガス導管: 鋳鉄製のもの	55
種苗花き園芸設備	25	ガス導管: その他のもの	33
砂利採取又は岩石の採取若しくは砕石設備	20	需要者用計量器	33
砂鉄鉱業設備	20	その他の設備	38
金属鉱業設備(架空索道設備を含む。)	23	上水道又は下水道業用設備	30
石炭鉱業設備(架空索道設備を含む。)		国内電気通信事業用設備	
探採機械及びコンベヤ	13	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	15
その他の設備	23	アナログ交換設備	40
前掲の区分によらないもの	20	その他の設備	23
石油又は天然ガス鉱業設備		国際電気通信事業用設備	
抗井設備	8	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	15
掘きく設備	13	アナログ交換設備	40
その他の設備	30	その他の設備	18
天然ガス圧縮処理設備	25	ラジオ又はテレビジョン放送設備	15
硫黄鉱業設備(精練又は架空索道設備を含む。)	15	その他の通信設備(給電用指令設備を含む。)	23
その他の非金属鉱業設備(架空索道設備を含む。)	23	ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備	
鋼索鉄道又は架空索道設備		引湯管	13
鋼索	8	その他の設備	23
その他の設備	30	公衆浴場設備	
電気事業用水力発電設備	55	かま、温水器及び内湯かん	8
その他の水力発電設備	50	その他の設備	20
汽力発電設備	38	遊園地用遊戯設備(原動機付のものに限る。)	23
内燃力又はガスタービン発電設備	38	ボーリング機用設備	
送電又は電気事業用変電若しくは配電設備		レーン	13
需要者用計器	38	その他の設備	25
往上変圧器	45	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
その他の設備	55	主として金属製のもの	43
鉄道又は軌道事業用変電設備	50	その他のもの	20
列車遠隔又は列車集中制御設備	30	キュービクル式変電設備	
		サーキットブレーカー形(CB形)	25
		パワーヒューズ・スイッチ形(PF・S形)	20

別表2

○ 共通仮設費率；下表の直接工事費に対応した率とする。

共通仮設費率表（機械設備）

直接工事費 (百万円)	共通仮設費率 (%)	直接工事費 (百万円)	共通仮設費率 (%)
3 以下	12.88	50 をこえ 55 以下	6.67
3 をこえ 4 以下	12.36	55 をこえ 60 以下	6.51
4 をこえ 6 以下	11.22	60 をこえ 70 以下	6.42
6 をこえ 8 以下	10.25	70 をこえ 80 以下	6.21
8 をこえ 10 以下	9.58	80 をこえ 90 以下	6.02
10 をこえ 12 以下	9.27	90 をこえ 100 以下	5.87
12 をこえ 14 以下	8.89	100 をこえ 120 以下	5.68
14 をこえ 16 以下	8.64	120 をこえ 140 以下	5.51
16 をこえ 18 以下	8.39	140 をこえ 160 以下	5.38
18 をこえ 20 以下	8.21	160 をこえ 180 以下	5.22
20 をこえ 22 以下	8.00	180 をこえ 200 以下	5.10
22 をこえ 24 以下	7.88	200 をこえ 300 以下	4.90
24 をこえ 26 以下	7.76	300 をこえ 400 以下	4.54
26 をこえ 28 以下	7.61	400 をこえ 500 以下	4.27
28 をこえ 30 以下	7.50	500 をこえるもの	4.13
30 をこえ 35 以下	7.39		
35 をこえ 40 以下	7.12		
40 をこえ 45 以下	6.95		
45 をこえ 50 以下	6.81		

- 注) ① 本表の率によって算出した額が、それぞれの欄の前欄において算出した額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。
- ② 本表の率を適用する直接工事費は、原則として、一発注（据付費+撤去費+基礎費等）を単位として算定した額とする。
- ③ 本表の共通仮設費率に含まれる費目とその内容は、以下のとおり。

運搬費	現場内における敷地内倉庫又は仮置場から据付現場までの運搬に要する費用 a. 機器及び材料の運搬 b. 仮設材料の運搬
準備費	工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用 完成時の清掃及び跡片付け費用
安全費	工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 不稼働日の保安要員等の費用 安全用品等の費用 安全委員会等に要する費用 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリカド、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料



別表3

- 現場管理費率 ; 純工事費 (直接工事費+共通仮設費) に対応した率とする。
- 一般管理費等率 ; 工事原価 (純工事費+据付間接費+現場管理費) に対応した率とする。

諸経費率表 (機械設備)

純工事費 (百万円)	現場管理費率 (%)	工事原価 (百万円)	一般管理費等率 (%)
3 以下	30.01		
3 をこえ 4 以下	29.79	5 以下	16.03
4 をこえ 6 以下	29.29	5 をこえ 6 以下	15.96
6 をこえ 8 以下	28.83	6 をこえ 8 以下	15.80
8 をこえ 10 以下	28.49	8 をこえ 10 以下	15.63
10 をこえ 12 以下	28.22	10 をこえ 12 以下	15.50
12 をこえ 14 以下	27.99	12 をこえ 14 以下	15.39
14 をこえ 16 以下	27.80	14 をこえ 16 以下	15.29
16 をこえ 18 以下	27.64	16 をこえ 18 以下	15.21
18 をこえ 20 以下	27.49	18 をこえ 20 以下	15.13
20 をこえ 22 以下	27.36	20 をこえ 22 以下	15.07
22 をこえ 24 以下	27.25	22 をこえ 24 以下	15.01
24 をこえ 26 以下	27.14	24 をこえ 26 以下	14.95
26 をこえ 28 以下	27.04	26 をこえ 28 以下	14.90
28 をこえ 30 以下	26.95	28 をこえ 30 以下	14.85
30 をこえ 35 以下	26.80	30 をこえ 35 以下	14.77
35 をこえ 40 以下	26.62	35 をこえ 40 以下	14.68
40 をこえ 45 以下	26.46	40 をこえ 45 以下	14.59
45 をこえ 50 以下	26.32	45 をこえ 50 以下	14.52
50 をこえ 55 以下	26.20	50 をこえ 55 以下	14.45
55 をこえ 60 以下	26.08	55 をこえ 60 以下	14.39
60 をこえ 70 以下	25.93	60 をこえ 70 以下	14.31
70 をこえ 80 以下	25.76	70 をこえ 80 以下	14.21
80 をこえ 90 以下	25.61	80 をこえ 90 以下	14.13
90 をこえ 100 以下	25.47	90 をこえ 100 以下	14.06
100 をこえ 120 以下	25.29	100 をこえ 120 以下	13.96
120 をこえ 140 以下	25.09	120 をこえ 140 以下	13.84
140 をこえ 160 以下	24.92	140 をこえ 160 以下	13.75
160 をこえ 180 以下	24.78	160 をこえ 180 以下	13.67
180 をこえ 200 以下	24.65	180 をこえ 200 以下	13.59
200 をこえ 300 以下	24.47	200 をこえ 300 以下	13.49
300 をこえ 400 以下	23.94	300 をこえ 400 以下	13.18
400 をこえ 500 以下	23.66	400 をこえ 500 以下	13.01
500 をこえるもの	23.54	500 をこえるもの	12.94
$Y=60.95X^{-0.0475}$ Y : 現場管理費率 (%) X : 純工事費 (円)		$Y=-1.5434\text{Log}X+26.368$ Y : 一般管理費等率 (%) X : 工事原価 (円)	

- 注) ① 本表の率によって算出した額が、それぞれの欄の前欄において算出した額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。
- ② 本表の率を適用する純工事費又は工事原価は、原則として、一発注 (据付費+撤去費+基礎費等) を単位として算定した額とする。

機械設備調査表

機械設備の所在地	調査年月日	調査者	整理番号
機械設備の所有者の氏名又は名称 製造(加工)工程 <small>(当該工種における製品等の製造、加工又は販売等の工程及び建築物等の設置との関係が複雑な場合は、製造、加工等行う製品ごとに第11条の「製造工程図」及び第12条の「附属設備図」を作成する。)</small>	機械設備所有者の住所又は主たる事業所の所在地		業種区分 (産業分類)
稼働状況等			
法令の適合性等			
その他			

機械設備調査表

番号	機 械 名	数 量	取得年月	仕 様		製造所名等	形状・寸法 (m) (W・L・H)	質量 (t)	基礎寸法・設置状況 (W・L・H)	復元の可否	備 考
				型 式	能 力						
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	
										可・否	

様式第 2

機械設備算定内訳書 (総括表)

整理番号 : \_\_\_\_\_  
 所有者氏名 : \_\_\_\_\_  
 所在地 : \_\_\_\_\_  
 工 法 : \_\_\_\_\_  
 業種区分 : \_\_\_\_\_  
 算定年月 : \_\_\_\_\_

番号	機 械 名	数 量	機 器 別 移 転 工 法	撤去費計 (D)	廃材選別費 (E)	計 C+D+E=(F)	消費税等相当額 F×5%=(G)	廃材処分費 (H)	売却価格 (I)		備 考
									中古品売却価格	7/777 価格	
復元費又は再築費 (C)	復元工事費又は 再築工事費 (A)	経過年数 (年)	再築補償率		復元費又は再築費 A×B=(C)	標準耐用年数 (年)	補償率 (B)				
			経過年数 (年)	標準耐用年数 (年)							
小 計											
合 計											





機械設備直接工事費明細書

項目		内 訳	仕 様	単 位	単 価	復 元		再 築		備 考
						数 量	金 額	数 量	金 額	
①据付費		設備機械工		人						
		普通作業員 (据付労務費計)	= a	人						
②機械基礎費		仮設費		式						
		基礎工事費		式						
		基礎ポルト		本						
③運搬費		復元運搬費		台						
		持込輸送費		台						
④直接経費		総合試運転費		式						
		電力料等	X Hr	KWh						
		機械経費	a X 2%	式						
⑤補修費等		復元のみ	a X 20%	式						
		材料その他		式						
					直接工事費 (据付) 計					
⑦撤去費		設備機械工		人						
		普通作業員 (撤去労務費計)	= b	人						
		仮設費		式						
⑧基礎撤去費				式						
⑨直接経費		機械経費	b X 2%	式						
⑩補修費等		復元のみ	b X 20%	式						
		材料その他		式						
					直接工事費 (撤去) 計					

機械設備据付工数等計算書

番号	機械名	機器等の質量 (t)	機械分類	機械分類 (工数歩掛) (A)			環境 補正 (B)	据付工数			中古 処分 の可否 可:○	撤去工数				備考	
				1.	2	3		4	工数歩掛 (人) A×B (C)	設備操縦工 (人) C×0.9 (D)		普通作業員 (人) C×0.1 (E)	復元する場合		再築する場合		
													設備操縦工 D×0.6 (F)	普通作業員 E×0.6 (G)	設備操縦工 D×0.4 (H)		普通作業員 E×0.4 (I)
				2.4×0.76	4.8×0.76	4.8X		7.5X	(C)	(D)		(E)	(F)	(G)	(H)		(I)



機械設備運搬台数計算書

番号	機械名	機械等の質量、形状・寸法			運搬車輛 (t車)		質量基準 運搬台数 A÷C=(E)	面積基準 運搬台数 B÷D=(F)	認定台数 E又はF	備考
		質量(t) (A)	W・L・H(m)	面積(m) (B)	積載質量 (C)	積載面積 (D)				

様式第8

機械設備見積比較表

番号	機械名	見積業者名及び見積金額(円)	採用金額(円)	備考

## 附帯工作物調査算定要領

### 第1章 総 則

#### (適用範囲)

第1条 この要領は、公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（昭和43年5月30日43監第157号土木部長通達）第15第2項に規定する工作物の移転料のうち、附帯工作物の移転料に係る調査算定に適用するものとする。

2 前項の附帯工作物は、次表に区分する工作物のうち、附帯工作物の項に掲げるものをいう。

工作物区分	判 断 基 準
機械設備	<p>原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。</p>
生産設備	<p>当該設備が製品等の製造に直接・間接的に関わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。</p> <p>A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等</p> <p>B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等</p> <p>C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池、沈澱池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等</p>

	D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
附帯工作物	建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、一般住居にあっては屋外の給排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等
庭園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいう。
墳墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。

(用語の定義)

第2条 この要領において「復元」とは、既存の附帯工作物を構成する各部材を再利用することを基本として解体及び撤去し、残地又は残地以外の土地に運搬し、移設することをいう。

2 この要領において「再築」とは、原則として従前と同種同等の附帯工作物を、残地又は残地以外の土地に新設することをいう。

3 この要領において「復元費」とは、附帯工作物の復元に要する費用をいう。

4 この要領において「再築費」とは、附帯工作物の再築に要する費用をいう。

第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第3条 附帯工作物の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査に基づき、次の事項について行うものとする。

- 一 当該権利者が所有し、又は使用する一面の敷地における建物及び附帯工作物の配置状況
- 二 附帯工作物の種類、構造、形状、寸法、数量、所有者等及び設置(又は新設)年月
- 三 その他補償額算定に必要と認められる事項
- 四 当該権利者が所有し、又は使用する一面の敷地の状況及び附帯工作物の現況が把握

できる写真の撮影

- 2 前項第二号の設置年月の調査については、固定資産台帳、請負契約書等、施工業者又は所有者からの聴き取り、専門家の意見等の方法により、必要な調査を行うものとする。

(調査表)

第4条 附帯工作物の調査表は、前条の調査の結果に基づき、様式第1の附帯工作物調査表に、次に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 所在地 附帯工作物の所在地
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日
- 三 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 四 整理番号 所有者ごとの番号
- 五 所有者氏名 附帯工作物の所有者の氏名又は名称
- 六 所有者住所 附帯工作物の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 七 種類 附帯工作物の種類又は名称
- 八 構造、形状、寸法 附帯工作物の構造、外形寸法(幅×奥行×高さ)等
- 九 数量 附帯工作物の数量
- 十 設置年月 附帯工作物の設置(又は新設)年月
- 十一 備考 復元の可否、及びその他参考事項(必要に応じ附帯工作物の所在する土地所有者の氏名又は名称等)

(図面)

第5条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

- 一 附帯工作物配置図
- 二 附帯工作物の詳細図
- 三 写真撮影方向図

2 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。

- 一 図面は、附帯工作物の所有者ごとに作成する。
- 二 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3判横とする。
- 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
- 四 図面に表示する記号は、原則として、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格(JIS)の図記号による。
- 五 長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。
- 2 面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- 3 構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。
- 六 図面等に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

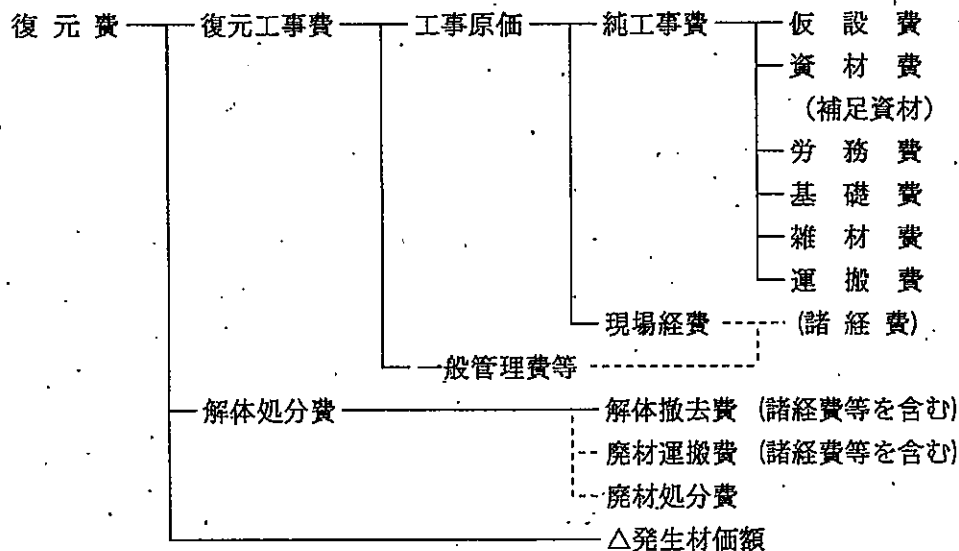
- 2 図面等に表示する面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めものとする。
- 七 配置図は、木造建物調査積算要領別添1木造建物図面作成基準（別表）又は非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。
- 八 詳細図は、必要に応じて作成し、構造、外形寸法（幅×奥行き×高さ）等を記載する。
- 九 写真撮影方向図は、附帯工作物配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。
- 十 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。
- 3 次の各号に掲げる各図面の縮尺は、原則として、当該各号に定める縮尺によるものとし、各図面に該当縮尺を記入する。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。
- 一 附帯工作物配置図 100分の1又は200分の1
  - 二 各附帯工作物の詳細図 50分の1又は100分の1
  - 三 写真撮影方向図 100分の1又は200分の1

### 第3章 算 定

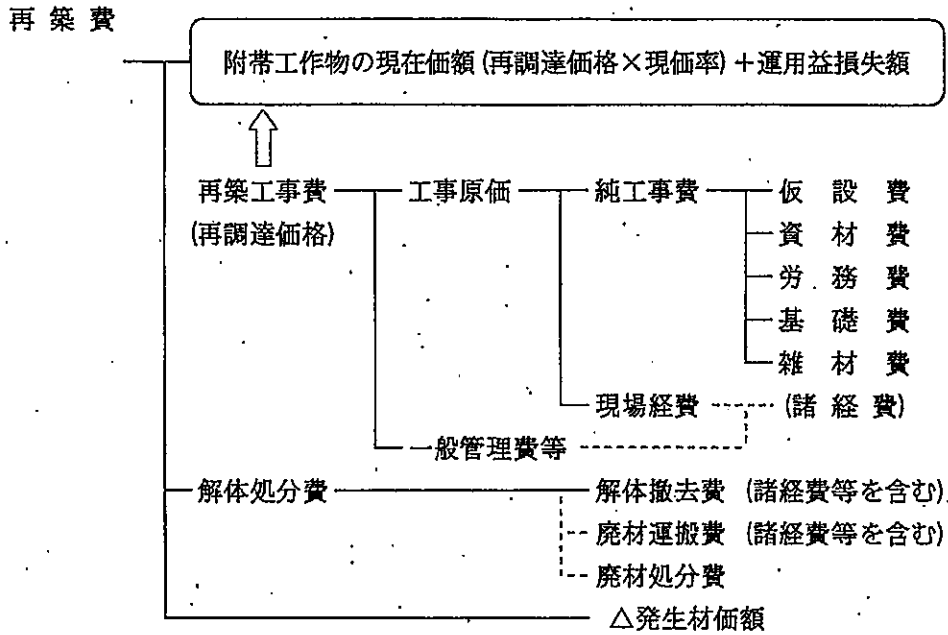
#### （補償額の構成）

第6条 附帯工作物の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。

#### ＜復元費の構成＞



<再築費の構成>



(補償額の算定)

第7条 附帯工作物の復元費及び再築費は、附帯工作物補償額算定書（様式第2）を用いて、次の各号に掲げる式により算定した額とする。

一 復元費 = 復元工事費 + 解体処分費 - 発生材価額

二 再築費 = 附帯工作物の現在価額 (再調達価格×現価率)

+ 運用益損失額 + 解体処分費 - 発生材価額

2 附帯工作物の現在価額 (再調達価格に現価率を乗じて算定する。) と運用益損失額との合計額は、再調達価格に次式による再築補償率 (小数点以下第四位を四捨五入した数値とする。) を乗じて算定するものとする。

$$\text{再築補償率} = \left(1 - 0.8 \frac{n}{N}\right) + \left(0.8 \times \frac{n}{N}\right) \left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^{N-n}} \right\}$$

n : 附帯工作物の経過年数

N : 附帯工作物の標準耐用年数 (又は実態的耐用年数)

r : 年利率

一 附帯工作物の経過年数

附帯工作物の経過年数は、既存の附帯工作物の設置 (又は新設) から補償額算定の時期までの年数をいうものとする。

二 附帯工作物の標準耐用年数

附帯工作物の標準耐用年数は、別表1に定める附帯工作物標準耐用年数表を適用して求めるものとする。

なお、標準的耐用年数によることが適当でない認められる場合は、専門家等から

の意見を聴取するなど、その他適切な方法により、その附帯工作物のもつ実態的耐用年数を定めることができるものとする。

- 3 復元費の純工事費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。
  - 一 仮設費 やりかた、墨出し、仮設足場等に要する費用を必要に応じ計上する。
  - 二 資材費 補足を必要とする主要資材・副資材の費用を計上する。
  - 三 労務費 復元工事に要する費用を計上する。
  - 四 基礎費 基礎工事に要する費用を必要に応じ計上する。
  - 五 雑材費 機械、工具類の損料及び消耗材料費を計上する。
  - 六 運搬費 再使用材の運搬に要する費用を計上する。
- 4 再築費の純工事費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。
  - 一 仮設費 やりかた、墨出し、仮設足場等に要する費用を必要に応じ計上する。
  - 二 資材費 主要資材、副資材の費用を計上する。
  - 三 労務費 再築工事に要する費用を計上する。
  - 四 基礎費 基礎工事に要する費用を必要に応じ計上する。
  - 五 雑材費 機械、工具類の損料及び消耗材料費を計上する。
- 5 解体処分費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。
  - 一 解体撤去費 解体撤去に要する費用を計上する。
  - 二 廃材運搬費 附帯工作物の所在地から廃棄物処分場までの廃材の運搬費を計上する。
  - 三 廃材処分費 解体撤去で発生した廃材の処分費用を計上する。
- 6 諸経費は、純工事費及び解体処分費（廃材処分費を除く。）の各々に、別表2 諸経費率表による諸経費率を乗じて計算するものとする。
- 7 発生材価額は、解体撤去により発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じ計上するものとする。



別表1 附帯工作物標準耐用年数表

区 分		判断基準	標準耐用年数
1	木製類	主たる構造が木製のもの	31
2	コンクリートブロック類	コンクリート2次製品を主要資材として施工されたもの 主たる構造がコンクリート造のもの	36
3	鉄筋コンクリート類	主たる構造が鉄筋コンクリート造のもの	46
4	石材類	石材を主要資材として施工されたもの 構造が石材のもの	38
5	れんが類	れんがを主要資材として施工されたもの	40
6	鋼製類・鉄類	主たる構造が金属製（鋼製、铸铁製、鉄製など） のもの	30
7	電気設備等	電気、給排水、衛生、ガス設備関係	32
8	舗装	アスファルト、コンクリート等土間叩きのもの	34
9	井戸	打込井戸	29
		掘井戸	72

別表2 諸経費率表

純工事費(百万円)	諸経費率(%)	純工事費(百万円)	諸経費率(%)
10 以下	24.9	55 を超え 60 以下	18.9
10 を超え 12 以下	24.2	60 を超え 70 以下	18.4
12 を超え 14 以下	23.6	70 を超え 80 以下	18.1
14 を超え 16 以下	23.1	80 を超え 90 以下	17.7
16 を超え 18 以下	22.7	90 を超え 100 以下	17.5
18 を超え 20 以下	22.3	100 を超え 120 以下	17.0
20 を超え 22 以下	22.0	120 を超え 140 以下	16.6
22 を超え 24 以下	21.7	140 を超え 160 以下	16.2
24 を超え 26 以下	21.5	160 を超え 180 以下	15.9
26 を超え 28 以下	21.2	180 を超え 200 以下	15.7
28 を超え 30 以下	21.0	200 を超え 250 以下	15.2
30 を超え 35 以下	20.5	250 を超え 300 以下	14.7
35 を超え 40 以下	20.1	300 を超え 350 以下	14.4
40 を超え 45 以下	19.7	350 を超え 400 以下	14.1
45 を超え 50 以下	19.4	400 を超え 500 以下	13.6
50 を超え 55 以下	19.1	500 を超えるもの	13.3

(注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

2. 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注（建築+解体）を単位として算定された額とする。

なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

附帯工作物調査表

工作物の所在地		調査年月日	年月日	調査者	整理番号	
工作物所有者 の氏名又は名称		工作物所有者の住所又 は主たる事務所の所在地				
番号	種類・名称	構造、形状、寸法	数量	単位	設置(新設)年月	備考

注. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

附帯工作物補償額算定書

工作物の所在地		所有者住所			整理番号							
工作物の所有者		移転工法		算定年月日								
地区別補正率 [C]	諸経費率 [E]	復元費又は再築費 [I]	解体撤去費計 [J]	廃材運搬費 [K]	発生材価額 [O]							
番号	種類・名称 [上段] 構造・形状・寸法 [下段]	単位	数量 [A]	単価 [B]	純工事費 $A \times B \times C = [D]$	諸経費 $D \times E = [F]$	復元価格又は再調達価格 $D + F = [G]$	再築補償率		復元費又は再築費 $G$ 又は $G \times H = [I]$	解体撤去費 [G] = [J]	備考
								耐用年数	経過年数			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

## 事業認定申請書等作成要領

### (総則)

第1条 共通仕様書第12章に規定する事業認定申請図書等の作成業務は、同章の規定によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

### (事業認定申請図書)

第2条 共通仕様書第112条に規定する事業認定申請図書は、土地収用法（以下「法」という。）

第18条に規定する次の各号の図書及びこれらを補完するための説明用資料をいう。

一 事業認定申請書（第1項、同法施行規則（以下「規則」という。）第2条様式第5）

二 添付書類

ア 事業計画書（第2項第1号、規則第3条第1号）

イ 起業地及び事業計画を表示する図面（第2項第2号、規則第3条第2号、第3号）

ウ 関連事業を証する書面（第2項第3号）

エ 法第4条地に関する調書、図面及び管理者の意見書（第2項第4号、規則第3条第4項様式第6）

オ 法令上の土地利用制限に係る行政機関の意見書（第2項第5号）

カ 行政機関の許認可又は意見書（第2項第6号）

キ 法第15条の14に規定する説明会の開催その他の措置の実施状況を記載した書面（第2項第7号、規則第3条第6項様式第6の2）

三 手続保留の申立書（第32条、規則第13条の3様式第7）

2 前項第2号ウないしカ及び第3号の図書については、必要に応じて作成するものとする。

### (事業計画の説明等)

第3条 事業認定申請書の添付書類のうち「事業計画書」については、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 事業計画の概要

二 事業の開始及び完成の時期

三 事業に要する経費及びその財源

四 事業の施行を必要とする公益上の理由

五 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

六 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

七 前6号に規定する事項を説明するために参考となる事項

(例) ア 事業認定を申請する区間が全体の一部であるときは、全体計画を明らかにする図面

イ 公益上の必要性を証するための統計資料

ウ 起業地選定理由を説明するための比較ルート又は他の候補地を表示する図面

エ 事業と都市計画との関連付けを行うための都市計画図（都市施設、用途地域、市街化区域、調整区域）

オ 財源を証するための起債許可書等の写し

カ 現在施設を移設する場合における現在施設の状況図

キ 起業地を明らかにするための航空写真

ク 土地の利用制限がある区域を表す図面

ケ 起業地の面積が必要である理由を説明するための施設基準又は同類施設の面積比較表

コ 関連事業を施行する場合において、機能回復の程度を示すために現在施設の状況を明らかにする調書

2 受託者は、前項の記載に当たり、監督職員及び発注者の計画担当部門の職員等から説明を受けるとともに、参考となる資料等の提供を受けるものとする。

（事業認定申請区域の踏査等）

第4条 事業認定申請図書の作成に際しては、あらかじめ監督職員と協議した上、事業認定申請区域の現地踏査を行い、次の各号に掲げる項目について調査を行い、調査書を作成するものとする。

- 一 起業地内における公共・公益施設（法第4条地）の位置、種類、数量及び管理者
- 二 起業地内における法令上の土地利用制限の有無、制限の態様（種別、程度）、区域、根拠法令及びその条項並びに所管行政機関等
- 三 その他必要と認められる事項

（事業認定申請の範囲の検討）

第5条 事業認定申請の範囲の検討に当たっては、原則として当該事業の目的とする公益を実現するために必要な規模を「事業単位」とする必要があるが、一方、事業の規模が大きく、一部のみ施行した場合においても目的とする公益の相当部分を実現できると認められるときは、その部分を「事業単位」とすることも可能とされていることに留意するものとする。

（事業認定申請図書の成果品の提出部数）

第6条 成果品の提出部数は、次の各号の部数を基準として、監督職員が指示するものとする。

- 一 共通仕様書第114条に規定する事前相談用資料  
正本1部及び写し3部
- 二 共通仕様書第115条に規定する本申請図書  
正本1部並びに写しとして起業地の存する都道府県及び市町村数の合計に4を加えた部数

（裁決申請図書）

第7条 共通仕様書第117条に規定する裁決申請図書は、法第40条に規定する次の各号の図書及びこれらを補完する参考図書をいう。

- 一 裁決申請書（第1項、規則第16条様式第10）
- 二 事業計画書並びに起業地及び事業計画を表示する図面（第1項第1号、規則第17条第1

号)

三 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類（第1項第2号並びに規則第17条第2号及び同条第3号）

ア 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

イ 収用し、又は使用しようとする土地の面積（土地が分割されることになる場合においては、その全部の面積を含む。）

ウ 土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間

エ 土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所

オ 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積及びその内訳

カ 権利を取得し、又は消滅させる時期

四 法第36条第1項に規定する土地調書又はその写し

2 受託者は、前項の記載に当たり、監督職員及び発注者の計画担当部門の職員等から説明を受けるとともに、参考となる資料等の提供を受けるものとする。

（事業計画書・起業地表示図・事業計画表示図）

第8条 裁決申請書の添付書類のうち、前条第1項第2号に規定する事業計画書等については、第3条に準じて記載するものとする。

（土地の所在等の説明等）

第9条 第7条第3号エの図書の作成に当たり、監督職員からの指示があるときは、次の各号に定める書類をあわせて作成するものとする。

一 規則第17条第2号イに規定する書類

二 同号ロに規定する書類

（土地調書）

第10条 第7条第4号に規定する土地調書は、土地所有者ごとに作成するものとする。但し、共有地となっている場合又は境界係争地等これによりがたい場合は、作成方法について監督職員からの指示を受け、作成するものとする。

2 前項の土地調書作成に当たっては、実測平面図をあわせて作成するものとする。

（土地調書作成に係る土地の立入）

第11条 土地調書の作成に係る土地の立入については、監督職員からの指示を受けて行うものとする。

2 前項の立入ができない場合は、作成方法について監督職員からの指示を受けて、作成するものとする。

（裁決申請図書の成果品の提出部数）

第12条 成果品の提出部数は、正本1部並びに写しとして起業地の存する市町村数の合計に4を加えた部数を基準として、監督職員が指示するものとする。

(明渡裁決申立図書)

第 13 条 共通仕様書第 118 条に規定する明渡裁決申立図書は、法第 47 条の 3 に規定する次の各号の図書及びこれらを補完する参考図書をいう。

- 一 明渡裁決申立書 (第 1 項、規則第 17 条の 7 様式第 10 の 3)
  - 二 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類 (第 1 項第 1 号並びに規則第 17 条の 6)
    - ア 土地の所在、地番及び地目
    - イ 土地にある物件の種類及び数量 (物件が分割されることになる場合においては、その全部の物件の数量を含む。)
    - ウ 土地所有者及び関係人の氏名及び住所
    - エ 法第 40 条第 1 項第 2 号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積り及びその内訳
    - オ 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限
  - 三 法第 36 条第 1 項に規定する物件調書又はその写し
- 2 前項第 2 号ウの図書の作成に当たり、監督職員からの指示があるときは、規則第 17 条の 6 第 1 号に規定する書類をあわせて作成するものとする。
  - 3 第 1 項第 2 号エの図書の作成に当たっては、規則第 17 条の 6 第 2 号に規定する書類をあわせて作成するものとする。
  - 4 受託者は、前 3 項の記載に当たり、監督職員及び発注者の計画担当部門の職員等から説明を受けるとともに、参考となる資料等の提供を受けるものとする。

(物件調書)

第 14 条 前条第 1 項第 3 号に規定する物件調書は、土地所有者ごとに作成するものとする。但し、共有地となっている場合又は境界係争地等の場合は、作成方法について監督職員からの指示を受け、作成するものとする。

- 2 前項の物件調書の作成に当たっては、建物の実測平面図、又は建物以外の物件で規模が大きいものや複雑な構造のもの等にあつては、図面を作成するものとする。
- 3 第 1 項の物件調書は、収用又は使用しようとする土地に物件が存しない場合においても作成するものとする。
- 4 受託者は第 1 項及び第 2 項の記載に当たり、監督職員から説明を受けるとともに、参考となる資料等の提供を受けるものとする。

(物件調書作成に係る土地等の立入)

第 15 条 前条各号に規定する書類の作成に係る物件の存する土地への立入及び物件 (建物等) 内部への立入については、監督職員からの指示を受けて行うものとする。

- 2 前項の立入ができない場合は、当該書類の作成方法について監督職員からの指示を受けて、作成するものとする。

(明渡裁決申立図書の成果品の提出部数)

第 16 条 成果品の提出部数は、正本 1 部並びに写しとして起業地の存する市町村数の合計に 4 を加えた部数を基準として、監督職員が指示するものとする。



## 地盤変動影響調査要領

### 第 1 章 総則

#### (適用範囲)

第 1 条 この要領は、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領（昭和 61 年 4 月 30 日 61 監第 58 号土木部長通知）第 2 条（事前の調査等）第 5 号（建物等の配置及び現況）、第 4 条（損害等が生じた建物等の調査）の調査に適用するものとする。

### 第 2 章 建物等の調査

#### 第 1 節 数量等の処理

##### (建物等の計測)

第 2 条 建物等の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第 2 位の計測が困難なものは、この限りでない。

- 2 建物等の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

##### (図面等に表示する数値及び面積計算)

第 3 条 建物等の調査図面に表示する数値は、第 2 条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

- 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第 4 位まで算出し、小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位切捨て）までの数値を求めるものとする。
- 3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第 2 位までの数値を合計した数値とするものとする。
- 4 1 棟の建物が 2 以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前 2 項の定めるところにより算出するものとする。

##### (計算数値の取扱い)

第 4 条 建物等の費用負担額算定に必要な構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使

用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

- 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、次の方法により行うものとする。
- 一 数量計算の集計は、費用負担額算定調書に計上する項目ごとに行う。
  - 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。
  - 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

（費用負担額算定調書に計上する数値）

第5条 費用負担額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次によるもののほか、第2条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物等の面積は、第3条第2項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、第4条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

（費用負担額等の端数処理）

第6条 費用負担額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次によるものとする。

- 一 費用負担額算定に必要な資材単価等は、次による。

100円未満のとき	1円未満切り捨て
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
10,000円以上のとき	100円未満切り捨て

- 二 建物等の費用負担額の算定のための共通仮設費及び諸経費並びに消費税等相当額等にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。

- 三 建物の1平方メートル当たりで算出する単価は、100円未満切り捨てとする。

- 四 建物等の費用負担額の単価は、次による。

100円未満のとき	1円未満切り捨て
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
10,000円以上のとき	100円未満切り捨て

## 第2節 建物等の調査

（調査）

第7条 建物等の調査は、事前調査と事後調査に区分して行うものとする。

- 2 事前調査及び事後調査にあつては、原則として建物等の所有者及び所有権以外の権

利を有する者（以下「所有者等」という。）の立会いのうえ行い、第12条に規定する様式第3に調査内容を確認した旨の署名・押印を求めるものとする。

（事前調査における一般的事項）

第8条 事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の事項について調査を行うものとする。

- 一 建物の敷地ごとに建物等（建物以外の工作物については主たるもの）の敷地内の位置関係
- 二 建物ごとに実測による間取り平面及び立面
- 三 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所
- 四 その他 第12条の調査書及び図面の作成に必要な事項

2 前項第3号の所有者の氏名及び住所が現地調査において確認できないときは、必要に応じて登記事項証明書を請求するなどの方法により調査を行うものとする。

（事前調査における損傷調査）

第9条 第8条の一般的事項の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。

- 一 基礎
- 二 軸部
- 三 開口部
- 四 床
- 五 天井
- 六 内壁
- 七 外壁
- 八 屋根
- 九 水回り
- 十 外構

2 基礎についての調査は、次により行うものとする。

- 一 建物の全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物基礎の四方向を水準測量で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。
- 二 コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建物の外周について、亀裂等の発生箇所及び状況（最大幅及び長さ）を計測する。
- 三 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。
- 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。

3 軸部（柱及び敷居）についての調査は、次により行うものとする。

- 一 原則として、すべての傾斜の程度を傾斜計で計測する。
- 二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から1メートルの高さの点とする。

- 三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。
- 四 計測の単位は、ミリメートルとする。
- 4 開口部（建具等）についての調査は、次により行うものとする。
  - 一 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、不良箇所すべてを計測する。
  - 二 計測箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間の最大値の点とする。
  - 三 建具の開閉が滑らかに行えないもの又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。
  - 四 計測の単位は、ミリメートルとする。
- 5 床についての調査は、次により行うものとする。
  - 一 えん甲板張り等の居室（畳敷の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。
  - 二 床仕上げ材に亀裂、縁切れ若しくは剥離又は破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。
  - 三 束又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。
  - 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。
- 6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏等のシミ等が発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。
- 7 内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
  - 一 原則として、すべてのちり切れを計測する。
  - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。
- 8 内壁に亀裂が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
  - 一 原則として、すべての亀裂の計測（最大幅、長さ及び分岐点幅）をする。
  - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
  - 三 亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状及び大きさの調査をする。
- 9 外壁に亀裂等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。
  - 一 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。
  - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。
- 10 屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときの調査は、当該建物の屋根伏図を作成し、次により行うものとする。
  - 一 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。
  - 二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。
- 11 水廻り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。

- 一 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張り等に亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときの調査は、すべての損傷について第8項に準じて行う。
  - 二 給水、排水等の配管に緩み、漏水等が視認されるときは、その状況等を調査する。
- 12 外構（テラス、コンクリート叩き、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、前項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。

#### （写真撮影）

第10条 第9条に規定する建物等の各部位の調査に当たっては、次により写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。

- 一 カラーフィルム又はデジタルカメラを使用する。
- 二 事前調査時においては、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影する。
  - イ 四方からの外部及び屋根
  - ロ 各室
- 三 第9条の調査において計測する箇所は、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。
  - イ 調査番号、建物番号及び建物等所有者の氏名
  - ロ 損傷名及び損傷の程度（計測）
  - ハ 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所

#### （事後調査における損傷調査）

- 第11条 事前調査を行った損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、その状態及び程度を第8条、第9条及び第10条の定めるところにより調査するものとする。
- 2 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、第8条の事前調査における一般的事項に準じた調査を行ったうえで損傷箇所の調査するものとする。

### 第3節 調査書等の作成

#### （事前調査書等の作成）

- 第12条 事前調査を行ったときは、次の調査書及び図面を作成するものとする。
- 一 調査区域位置図
  - 二 調査区域平面図
  - 三 建物等調査一覧表（様式第1）
  - 四 建物等調査書（平面図・立面図等）（様式第2）
  - 五 損傷調査書（様式第3）

## 六 写真集（様式第4）

### （事前調査書及び図面）

第13条 前条の調査書及び図面は、次により作成するものとする。

- 一 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。
- 二 調査区域平面図は、調査区域内の建物等の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。
  - イ 調査を実施した建物等については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。
  - ロ 縮尺は、500分の1又は1,000分の1程度とする。
- 三 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号（同一所有者が2棟以上の建物を所有している場合）の順に建物の所在、地番及び所有者等並びに建物の概要等必要な事項を記入する。また、工作物に損傷があった場合には、建物に準じて記入する。
- 四 建物等調査書（平面図、立面図等）は、第8条及び第9条の事前調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。
  - イ 建物等平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積及び各階別の面積並びにこれらの計算式を記入する。
  - ロ 建物等立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。
  - ハ その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認められたものについては、スケッチによる調査図を作成する。
  - ニ 工作物については、損傷の状況及び程度により前3号に準じて作成する。
- 五 損傷調査書は、第8条及び第9条の事前調査の結果に基づき、建物等ごとに建物等の所有者名、建物の各室の名称及び損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷の状況（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。
- 六 写真は、撮影したものをカラーのサービス判でプリントし、様式第3及び様式第4に所定の記載を行ったうえでファイルする。

### （事後調査書等の作成）

第14条 事後調査を行ったときは、第12条の調査書及び図面を基に損傷箇所の変化及び新たに発生した損傷について、事前調査までの成果を基に、第12条第1号及び第2号については異同を明示し、同条第3号から第6号までについては事前調査成果を転記し、第13条に準じて調査書及び図面を作成するものとする。

建物等調査一覧表

工区	工事名	建物等所在地 建物等所有者	建物等の概要	工期		延べ 面積	事前調査		申出 年月日	申出に対する調査結果	応復の 有無		事後調査		費用要 否	備考
				用途	経過 年数		損傷の 有無	損傷の概要			損傷の 有無	損傷の概要	調査 年月日	調査者		
		-----							-----							
		-----							-----							
		-----							-----							
		-----							-----							
		-----							-----							
		-----							-----							
		-----							-----							
		-----							-----							
		-----							-----							

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

様式第2 建物等調査書 (平面図、立面図等)

調査番号	建物番号
所有者	
工種	建物等の概要
基礎	事前調査
屋根	事後調査
外壁	
内壁	
天井	
床	
経過年数	
用途	

事前調査	調査年月日	年月日
事後調査	調査者	調査者
	調査年月日	年月日
	調査者	調査者

注 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列3横とする。



様式第3

損傷調査書（事前・事後）

調査番号	建物番号	建物等所在地		事前調査 年月日	事後調査 年月日	確認 年月日	年月日	年月日
		氏名	占有者氏名					
事前調査				事後調査				
名称 (室名)	各部仕上材	写真番号	損傷の状況	備考	写真番号	損傷の状況	備考	備考

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

	(写真貼付)	
--	--------	--

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名
○	

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名
○	

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名
○	

注 撮影番号の記入は、事前調査の場合は上段、事後調査の場合は下段とする。

様 式



貸与品等引渡通知書

年 月 日

受託者 住所  
氏名 様

( 監督職員氏名 )

下記のとおり貸与品等を引渡します。

業務名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

- 注1 貸与品等の貸与又は支給の区分を備考欄に記入する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

貸与品等受領書

年 月 日

(監督職員氏名) 様

受託者 住所  
氏名



下記のとおり貸与品等を受領しました。

業務名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

注1 貸与品等の貸与又は支給の区分を備考欄に記入する。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

貸与品等精算書

年 月 日

( 監督職員氏名 ) 様

受託者 住 所  
氏 名

㊟

下記のとおり貸与品等を精算します。

業務名		契約年月日			年 月 日	
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			貸与等 数 量	使 用 数 量	残数量	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

貸与品等返納書

年 月 日

( 監督職員氏名 ) 様

受託者 住所  
氏名

Ⓜ

下記のとおり貸与品等を返納します。

業務名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

注1 貸与品等の貸与又は支給の区分を備考欄に記入する。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。



様式第5号

年 月 日

( 監督職員氏名 ) 様

受託者 住 所  
氏 名

㊦

### 障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日契約の ため、障害物を伐除したの  
で用地調査等共通仕様書第12条第2項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

- 注1 別紙調査表は、様式第15号の立竹木調査表等に準じて作成するものとする。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

土地の登記記録調査表(一覽)

整理 番号	表 題 部				權 利 部			備 考	
	所 在	地 番	地 目	地 積 m <sup>2</sup>	所有 者	住 所	乙 区		
							有		無

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

土地の登記記録調査表

調査年月日	年 月 日	調査者		整理番号	
表 題 部 (土地の表示)					
所 在					
地 番		最終支号		地目	地積
所有者					
権 利 部 甲 区 欄 (所有権)					
登 記 名 義 人	氏名、名称				共有持分
	住所、所在地				
	氏名、名称				共有持分
	住所、所在地				
	氏名、名称				共有持分
	住所、所在地				
権 利 部 乙 区 欄 (所有権以外の権利)					
登 記 名 義 人	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利番号		権利の内容
	権利の始期				存続期間
	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利番号		権利の内容
	権利の始期				存続期間
仮登記の内容					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

建物の登記記録調査表(一覽)

整理番号	所在	表題部					権利部		備考
		家屋番号	種類	構造	床面積	原因及びその日付	甲区所有者	乙区有無	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

建物の登記記録調査表

調査年月日	年 月 日	調査者		整理番号	
表 題 部 (主たる建物の表示、附属建物の表示)					
所 在				家屋番号	
種 類		構 造		床 面 積	
登記原因及びその日付					
所有者					
権 利 部 甲 区 欄 (所有権)					
登 記 名 義 人	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
権 利 部 乙 区 欄 (所有権以外の権利)					
登 記 名 義 人	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
仮登記の内容					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

権利者調査表（土地）

調査年月日	年 月 日	調査者		整理番号	
権利者が法人以外	登記名義人の氏名			生年月日	
				死亡年月日	
	登記名義人の住所				
	相続関係			相続系統図	別紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
権利者が法人	法定代理人等	氏名			
		住所			
	財産管理人	氏名			
		住所			
	法人の名称				
	主たる事務所の所在地				
	法人の代表者	氏名			
		住所			
破産管財人等	氏名				
	住所				

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

権利者調査表（建物）

調査年月日	年 月 日	調査者		整理番号	
権利者が法人以外	登記名義人の氏名			生年月日	
				死亡年月日	
	登記名義人の住所				
	相 続 関 係			相続系統図	別 紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
権利者が法人	法定代理人等	氏名			
		住所			
	財産管理人	氏名			
		住所			
	法人の名称				
	主たる事務所の所在地				
法人の代表者	氏名				
	住所				
破産管財人等	氏名				
	住所				

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

墓地管理者調査表

調査年月日	年 月 日	調査者		整理番号	
墓地所在地					
所 有 者	墓地所有者の氏名又は名称	墓地所有者の住所又は主たる事務所の所在地			
	代表権を有する者の氏名	代表権を有する者の住所			
管 理 者	墓地管理者の氏名又は名称	墓地管理者の住所又は主たる事務所の所在地			
	代表権を有する者の氏名	代表権を有する者の住所			
包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別					
財産処分等に関する規則					
永代使用料（入壇家志納金）に関する事項					
墓地使用（祭祀）者の氏名			墓地使用（祭祀）者の氏名		
【備考】					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。



様式第9号の2

墓地使用（祭祀）者調査表

										調査年月日	年月日	調査者	整理番号		
墓地の所在地															
墓地使用（祭祀）者の氏名				墓地使用（祭祀）者の住所											
受任者又は承継人の氏名				受任者又は承継人の住所								原因			
墓地使用（祭祀）者単位の霊数															
番号	法名（戒名）	俗名	性別	享年	死亡年月日	火葬、土葬の区分									

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

年 月 日

殿

土地所有者

住 所

氏 名

㊟

住 所

氏 名

㊟

住 所

氏 名

㊟

土地境界立会確認書

長野県（国土交通省）起業

工事用地の測量のため下記記載の土

地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

市

町

郡

村

県（国土交通省）用地			隣 接 地				摘 要
大字	字	地 番	大字	字	地 番	土地所有者・その他権利者	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

年 月 日

殿

住 所  
氏 名

㊟

住 所  
氏 名

㊟

住 所  
氏 名

㊟

土地境界立会確認書

長野県（国土交通省）起業 工事用地の測量のため下記記載の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

市 町  
郡 村

県（国土交通省）用地			隣 接 地				摘 要
大字	字	地 番	大字	字	地 番	土地所有者・その他権利者	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

土地調書

長野県が施行する  
おり調書を作成する。

工事のために必要な土地について下記のと

年 月 日

事務所長 ㊟

調査責任者氏名 ㊟

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 土地所有者住所  
氏名又は名称 ㊟

年 月 日 関係人住所  
氏名又は名称 ㊟

記

所 在	地 番	公 簿		取得し、又は使用し ようとする土地		所有権以外の権利		摘 要
		地 目	地 積	現 況 地 目	面 積	種 類	権 利 者 の 氏 名	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

(参考 筆数が多い場合)

所 在	地 番	公 簿		取得し、又は使用し ようとする土地		所有権以外の権利		摘要
		地 目	地 積	現 況 地 目	面 積	種 類	権 利 者 の 氏 名	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判縦とする。

不動産調査報告書

平成 年 月 日作成

以下のとおり調査の結果を報告します。

調査・測量者  
(職・氏名)

認印又は電子署名

電話番号

( )章以降 無

I 基礎情報 (登記記録又は申請情報)	01	登記(業務)の目的	<input type="checkbox"/> 表題 <input type="checkbox"/> 分筆 <input type="checkbox"/> 合筆 <input type="checkbox"/> 地目 <input type="checkbox"/> 地積 <input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 更正 <input type="checkbox"/> 訂正						
	02	申請対象地	所在						
			登記記録、申請情報の別	<input type="checkbox"/> 登記記録 <input type="checkbox"/> 申請情報	<input type="checkbox"/> 登記記録 <input type="checkbox"/> 申請情報	<input type="checkbox"/> 登記記録 <input type="checkbox"/> 申請情報	<input type="checkbox"/> 登記記録 <input type="checkbox"/> 申請情報	<input type="checkbox"/> 登記記録 <input type="checkbox"/> 申請情報	
			不動産番号						
			地番						
			地積: m <sup>2</sup>						
	03	申請人及び利害関係人	特記事項						
			権利の種別						
			住所、所在地						
			氏名、名称						
04	隣接関係等	備考							
		本人確認の方法							
		地番							
		住所、所在地							
II 資料に関する調査又は確認	05	登記所備付料	資料の名称	<input type="checkbox"/> 地図	<input type="checkbox"/> 地図に準ずる図面	<input type="checkbox"/> 地積測量図	<input type="checkbox"/> 基準点成果 ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
			備考						
	06	登記所以外の資料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料の名称	資料の説明(内容, 活用方法等)	確認年月日	平成 年 月 日		
07	所有に係る料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料の名称	資料の説明(内容, 活用方法等)	確認年月日	平成 年 月 日			
08	官公署の等許可等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料の名称	資料の説明(内容, 活用方法等)	確認年月日	平成 年 月 日			
		特記事項							

Ⅲ 対象土地の特定による現地調査	申請地番							
	09	土地の区画・形状調査・確認						
	10	占有状況・利用状況の調査	周辺地域の状況	<input type="checkbox"/> 市街地	<input type="checkbox"/> 村落地	<input type="checkbox"/> 農耕地	<input type="checkbox"/> 山林原野	確認年月日 平成 年 月 日
			原因及び日付の調査	□(□申請人 □立会人)の説明 □官公署の証明 □その他( )				
	11	所有権調査 (所有権証明情報との対査等)	□07章 所有に係る資料	<input type="checkbox"/> 登記記録	<input type="checkbox"/> その他( )			により
							確認年月日 平成 年 月 日	
	12	合筆の特記事項					確認年月日 平成 年 月 日	
	13	分筆の特記事項					確認年月日 平成 年 月 日	
	隣接地番							
	09	土地の区画・形状調査・確認						
	10	占有状況・利用状況の調査						
	11	所有権調査						
申請地から見て東西南北側		側	側	側	側	側		
特記事項								
Ⅳ 対象土地の確認に関する筆界	14	登記所備付地図の種類	縮尺	<input type="checkbox"/> 1/250 <input type="checkbox"/> 1/500 <input type="checkbox"/> 1/600 <input type="checkbox"/> 1/1000 <input type="checkbox"/> 1/1200 <input type="checkbox"/> その他( )			<input type="checkbox"/> 縮尺なし	
			作成事業	<input type="checkbox"/> 法14条1項 <input type="checkbox"/> 国土調査 <input type="checkbox"/> 区画整理 <input type="checkbox"/> 土地改良 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 法14条4項 <input type="checkbox"/> マイラー化 <input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/>				
			精度区分	<input type="checkbox"/> 甲1 <input type="checkbox"/> 甲2 <input type="checkbox"/> 甲3 <input type="checkbox"/> 乙1 <input type="checkbox"/> 乙2 <input type="checkbox"/> 乙3 <input type="checkbox"/> 精度区分なし				
			現地との整合性	<input type="checkbox"/> 一致 <input type="checkbox"/> 概ね一致 <input type="checkbox"/> 不一致 <input type="checkbox"/> その他( )				
			特記事項				確認年月日 平成 年 月 日	
報告事項								

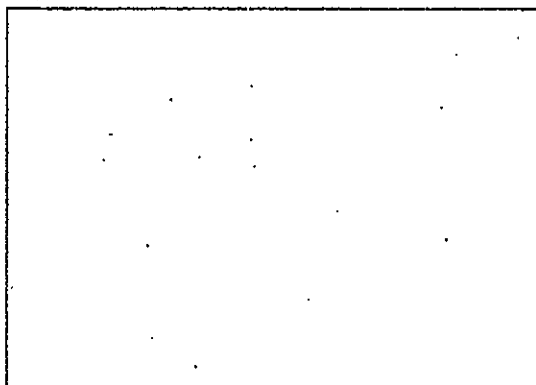
申請地・隣接地の別及び地番	15		16	
	既提出の地積測量図との関係	境界標の状況	立会の態様	筆界確認の方法
<input type="checkbox"/> 申請地 <input type="checkbox"/> 隣接地	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	立会者	
地番	作成年月日	<input type="checkbox"/> 既存境界標( )点	同住所	
	年月日			
	現地と既提出地積測量図との整合性	<input type="checkbox"/> 新設境界標( )点	同資格	
			本人確認方法	
特記事項			<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 立会 平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 申請地 <input type="checkbox"/> 隣接地	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	立会者	
地番	作成年月日	<input type="checkbox"/> 既存境界標( )点	同住所	
	年月日			
	現地と既提出地積測量図との整合性	<input type="checkbox"/> 新設境界標( )点	同資格	
			本人確認方法	
特記事項			<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 立会 平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 申請地 <input type="checkbox"/> 隣接地	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	立会者	
地番	作成年月日	<input type="checkbox"/> 既存境界標( )点	同住所	
	年月日			
	現地と既提出地積測量図との整合性	<input type="checkbox"/> 新設境界標( )点	同資格	
			本人確認方法	
特記事項			<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 立会 平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 申請地 <input type="checkbox"/> 隣接地	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	立会者	
地番	作成年月日	<input type="checkbox"/> 既存境界標( )点	同住所	
	年月日			
	現地と既提出地積測量図との整合性	<input type="checkbox"/> 新設境界標( )点	同資格	
			本人確認方法	
特記事項			<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 立会 平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 申請地 <input type="checkbox"/> 隣接地	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	立会者	
地番	作成年月日	<input type="checkbox"/> 既存境界標( )点	同住所	
	年月日			
	現地と既提出地積測量図との整合性	<input type="checkbox"/> 新設境界標( )点	同資格	
			本人確認方法	
特記事項			<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 立会 平成 年 月 日	
報告事項				

IV 対象土地に関する筆界の確認



V 地積の測量方法に関する情報	17	基本三角点の 等・恒久的 地物（登記 基準点・参 照点）から の測量	符号及び名称，既知点・新点の別，標識，恒久的地物の種類，データ種別，座標系，変換方法，使用機器，観測の方法，精度管理，測量年月日等				
	18	筆界点測量	画地調整	種類，条件，計算資料等			
			細部測量	筆界点名又は符号，既設・新設の別，使用機器，測量者，観測の方法，測量年月日等			
19	求積方法	地番					
		計算方法					
		登記記録との差					
		特記事項					
20	誤差の許容限度	地域区分	<input type="checkbox"/> 市街地(甲2まで) <input type="checkbox"/> 村落・農耕地(乙1まで) <input type="checkbox"/> 山林・原野(乙3まで)				
		精度区分	<input type="checkbox"/> 甲1 <input type="checkbox"/> 甲2 <input type="checkbox"/> 甲3 <input type="checkbox"/> 乙1 <input type="checkbox"/> 乙2 <input type="checkbox"/> 乙3				
		判断の概要	地積更正の必要性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 地図訂正の必要性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他				
		特記事項					
報告事項							
総合報告							

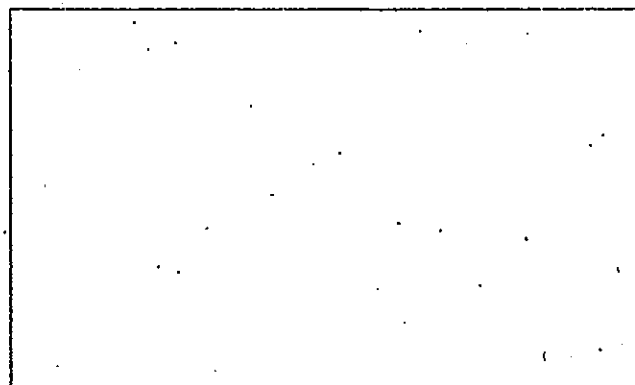
画像情報



画像資料No. \_\_\_\_\_

摘要 \_\_\_\_\_  
-----  
-----

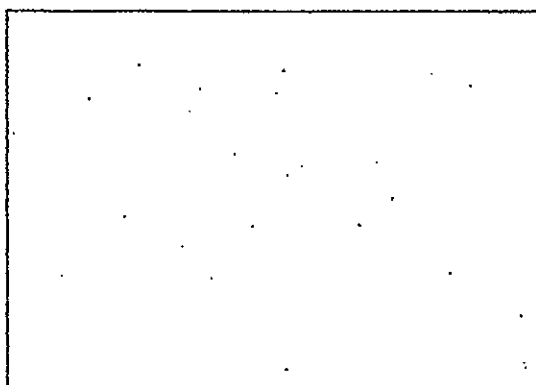
撮影 作成 平成 年 月 日



画像資料No. \_\_\_\_\_

摘要 \_\_\_\_\_  
-----  
-----

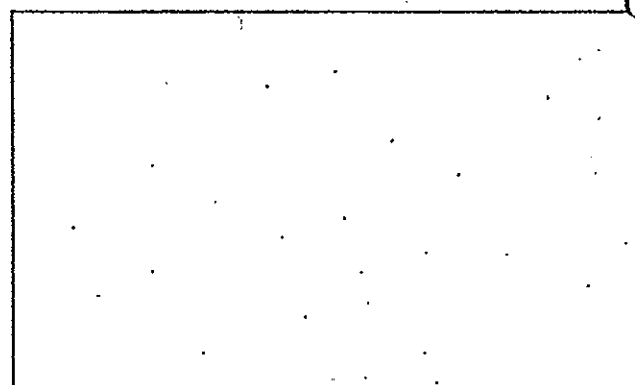
撮影 作成 平成 年 月 日



画像資料No. \_\_\_\_\_

摘要 \_\_\_\_\_  
-----  
-----

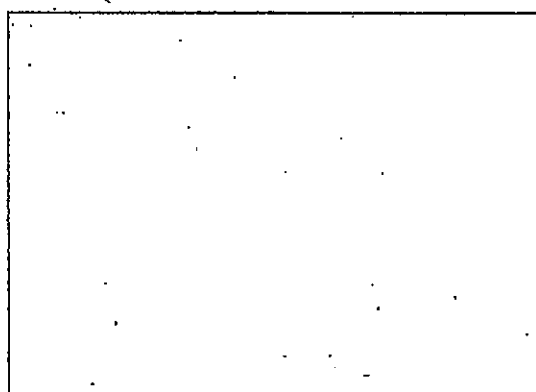
撮影 作成 平成 年 月 日



画像資料No. \_\_\_\_\_

摘要 \_\_\_\_\_  
-----  
-----

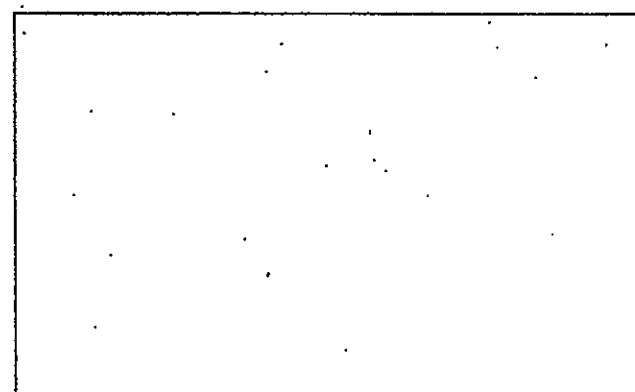
撮影 作成 平成 年 月 日



画像資料No. \_\_\_\_\_

摘要 \_\_\_\_\_  
-----  
-----

撮影 作成 平成 年 月 日



画像資料No. \_\_\_\_\_

摘要 \_\_\_\_\_  
-----  
-----

撮影 作成 平成 年 月 日

調査素図

様式第14号 (欠)

※ 工作物調査表は、別記10の附帯工作物要領による。

立竹木調査表

立竹木の所在地		調査年月日	年月日	調査者	整理番号								
立竹木の所有者の氏名又は名称	立竹木所有者の住所又は主たる事務所の所在地	樹種名	根本周囲胸高直径株廻り	樹齡	樹高	枝幅	單位面積当たりの植林の本数又は栽培の本数	収穫量	管理状況	移植の適否	本数、株数又は面積	単位	備考

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

墳墓調査表

		調査年月日	年月日	調査者	整理番号
墳墓の所在地					
墓地使用(祭祀)者の氏名	墓地使用(祭祀)者の住所				
番号	墓石・墓誌等の区分	墓石・墓誌・カロート等の形状、寸法、種類等	数量	単位	備考

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

計画概要表（検討資料）

整理番号		検討月日		検討者		
所在地				用途地域	建ぺい率	
土地所有者				容積率	その他	
建物所有者				家族人員	占有者	
建物の構造概要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積	主たる用途
(1)						
(2)						
(3)						
(4)						
計						
敷地面積(A)		事業用地率 (B)/(A)		特記事項		
事業用地 面積(B)		残地建築 可能面積				
残地又は建築 可能面積(C)		建築可能 延べ面積				
営 業 の 実 態						
業 種		基 本 額	収 益	円		
従 業 員 数			給 料	円		
一 か 月 の 売 上			固定経費	円		
			計	円		
検討結果						

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

計 画 概 要 表

所在地	敷地面積等の確認		概 要	特 記 事 項
建物所有者			用途に係るもの (機能の)	
土地所有者				
道路関係	計画道路等	郡・区・私	m 1. 残地実測図 2. 図上求め他 3. その他 〔 〕	
	敷地に接面する道路	4. 2条2項(第1号)道路後退距離		
	都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域		
	区域・地区	第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業 工業専用・特別用途地区( ) 無指定 高度地区( ) 種・美観地区・風致地区第( ) 種		
建築基準法関係	防火指定	防火・準防火・無指定	構造に係るもの (基礎の)	
	22条・23条指定地域	防火しななければならない範囲		
	建ぺい率	( ) % 敷地に二以上の地域・地区のある場合( ) %	設備に係るもの	
	角地適用	有・無(条件)		
	容積率	( ) % 敷地に二以上の地域・地区のある場合( ) %		
	絶対高さ	有・無( ) m		
	建築協定	有・無( )		
	壁面後退	有・無( )	その他	
	斜線			
	北側斜線			
	隣地斜線			
	道路斜線			
	(図示)			

注 計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。  
用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。



様式第17号の3

面・積・比・較・表

建物No.	現・状		建・物		A			案			B			案			C			案		備 考																
	階	室	名	面	積	階	面	積	増	減	階	面	積	増	減	階	面	積	増	減	階		面	積	増	減												
	1	階	床	面	積																																	
	2	階	床	面	積																																	
	3	階	床	面	積																																	
	4	階	床	面	積																																	
	建物延べ面積																																					
	面積増減率					①																																

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

計画概要比較表

項	目	A	B	C	案
敷地面積 m <sup>2</sup> ( )	建ぺい率 ( % )	%	%	%	%
	容積率 ( % )	%	%	%	%
	建物(計画)延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	面積増減率	m <sup>2</sup> ( % )	m <sup>2</sup> ( % )	m <sup>2</sup> ( % )	m <sup>2</sup> ( % )
建築基準法その他法令上の問題点					
平面計画上の メリット及びデメリット メリット=(M) デメリット=(D)	(M)				
	(D)				
総合判断					
判定					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

営業調査総括表(1)

調査番号		調査期間		調査担当者名						
名称		法人 個人 青・白	代表者名	住所	公( )					
営業種目		開業年月日		資本金						
所属 (組合・団体)名		従業員数		売場面積等						
後継対象地	営業所名		所在地							
	営業種目		製品の 許認可等		従業員数					
本支店の 関連度 (組織図)										
所得 申告 額	年別 資料 出所先	年	年	年	主な販 売製 又造 は品 目	主な販 売 製造品 目	主な 仕入れ先	主な 販売先	売上構成	
	税務署	円	円	円					品目	構成比(%)
	税務事務所									
	市町村									
所得 額の 計算	年別 項目	年	年	年	年	摘要				
	総売上高		円		円					
	期末棚卸高									
	当期製造原価									
	当期仕入額									
	期首棚卸高									
	売買差益									
	営業費									
差引所得額										
売上 高の 概略 調査	商品の回転率によるもの (年間在庫高が平均している場合)				平均在庫高( 円)年平均回転率( %)					
	従業員数によるもの (従業員の数により売上高が左右される場合)				1人1か月(又は1日)平均売上高( 円)					
	売場面積によるもの (売場面積により売上高が左右される場合)				1か月平均( m)当たり売上高( 円)					
	客数によるもの (1人の料金又は購買額がほぼ同一の場合)				1か月(又は1日)平均客数( 人) 料金等( 円)					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

営業調査総括表(2)

販売方法等	販売方法	店舗	%	代金決済方法	現金	%	販売先	県内	%
		外交			売掛			地方	
		通信			月賦			輸出	
		その他			その他			その他	
得意先の状況		売上に占める地元固定客の割合( % )			営業の季節的変動	売上の多い時期( 月~ 月) 売上の少ない時期( 月~ 月)			
一般管理費・販売費等	営業費明細				営業用固定経費明細				
	科目	金額	摘要	科目	金額	摘要			
	給料・手当	円		公租公課	円				
	荷造・運賃			基本料金					
	消耗品費			減価償却費					
	水道光熱費			維持管理費					
	宣伝広告費			法定福利費					
	通信・交通費			宣伝広告費					
	接待交際費			諸組合費					
	福利厚生費								
	修繕費								
公租公課									
その他			その他						
計			計						
営業用資産	固定資産				流動資産				
	現在価格の総額		売却・取り壊し処分・スクラップ価格の総額		現在価格の総額		売却価格の総額		
	円		円		円		円		
主な取引金融総額									
労働協約等の内容	労働協約		あり・なし						
	就業規則		あり・なし						
	雇用契約		あり・なし						
	その他								
立地条件等	立地条件								
	地域的特性								
	その他								
その他									

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第18号の3

従 業 員 調 査 表

従 業 員 氏 名	性 別	年 令	職 種	1 箇 月 の 平 均 賃 金	摘 要

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

仕 入 先 調 査 表

仕 入 先 名 称	所 在	品 名	金 額

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

## 居 住 者 等 調 査 表

調査年月日	年 月 日	調査者		整理番号	
居住者等の氏名又は名称			電話番号		
居住者等の住所又は主たる事務所の所在地			建物番号		
			室 番号		
居住者の家族構成	続 柄	氏 名	生年月日	備 考	
	世帯主				
住居等の面積		使用状況			
貸主の氏名又は名称					
貸主の住所又は主たる事務所の所在地					
賃料（共益費）	権利金・敷金	契約期間	入居期間		
		~	~		
確認資料			特記すべき契約条件		
【 備 考 】					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第20号

# 動産調査表

調査年月日		年月日	調査者	整理番号								
動産の所在地		建物番号										
動産所有者又は名称の氏名又は住所又は主たる事務所の所在地		室番号										
建物延床面積		住居占有面積	店舗等占有面積	収容状況								
一 般 動 産												
番号	動産の品目	形状、寸法	重量、数量又は体積	単位	備考	重量、数量又は体積	形状、寸法	動産の品目	番号	備考	単位	備考

注用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。



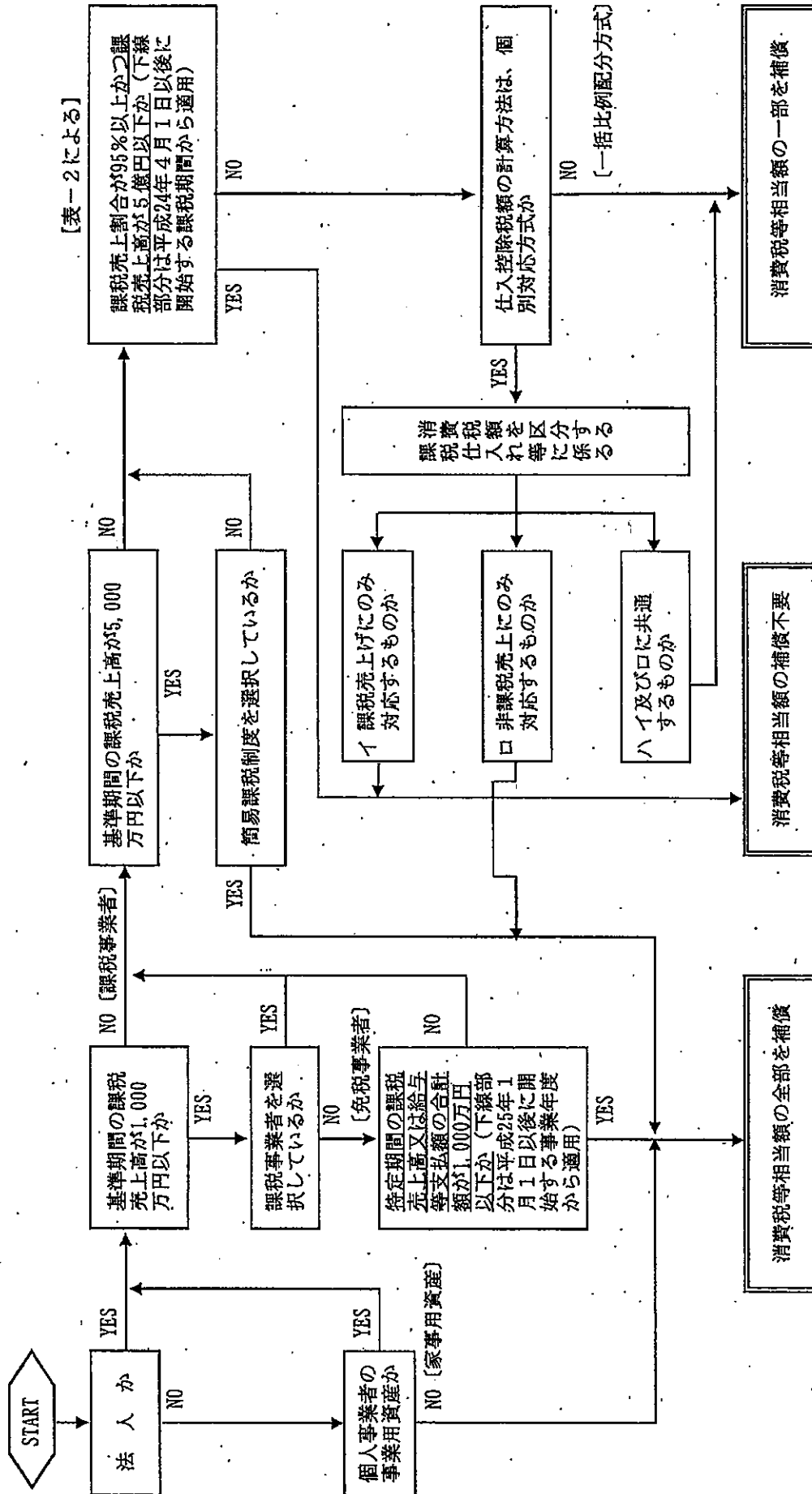
消費税等調査表

		調査者	印	年月日	
都道府県		郡市	区	町村	大字
調査対象者	住所	都道府県	郡市	町村	大字
	氏名又は法人・代表者名				
調査対象物件名・用途			調査対象物件の資産の区分		
			<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日				
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料				

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

2 本調査表には、表-1及び表-2を添付すること。

表-1



(注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。

② 上記アローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。

③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

表-2

本 則 課 税	資 料	前年（個人）又は全事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」	<input type="checkbox"/> 有（下記へ） <input type="checkbox"/> 無
		「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書 類」の有無及び承認割合について ※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資 産である場合のみ収集する。	<input type="checkbox"/> 有（個別対応方式の共 用資産へ） <input type="checkbox"/> 無（下記へ）
業 者 関 係	補償用 課税売上割合	① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き） _____ 円 ② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き） _____ 円 ③ 土地買収代金額等 （区分地上権、地役権設定代金を含む） _____ 円	
	補償用課税売 上割合の算出 ① / (② + ③)	① _____ 円 ② _____ 円 + ③ _____ 円	= _____ %
	補償用課税売 上割合の率	補償用課税 売上割合率	<input type="checkbox"/> 95%以上である <input type="checkbox"/> 95%未満である（下記へ）
	採用方式	前年又は事業年度の 「消費税及び地方消費 税確定申告書（控）」	<input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している （一括比例配分方式へ） <input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している （個別対応方式へ）
	個別対応方式	補償対象物件	<input type="checkbox"/> イ 課税売上にもみ対応するもの <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上にもみ対応するもの <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの（下記へ）
	個別対応方式 の共用資産	一部 補償	消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合) 円 × (1 - 0. _____) = _____
	一括比例配分 方式		消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合) 円 × (1 - 0. _____) = _____

概 要 書 企 業 概 要 書

所在地	組織図		製品等の製造工程流れ図	
	名称及び代表者名			
業種				
製造、加工販売等品目				
原材料、製品及び商品種類				
主な仕入先				
販売先				
移転工法等 検討すべき事項				
敷地面積 (A)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%
	事業用地面積 (B)	容積率	建ぺい率	その他
用途地域等の	用途地域			
公法上の規制				
特記事項				

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

移転工法（計画）案検討概要書

項 目	A	B	C	案
移転計画の概要 （建物、機械設 備等の移転方法 及び移転期間）				
移転計画の特長 （メリット）				
移 転 計 画 の 点 問 題 （デメリット）				
移 転 費 用 概 算 額				
総 合 判 断				

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

移転工法（計画）各案の比較表

項目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の 範囲及び移転の 方法 （補償建物の棟 数面積、概算 額、その他）			
主たる工作物（ 機械設備等）の 移転範囲及び方 法 （機種名、概算 額、その他）			
敷地内の動線 （駐車場、緑地、 原料、製品等の 置場面積）の確 保状況			
営業補償等に係 るもの （休業する部門 補償概算額、そ の他）			

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

説 明 記 録 簿

説明場所					
説明年月日		年	月	日	時間 自 至
出席者	説明者				
	相手方				
説明内容及び質疑					
特記事項					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

○

○